

令和3年度

# 能代市水防計画

能代市



## 目 次

<b>第 1 章 総則</b>	
1. 1 目的	1
1. 2 用語の定義	1
1. 3 水防の責任等	4
1. 4 水防計画の作成及び変更	6
1. 5 津波における留意事項	7
1. 6 安全配慮	7
<b>第 2 章 水防組織</b>	8
<b>第 3 章 重要水防箇所</b>	
3. 1 国土交通省管理河川における重要水防区域評価基準	10
3. 2 国土交通省重要水防箇所別調書	12
3. 3 国土交通省重要水防箇所図	15
3. 4 秋田県管理河川における重要水防箇所評価基準	17
3. 5 秋田県重要水防箇所一覧表	19
<b>第 4 章 予報及び警報</b>	
4. 1 気象庁が行う予報及び警報	20
4. 2 洪水予報河川における洪水予報	29
4. 3 水位周知河川における水位到達情報	34
4. 4 水位周知下水道における水位到達情報	42
4. 5 水位周知海岸における水位到達情報	43
4. 6 水防警報	44
<b>第 5 章 水位等の観測、通報及び公表</b>	
5. 1 水位の観測、通報及び公表	51
5. 2 雨量の観測及び通報	54
5. 3 水位等の通報系統図	55
<b>第 6 章 気象予報等の情報収集</b>	56
<b>第 7 章 ダム・水門等の操作</b>	
7. 1 ダム・水門等	57
7. 2 操作の連絡	57
7. 3 連絡系統	57
<b>第 8 章 通信連絡</b>	
8. 1 通信連絡系統	58
<b>第 9 章 水防施設及び輸送</b>	
9. 1 水防倉庫及び資器材	59
9. 2 輸送の確保	60
<b>第 10 章 水防活動</b>	
10. 1 水防体制	61
10. 2 巡視及び警戒	66
10. 3 水防作業	67
10. 4 緊急通行	67
10. 5 警戒区域の設定	67
10. 6 避難のための立退き	67
10. 7 災害発生時の処置	67
10. 8 決壊・漏水等の通報及びその後の措置	68
10. 9 水防体制の解除	68

<b>第 1 1 章</b>	<b>水防信号、水防標識等</b>	
1 1. 1	水防信号	69
1 1. 2	水防標識	70
1 1. 3	身分証明書	71
<b>第 1 2 章</b>	<b>協力及び応援</b>	
1 2. 1	河川管理者の協力及び援助	72
1 2. 2	水防管理団体相互の応援及び相互協定	72
1 2. 3	警察官の援助要求	73
1 2. 4	自衛隊の派遣要請	73
1 2. 5	国（河川事務所、地方気象台等）との連携	73
<b>第 1 3 章</b>	<b>費用負担と公用負担</b>	
1 3. 1	費用負担	74
1 3. 2	公用負担	74
<b>第 1 4 章</b>	<b>水防報告等</b>	
1 4. 1	水防記録	76
1 4. 2	水防報告	76
1 4. 3	被害調査及び報告	76
<b>第 1 5 章</b>	<b>水防訓練</b>	79
<b>第 1 6 章</b>	<b>浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置</b>	
1 6. 1	洪水対応	80
1 6. 2	津波対応	86
<b>第 1 7 章</b>	<b>水防協力団体</b>	
1 7. 1	水防協力団体の指定、監督、情報の提供	88
1 7. 2	水防協力団体の業務	88
1 7. 3	水防協力団体の水防団等との連携	88
1 7. 4	水防協力団体の申請・指定及び運用	88
<b>第 1 8 章</b>	<b>能代市防災会議条例等</b>	
1 8. 1	能代市防災会議条例	89
1 8. 2	能代市防災会議委員名簿	90
<b>第 1 9 章</b>	<b>関係法令</b>	
1 9. 1	水防法	91
1 9. 2	水防法施行規則	109
1 9. 3	水防施設費国庫補助規則	115
1 9. 4	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(抄)	117
1 9. 5	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令(抄)	117
1 9. 6	気象業務法(抄)	118
1 9. 7	気象業務法施行令(抄)	120
1 9. 8	退職水防団等報償規定	123
1 9. 9	水防功労者表彰規則	124
<b>第 2 0 章</b>	<b>資料</b>	
2 0. 1	水防工法一覧表	126
2 0. 2	秋田県の河川に適していると思われる水防工法	129
2 0. 3	水防協力団体指定要領（例）	136
2 0. 4	水防協力団体との水防協働活動実施要領（例）	139

# 第1章 総則

## 1. 1 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、秋田県知事から指定された指定水防管理団体たる能代市が、同法第33条第1項の規定に基づき、能代市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、能代市の地域にかかる河川、湖沼又は海岸の洪水、内水（法第2条第12項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）、津波又は高潮の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

## 1. 2 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

### (1) 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。

### (2) 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。

### (3) 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。

### (4) 能代市水防管理者

能代市長をいう（法第2条第3項）。

### (5) 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。

### (6) 消防機関の長

能代山本広域市町村圏組合消防本部消防長をいう（法第2条第5項）。

### (7) 水防団

法第6条に規定する水防団をいう。

### (8) 量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。

都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第12条）。

### (9) 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。

### (10) 洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は秋田

県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。

(11) 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。

(12) 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は秋田県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。

(13) 水位周知下水道

都道府県知事又は市町村長が、内水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。都道府県知事又は市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第13条の2）。

(14) 水位周知海岸

都道府県知事が、高潮により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した海岸。都道府県知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定めた高潮氾濫危険水位（高潮特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第13条の3）。

(15) 水位到達情報

水位到達情報とは、国土交通大臣又は秋田県知事が指定した水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位または高潮特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川または水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。

(16) 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに秋田県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

(17) 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(18) 避難判断水位

市町村長の避難準備・高齢者等避難開始発表の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

(19) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市

町村長の避難指示等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(20) 内水氾濫危険水位

法第13条の2第1項及び第2項に規定される雨水出水特別警戒水位のこと。内水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

(21) 高潮氾濫危険水位

法第13条の3に規定される高潮特別警戒水位のこと。高潮により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示等の発令判断の目安となる水位である。

(22) 洪水特別警戒水位

法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(23) 雨水出水特別警戒水位

法第13条の2第1項及び第2項に定める内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。内水氾濫危険水位に相当する。都道府県知事または市町村長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(24) 高潮特別警戒水位

法第13条の3に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。高潮氾濫危険水位に相当する。都道府県知事は、指定した水位周知海岸においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(25) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(26) 洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第14条）。

(27) 内水浸水想定区域

水位周知下水道について、内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事又は市町村長が指定した区域をいう（法第14条の2に規定される雨水出水浸水想定区域）。

(28) 高潮浸水想定区域

水位周知海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事が指定した区域をいう（法第14条の3）。

(29) 浸水被害軽減地区

洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう（第15条の6）。

## 1. 3 水防の責任等

水防に係る各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

### (1) 市の責任

水防管理団体である市は、市の区域における水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ① 水防団の設置（法第5条）
- ② 水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
- ③ 平常時における河川等の巡視（法第9条）
- ④ 水位の通報（法第12条第1項）
- ⑤ 水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知（法第13条の2第2項）
- ⑥ 内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条の2）
- ⑦ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- ⑧ 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の2）
- ⑨ 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の3）
- ⑩ 浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第15条の6、法第15条の7、法第15条の8）
- ⑪ 予想される水災の危険の周知（法第15条の11）
- ⑫ 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- ⑬ 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）
- ⑭ 警戒区域の設定（法第21条）
- ⑮ 警察官の援助の要求（法第22条）
- ⑯ 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- ⑰ 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- ⑱ 公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条第3項）
- ⑲ 避難のための立退きの指示（法第29条）
- ⑳ 水防訓練の実施（法第32条の2）
- ㉑（指定水防管理団体）水防計画の策定及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
- ㉒（指定水防管理団体）水防協議会の設置（法第34条）
- ㉓ 水防協力団体の指定・公示（法第36条）
- ㉔ 水防協力団体に対する監督等（法第39条）
- ㉕ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ㉖ 水防従事者に対する災害補償（法第45条）
- ㉗ 消防事務との調整（法第50条）

### (2) 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ① 指定水防管理団体の指定（法第4条）
- ② 水防計画の策定及び要旨の公表（法第7条第1項及び第7項）
- ③ 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2、下水道法第23条の2）

- ④ 都道府県水防協議会の設置（法第8条第1項）
- ⑤ 気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）
- ⑥ 洪水予報の発表及び通知（法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項）
- ⑦ 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- ⑧ 水位周知河川、水位周知下水道及び水位周知海岸の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第2項及び第3項、第13条の2第1項並びに第13条の3）
- ⑨ 洪水予報又は水位情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- ⑩ 洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条、第14条の2及び第14条の3）
- ⑪ 都道府県大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の10）
- ⑫ 水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等指定したときの公示（法第16条第1項、第3項及び第4項）
- ⑬ 水防信号の指定（法第20条）
- ⑭ 避難のための立退きの指示（法第29条）
- ⑮ 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
- ⑯ 水防団員の定員の基準の設定（法第35条）
- ⑰ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ⑱ 水防管理団体に対する水防に関する勧告又は助言（法第48条）

### （3）国土交通省の責任

- ① 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- ② 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）
- ③ 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- ④ 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第1項）
- ⑤ 洪水予報又は水位情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- ⑥ 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- ⑦ 大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の9）
- ⑧ 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項及び第2項）
- ⑨ 重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第31条）
- ⑩ 特定緊急水防活動（法第32条）
- ⑪ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ⑫ 都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

### （4）河川管理者の責任

- ① 水防管理者に対する浸水被害軽減区域の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第15条の12）

### （5）気象庁の責任

- ① 気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
- ② 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）

### （6）居住者等の義務

- ① 水防への従事（法第24条）
- ② 水防通信への協力（法第27条）

(7) 水防協力団体の義務

- ① 決壊の通報（法第25条）
- ② 決壊後の処置（法第26条）
- ③ 水防訓練の実施（法第32条の2）
- ④ 津波避難訓練への参加（法第32条の3）
- ⑤ 業務の実施等（法第36条、第37条、第38条）

## 1. 4 水防計画の作成及び変更

(1) 水防計画の作成及び変更

市は、毎年、県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ、能代市防災会議に諮るとともに、秋田県知事に届け出るものとする。

また、市は、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

(2) 大規模氾濫減災協議会

国土交通大臣が組織する大規模氾濫減災協議会及び知事が組織する都道府県大規模氾濫減災協議会において取りまとめられた「地域の取組方針」については、水防計画へ反映するなどして、取組を推進するものとする。

## 1. 5 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

## 1. 6 安全配慮

洪水、内水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、次の事項に留意し水防団員自身の安全を確保しなければならない。

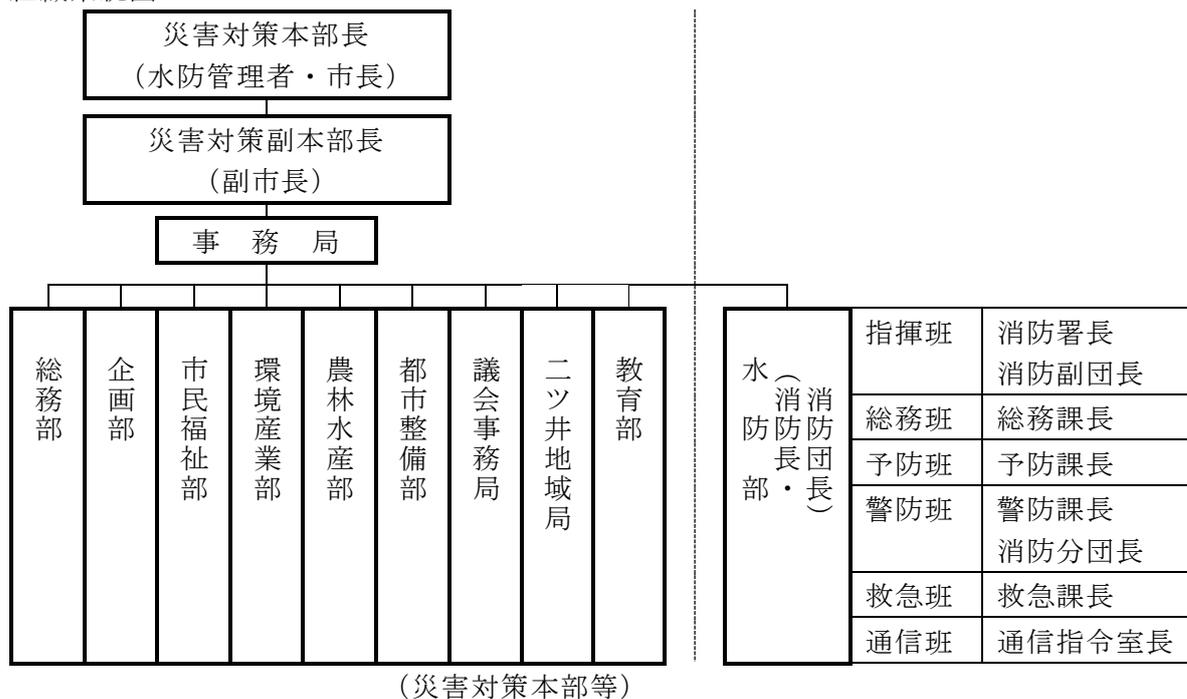
- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・水防活動は原則として複数人で行う。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間帯を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- ・津波浸水想定区域内にある水防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。

## 第2章 水防組織

### 市の水防組織

水防に係りのある警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水、内水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから洪水等のおそれがなくなったと認められるときまで、市は市役所に水防を実施するための能代市地域防災計画に基づく災害対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）を設置し、次の組織で事務を処理する。

#### (1) 組織系統図



(2) 災害対策本部等の事務分掌

部	班	事務分掌
総務部 (本部事務局)	総括班	(1) 水防関係機関等への連絡調整に関する事。 (2) 各部、班への指示、情報の伝達及び連絡調整に関する事。 (3) 関係協力機関との連絡調整に関する事。
	防災 対策班	(1) 気象・水位・雨量等の情報収集及び連絡に関する事。 (2) 水門開閉状況の連絡受理に関する事。 (3) 水防警報の受信及び受信事項の本部長への報告に関する事。 (4) 被害状況の収集総括に関する事。 (5) 災害応急対策の立案、調整に関する事。 (6) 知事及び他市町村への応援要請に関する事。 (7) 警戒区域の設定及び避難指示の発令に関する事。
都市整備部	土木班	(1) 堤防等の警戒箇所の巡視に関する事。 (2) 決壊通報等の本部への連絡及び必要な措置に関する事。 (3) 水防資器材の調達及び輸送に関する事。
水防部	指揮班	(1) 指揮統括に関する事。 (2) 消防職員、消防団の動員に関する事。 (3) 消防部隊の指揮運用に関する事。 (4) その他、消防機関が行う水防活動指揮全般に関する事。
	総務班	(1) 水防資器材の調達に関する事。 (2) 消防職員、団員の公務災害に関する事。 (3) 水防応援要請に関する事。
	予防班	(1) 被害調査の集計及び報告に関する事。 (2) 被害情報の収集総括に関する事。 (3) その他、水防調査全般に関する事。
	警防班	(1) 水防における管内の巡視、警戒、防御に関する事。 (2) 水防警戒区域の設定に関する事。 (3) 避難誘導及び被災者の救出に関する事。 (4) 水防作業の現地指導に関する事。 (5) 水防要員、水防資器材の輸送に関する事。 (6) 被害調査及び報告に関する事。 (7) その他消防機関が行う警防活動全般に関する事。
	救急班	(1) 救急に関する事。 (2) 医療情報の収集に関する事。 (3) 仮設救護所の設置に関する事。 (4) その他、救急上必要な事項。
	通信班	(1) 水位記録の収集、報告に関する事。 (2) 水防信号の伝達に関する事。 (3) 水防現場の連絡調整に関する事。 (4) 水防活動状況の収集及び報告に関する事。 (5) その他、通信指令全般に関する事。

### 第3章 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

#### 3.1 国土交通省直轄河川区間重要水防区域評定基準

種別	重要度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水 (溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	<p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。</p> <p>堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。</p>	<p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。</p> <p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。</p>	
基礎地盤漏水	<p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。</p> <p>基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。</p>	<p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関する変状が集中している箇所。</p> <p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。</p>	

		水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水衝・洗掘	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。</p> <p>橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。</p> <p>波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。</p>	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工 作 物	<p>河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。</p> <p>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。</p>	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工 事 施 工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新 堤 防 ・ 破 堤 跡 ・ 旧 川 跡			<p>新堤防で築造後3年以内の箇所。</p> <p>破堤跡又は旧川跡の箇所。</p>
陸 闌			陸闌が設置されている箇所。

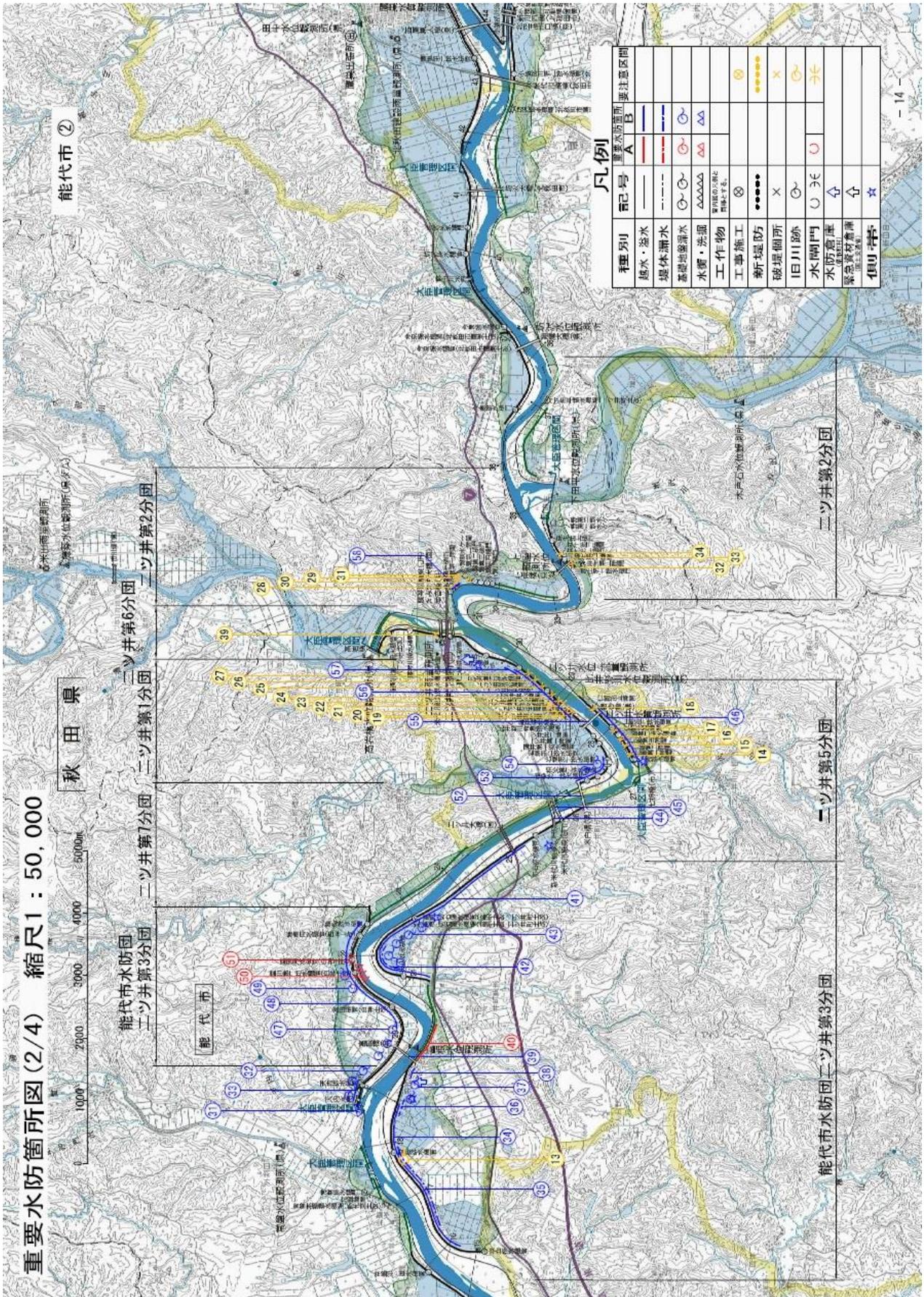
### 3. 2 国土交通省重要水防箇所別調書

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和3年度評定				対 策 水 防 工 法 名	変 更 理 由 等	関 連 計 画 等	水 防 警 報 対 象 観 測 所	関 連 市 町 村	出 張 所
				堤 防(m)		工 作 物 (箇所)							
				A	B	A	B						
米代川	0.7～ 1.8	中島 (左)	堤体漏水 (1)		1,100			月の輪工	評定基準の改定	改修	向能代	能代市	二 ツ 井 出 張 所
	0.7～ 1.8	"	基礎地盤 漏水 (2)		1,100			釜段工	評定基準の改定	改修	"	"	
	2.7	"	工作物 橋梁 (3)				1		米代川橋梁 (JR五能線) 桁下高不足	改修	"	"	
	0.2～ 0.6	落合 (右)	基礎地盤 漏水 (4)		400			釜段工	評定基準の改定	改修	"	"	
	4.9～ 5.0	中川原 (左)	堤体漏水 (5)		100			月の輪工	評定基準の改定	改修	"	"	
	4.9～ 5.0	"	基礎地盤 漏水 (6)		100			釜段工	評定基準の改定	改修	"	"	
	5.6～ 6.5	"	越水・溢水 (7)		1,285			避難	完成堤	改修	"	"	
	5.8～ 6.1	"	堤体漏水 (8)		300			月の輪工	評定基準の改定	改修	"	"	
	6.3～ 6.35	"	基礎地盤 漏水 (9)		50			釜段工	評定基準の改定	改修	"	"	
	6.5～ 6.6	"	越水・溢水 (10)	100				避難	桧山川合流部	改修	"	"	
	7.6～ 12.0	鶴形 (左)	越水・溢水 (11)		3,146			"	完成堤	改修	"	"	
	7.9～ 9.5	"	堤体漏水 (12)		1,600			月の輪工	評定基準の改定	改修	"	"	
	9.0	"	工作物 橋梁 (13)				1		米代新橋 桁下高不足	改修	"	"	
	9.6	"	工作物 樋管 (14)			1		積土のう工	門柱高不足 道地揚水樋管 S17年設置	応対	"	"	
	10.4～ 10.8	"	堤体漏水 (15)		400			月の輪工	評定基準の改定	改修	"	"	
	13.0	"	工作物 樋管 (16)			1		積土のう工	門柱高不足・門扉木製 鶴形用水樋管 S17年設置	応対	"	"	
	4.1～ 6.7	吹越 (右)	基礎地盤 漏水 (17)		2,600			釜段工	評定基準の改定	改修	"	"	
	7.4～ 7.48	"	基礎地盤 漏水 (18)		80			"	評定基準の改定	改修	"	"	
	7.6～ 8.2	"	水衝・ 洗掘 (19)		420			木流し工	背後地集落有 無堤	改修	"	"	
	7.6～ 7.8	"	越水・溢水 (20)	198				避難	無堤 (現地盤高HWL以上)	改修	"	"	
	8.6～ 8.7	朴瀬・常盤 (右)	堤体漏水 (21)		100			月の輪工	評定基準の改定	改修	"	"	

米代川	8.6～ 8.7	朴瀬・常盤 (右)	基礎地盤 漏水 (22)		100		釜段工	評定基準の改定	改修	向能代	能代市	二 ツ 井 出 張 所
	9.4～ 12.0	"	越水・溢水 (23)		2,019		避難	完成堤	改修	"	"	
	9.9～ 10.3	"	堤体漏水 (24)		400		月の輪工	評定基準の改定	改修	"	"	
	11.1～ 11.37	"	基礎地盤 漏水 (25)		270		釜段工	評定基準の改定	改修	"	"	
	11.37～ 12.1	"	堤体漏水 (26)		730		月の輪工	評定基準の改定	改修	"	"	
	11.9～ 15.2	"	基礎地盤 漏水 (27)		3,300		釜段工	評定基準の改定	改修	"	"	
	12.3～ 13.1	"	堤体漏水 (28)		800		月の輪工	評定基準の改定	改修	"	"	
	15.6～ 15.9	"	堤体漏水 (29)		300		"	評定基準の改定	改修	"	"	
	15.6～ 16.2	"	基礎地盤 漏水 (30)		600		釜段工	評定基準の改定	改修	"	"	
	18.6～ 18.7	常盤上流 (右)	水衝・ 洗掘 (31)		100		木流し工	背後地県道 民家有	改修	二ツ井	"	
	18.7～ 19.3	"	基礎地盤 漏水 (32)		600		釜段工	評定基準の改定	改修	"	"	
	18.8～ 19.0	"	越水・溢水 (33)		467		避難	完成堤	改修	"	"	
	15.6～ 19.0	富根 (左)	越水・溢水 (34)		2,672		"	完成堤	改修	"	"	
	16.3～ 17.9	"	堤体漏水 (35)		1,600		月の輪工	評定基準の改定	改修	"	"	
	18.7～ 19.1	"	堤体漏水 (36)		400		"	評定基準の改定	改修	"	"	
	19.1～ 19.5	"	基礎地盤 漏水 (37)		400		釜段工	評定基準の改定	改修	"	"	
	19.5～ 19.68	"	堤体漏水 (38)		180		月の輪工	評定基準の改定	改修	"	"	
	19.8	"	工作物 橋梁 (39)			1		富根橋 桁下高不足	改修	"	"	
	19.8～ 20.4	"	越水・溢水 (40)		696		避難	無堤 (現地盤高HWL以上)	改修	"	"	
	21.0～ 25.2	切石 (左)	越水・溢水 (41)		3,911		"	完成堤	改修	"	"	
21.45～ 22.21	"	堤体漏水 (42)		760		月の輪工	評定基準の改定	改修	"	"		
21.45～ 23.1	"	基礎地盤 漏水 (43)		1,650		釜段工	評定基準の改定	改修	"	"		

米代川	25.8	切石 (左)	工作物 橋梁 (44)				1		米代川橋梁 (JR奥羽線 上り) 桁下高不足	改修	二ツ井	能代市	二 ツ 井 出 張 所
	25.9	〃	工作物 橋梁 (45)				1		新米代川橋梁 (JR奥羽線 下り) 桁下高不足	改修	〃	〃	
	27.4～ 28.4	二ツ井左岸 (左)	越水・溢水 (46)		1,054			避難	完成堤	改修	〃	〃	
	19.5～ 20.3	富田 (右)	基礎地盤 漏水 (47)		800			釜段工	評定基準の改定	改修	〃	〃	
	20.2～ 22.4	〃	越水・溢水 (48)		2,056			避難	完成堤	改修	〃	〃	
	21.5～ 21.7	〃	基礎地盤 漏水 (49)		200			釜段工	評定基準の改定	改修	〃	〃	
	21.6～ 21.8	〃	水衝・ 洗掘 (50)	200				木流し工	根固めブロックの流失	改修	〃	〃	
	22.0	〃	工作物 樋管 (51)				1	積土のう工	門柱高不足・門扉木製 富田用水樋管 S28年設置	応対	〃	〃	
	26.4	二ツ井右岸 (右)	工作物 橋梁 (52)					1	米白橋 桁下高不足	改修	〃	〃	
	26.4～ 27.4	〃	越水・溢水 (53)		690			避難	完成堤	改修	〃	〃	
	26.7～ 27.3	〃	基礎地盤 漏水 (54)		600			釜段工	評定基準の改定	改修	〃	〃	
	28.4	〃	工作物 橋梁 (55)					1	银杏橋 桁下高不足	改修	〃	〃	
	28.6～ 29.8	〃	越水・溢水 (56)		1,214			避難	完成堤	改修	〃	〃	
	29.7～ 29.9	〃	堤体漏水 (57)		200			月の輪工	評定基準の改定	改修	〃	〃	
	31.4～ 31.6	七座右岸 (右)	越水・溢水 (58)		175			避難	完成堤	改修	〃	〃	





### 3. 4 秋田県管理河川における重要水防箇所評価基準

種別	重要度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤防高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは堤防の上端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の堤防の上端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは、堤防の上端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の堤防の上端に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
法崩れ・すべり	堤防斜面の崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	堤防斜面の崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。堤防斜面の崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、堤防斜面勾配等からみて堤防斜面の崩れ又はすべりが発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、堤防の決壊跡または旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	

種別	重要度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
水衝・洗掘	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。</p> <p>橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。</p> <p>波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。</p>	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。</p>	
工 作 物	<p>河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所。</p>	<p>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。</p>	
工 事 施 工			<p>出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。</p>
新 堤 防 ・ 破 堤 跡 ・ 旧 川 跡			<p>新堤防で築造後3年以内の箇所。破堤跡又は旧川跡の箇所。</p>
陸 閘			<p>陸閘が設置されている箇所。</p>

### 3. 5 秋田県重要水防箇所一覧表

#### 山本支部管内（能代市分）

番号	水系名	河川 海岸名	水防分団 名	重要水防区域					特に警戒を要する延長			関連計 画等	摘要	
				大字	字	左右 岸の 区分	評定基準 種別	堤防		延長 (m)	予想される 危険概要			対策水防 工法
								A (m)	B (m)					
6	米代川	藤琴川	二ツ井 第6分団	二ツ井町 荷上場		左岸	堤防高	2,300		2,300	冠水	土のう積		
8	"	内川	二ツ井 第4分団	二ツ井町 小掛		左岸	"		200	200	"	"		
9	"	"	二ツ井 第5分団	二ツ井町 仁鮎	河原田	左岸	"		200	200	"	"		
10	"	"	"	"	小掛道	右岸	"	700		400	"	"	県単河 川改良	
11	"	比井野川	二ツ井 第1分団	二ツ井町 薄井		両岸	堤防断面	300		200	"	"		
12	"	種梅川	二ツ井 第7分団	二ツ井町 梅内		両岸	堤防高		700	400	"	"		
13	"	"	"	二ツ井町 種		両岸	"	1,000		500	"	"		
14	"	常盤川	能代 第12分団	常盤	山谷	両岸	"		300	300	"	"		
15	"	"	"	"	苅橋～ 魔面	右岸	"	600		600	"	"	県単河 川改良	
16	"	檜山川	能代 第9分団	檜山		両岸	堤防断面	5,600		2,600	"	"		
17	"	悪土川	能代第14 第16分団	悪土		両岸	"		2,000	800	"	"		
18	"	阿仁川	二ツ井 第2分団	二ツ井町 下田平		両岸	"		300	100	"	"		
26	"	濁川	二ツ井 第4分団	二ツ井町 仙ノ台		両岸	堤防高		300	300	"	"		
27	"	天内川	能代 第12分団	常盤	天内	両岸	"		300	300	"	"		
28	"	久喜沢川	能代 第15分団	朴瀬	築法師	両岸	"		2,000	1,000	"	"		
51	竹生川	竹生川	能代 第13分団	竹生		両岸	堤防断面		300	300	"	"		
52	"	"	"	比八田		両岸	"	350		350	"	"		
53	"	"	能代 第17分団	竹生		両岸	"		500	400	"	"		
C		浅内海岸	能代 第11分団	浅内			浸食高潮		8,000	500	家屋流失	消波 ブロック		

## 第4章 予報及び警報

### 4.1 気象庁が行う予報及び警報

#### (1) 秋田気象台が発表又は伝達する注意報及び警報

秋田地方気象台長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を東北地方整備局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する(水防活動用)注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

表4-1 注意報・警報・特別警報の種類

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	津波特別警報	津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき(なお、「大津波警報」の名称で発表する)

※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

表4-2 能代市における大雨・洪水・高潮に係る注意報・警報・特別警報の発表基準

種 類	発 表 基 準
大雨注意報	<p>大雨による災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</p> <p>表面雨量指数基準 7 土壌雨量指数基準 86</p>
大雨警報	<p>大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>（浸水害）表面雨量指数基準 14、（土砂災害）土壌雨量指数基準 107</p>
大雨特別警報	<p>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</p> <p>（能代市）（50年に一度の値）</p> <p>48時間降水量：259mm、3時間降水量：122mm、土壌雨量指数180</p>
洪水注意報	<p>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</p> <p>流域雨量指数基準 檜山川流域＝8.3、久喜沢川流域＝4.2、常盤川流域＝7.4、天内川流域＝4.1、種梅川流域＝6.8、内川流域＝10.2、比井野川流域＝5.3、阿仁川流域＝34.7、濁川流域＝8.4、竹生川流域＝8.8、悪土川流域＝4.1、田代川流域＝6</p> <p>複合基準 米代川流域＝（5、30.4）、藤琴川流域＝（5、24.7）、檜山川流域＝（5、6.8）、久喜沢川流域＝（5、4.2）、常盤川流域＝（6、5.9）、天内川流域＝（5、2.8）、種梅川流域＝（5、7.4）、比井野川流域＝（5、4.4）、阿仁川流域＝（5、18.7）悪土川流域＝（5、4.1）田代川流域＝（5、4.9）</p> <p>指定河川洪水予報による基準 米代川〔二ツ井・向能代〕</p>
洪水警報	<p>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>流域雨量指数基準 檜山川流域＝10.4、久喜沢川流域＝8.4、常盤川流域＝12.4、天内川流域＝5.2、種梅川流域＝9.8、内川流域＝12.8、比井野川流域＝8.4、阿仁川流域＝57.7、濁川流域＝10.5、竹生川流域＝11、悪土川流域＝5.25、田代川流域＝7.5</p> <p>複合基準 米代川流域＝（10、58.6）、檜山川流域＝（8、9.3）、天内川流域＝（5、3.6）、比井野川流域＝（6、4.9）、悪土川流域＝（6、4.6）</p> <p>指定河川洪水予報による基準 米代川〔二ツ井・向能代〕</p>

高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 潮位 東京湾平均海面(T.P.)上1.0m
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 潮位 東京湾平均海面(T.P.)上1.5m
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(参考) 平均風速：10分間平均

有義波：引き続いて観測されたN個の波の中から高い順に選び出されN/3個の波の平均波高と平均周期を、自分の波高と周期とする波を有義波または1/3最高波という。

実効湿度：木材等の乾燥度を表す指数、木材の乾燥度はその時の空気の乾燥状態のみで決まらず、数日前からの乾燥状態の影響を受ける。

注1 発表基準に記載した数値は、秋田県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決定したものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の具体的な目安である。

注2 注意報及び警報は、災害の起こるおそれのある地域が細分できるときは、地域を細分して発表する。

地域の細分は、次による。

一次細分………沿岸と内陸

二次細分………能代山本地域、秋田中央地域、本荘由利地域、北秋鹿角地域、仙北平鹿地域、湯沢雄勝地域の6細分

当市の地域細分は能代山本地域となる。なお、沿岸には海岸線から、おおむね20海里(約37km)以内の海上(沿岸の海域)を含むものとする。

注3 大雪注意報、大雪警報において「平野部」とは標高おおよそ200m未満、「山沿い」とは標高おおよそ200m以上のことである。

注4 大雨注意報、大雨警報、洪水注意報、洪水警報の発表基準については、市町村ごとに設定されているが、発表の単位は二次細分区域になる。

例) 発表単位が能代山本地域の場合、発表基準は能代市、藤里町、三種町、八峰町ごとに設定されている。

注5 土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数である。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。

流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数である。解析雨量、洪水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。

平坦地、平坦地以外の定義

平坦地：概ね傾斜が30パーミル以下で、都市化率が25パーセント以上の地域

平坦地以外：上記以外の地域

表4-3 大雨・洪水警報の危険度分布等

種 類	概 要
土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)※	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「非常に危険」(うす紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクを再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>
浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>
洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「非常に危険」(うす紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクを再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>
流域雨量指数の予測値	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の上流域での降雨による下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。</p>

※「極めて危険」(濃い紫)：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用

(2) 津波警報・注意報の発表

津波による災害の発生が予想される場合には、気象庁が、大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表する。なお、大津波警報は、特別警報に位置付けられる。

① 津波警報・注意報等の種類と発表基準、津波の高さ

表4-4 津波警報・注意報等の種類と発表される津波の高さ等

警報・注意報の種類	発表基準	解 説	発表される津波の高さ	
			数値の発表	巨大地震の場合の発表
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	高いところで10mを超える津波が予想されるので、厳重に警戒する。	5m、10m、 10m超	巨大
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	高いところで3m程度の津波を予想されるので、警戒する。	3m	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	高いところで1m程度の津波が予想されるので、注意する。	1m	—

注) 1 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

② 津波情報

津波警報等を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ等を発表する。

表4-5 津波情報の種類

	情報の種類	内 容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表します。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。
	津波観測に関する情報(※1)	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表します。
	沖合の津波観測に関する情報(※2)	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。

※1 津波観測に関する情報の発表内容について（沿岸で観測された津波の最大波の発表内容）

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内 容
大津波警報を發表中	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報を發表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を發表中	(全ての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

※2 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について（沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容）

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内 容
大津波警報を發表中	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報を發表中	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報を發表中	全ての場合	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※ 沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは、「観測中」と発表する。

### ③ 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

表4-6 津波予報の発表基準及び内容

	発表基準	内 容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(参考) 気象庁が発表する特別警報

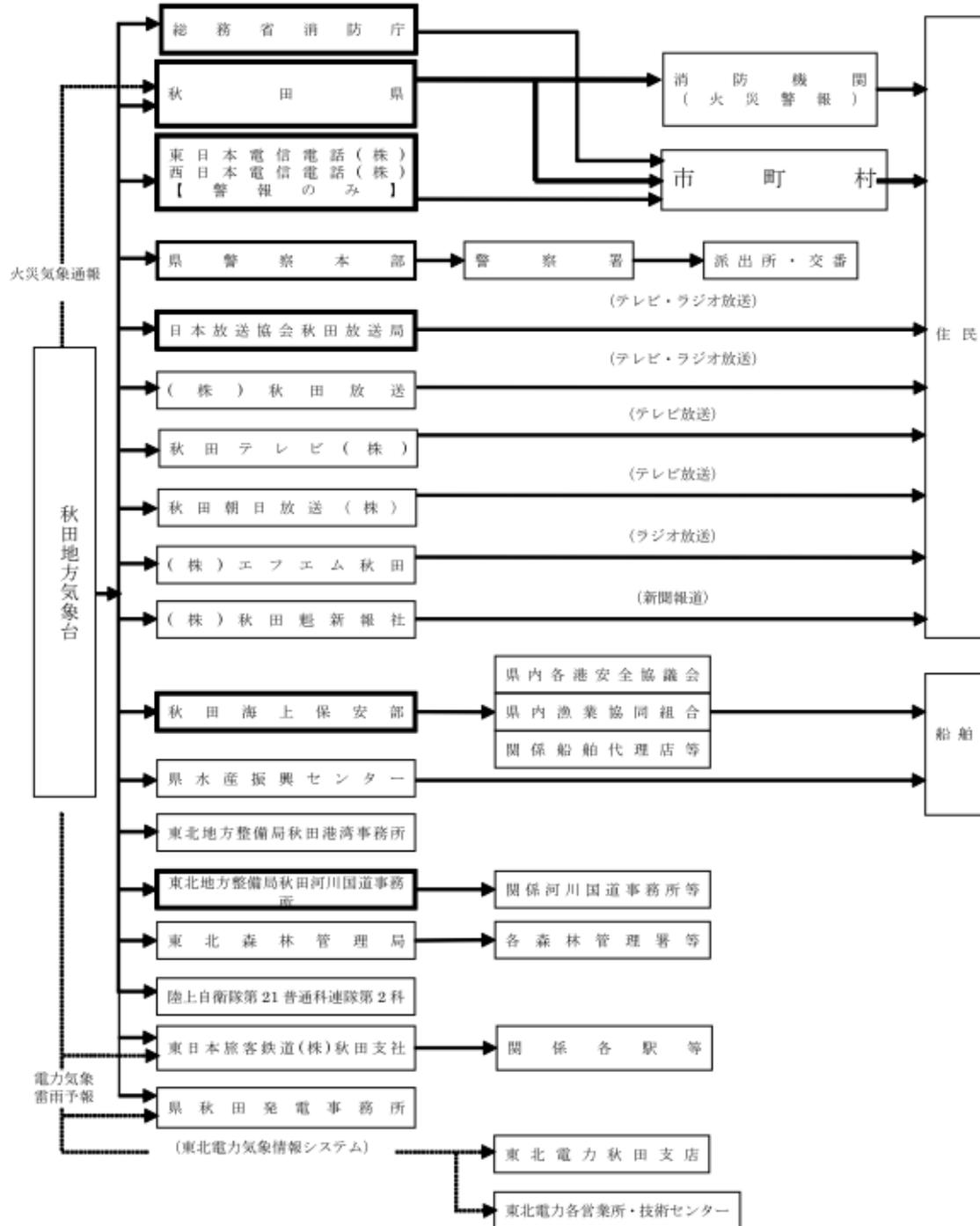
気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、大雨、津波、高潮等についての一般の利用に適合する警報（特別警報）をする。なお、津波については、既存の大津波警報が特別警報に位置付けられる。

また、水防活動用の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

(3) 警報等の伝達経路及び手段

① 大雨、洪水、高潮等の場合

図4-1



注)二重線の機関は、気象業務法第15条の規定に基づく法定伝達先  
 注)二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

市において災害時に情報収集、または情報連絡に使用する通信施設の現況は、次のとおりである。

#### ○能代市防災行政無線施設

防災行政無線（固定系）	
親局	局：能代市役所
子局	局：能代地域 113局・二ツ井地域 50局
中継局	局：七折山
簡易中継局	局：能代市文化会館
遠隔制御局	局：3局
	二ツ井町庁舎
	能代山本広域市町村圏組合消防本部
	二ツ井消防署

#### ○秋田県総合防災情報システム

県（災害対策本部室）を統制局に、市本庁舎、山本地域振興局、能代港湾事務所、消防本部等を光ファイバー通信で接続し、バックアップ回線として衛星携帯電話を使用する防災情報システムである。

#### ○情報集約配信システム

市と県情報企画課をL G-WAN回線（総合行政ネットワーク：地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワーク）で接続し、情報の集約と共有を図るシステムである。情報集約配信システムに入力した災害情報は、県内市町村及び県庁各機関の間で共有できるほか、テレビ・ラジオ・新聞、携帯電話事業者、インターネットポータルサイト、ツイッター・フェイスブック等への配信を行うことができる。

市は、以下のとおり、災害時の情報伝達に必要な通信施設の整備に努める。

##### ア 防災行政無線の整備

(ア) 災害時における各種情報の伝達及び被害状況の把握を確実にできるよう常に点検を行い、機能の維持に努める。

(イ) 防災行政無線テレホンサービスや防災情報メール等の普及を図る。

##### イ 秋田県総合防災情報システム及び情報集約配信システムの活用

(ア) 平常時から、当該システムを使用することにより、災害時に的確に使用できるよう努める。

##### ウ 災害時優先電話等

(ア) 平常時から関係機関との円滑な調整に努め、特に災害時の優先電話の指定をN T Tに要請し、災害時の通信を確保する。

##### エ 情報通信設備の安全化

情報通信設備の安全化対策を十分に行い、災害時の機能確保に留意するものとする。

##### (ア) バックアップ化

通信の中核機器や幹線が被災した場合でも通信が確保できるよう、通信回線の多ルート化、制御装置の二重化等に努める。

##### (イ) 非常用電源の確保

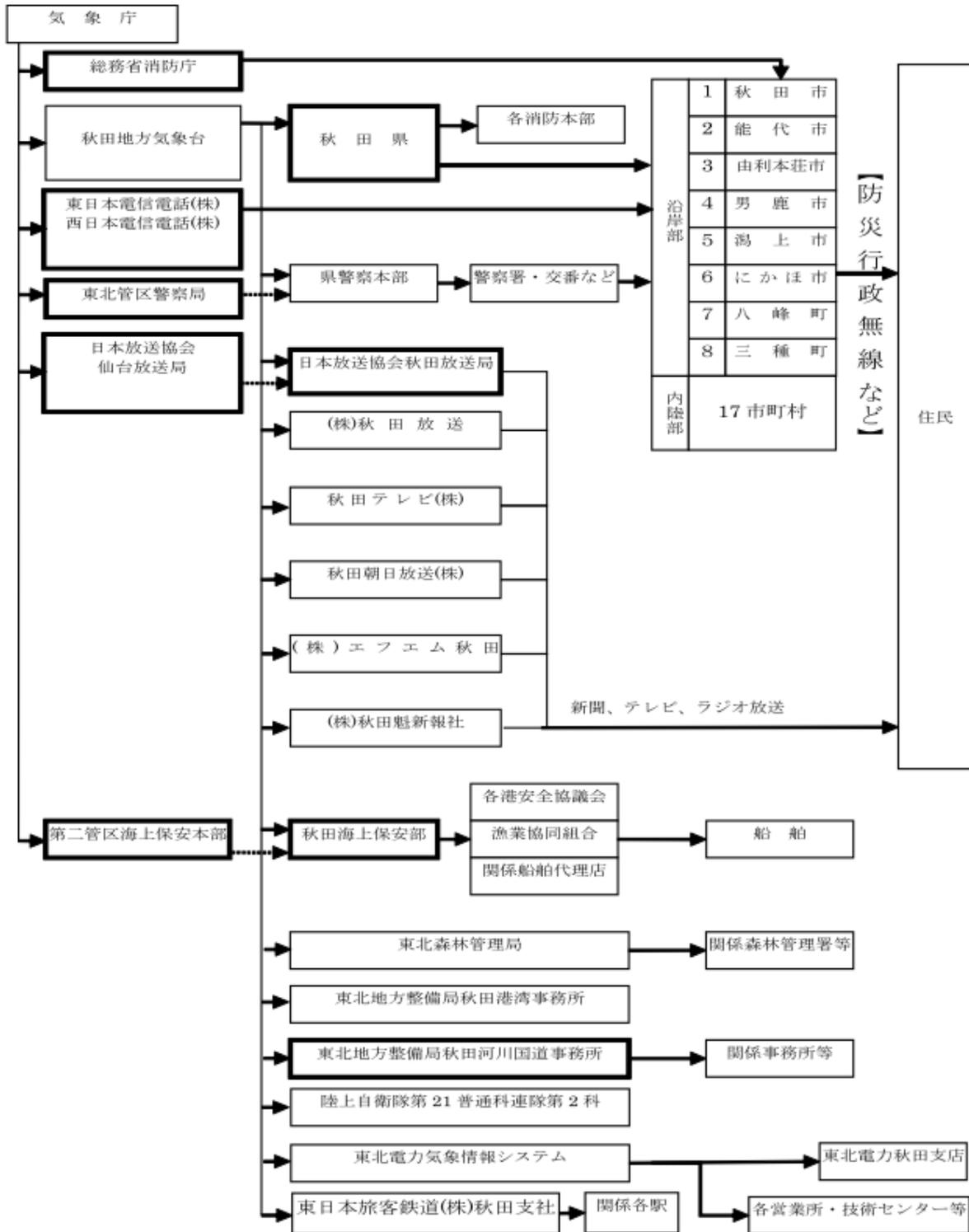
災害時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備に努める。

##### オ 通信機器の使用訓練の実施

(ア) 災害時に迅速かつ的確に通信機器を使用するため、定期的に使用訓練を実施する。

② 津波の場合

図4-2



注) 二重枠の機関は、気象業務法第15条に規定に基づく法定伝達機関先

注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

市において災害時に情報収集、または情報連絡に使用する通信施設の現況と、災害時の情報伝達に必要な通信施設の整備については洪水時の場合と同じ。

## 4. 2 洪水予報河川における洪水予報

### (1) 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また、避難のための立退きの指示の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、市長にその通知に係る事項を通知する。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

表4-6 洪水予報の種類と基準（国管理河川）

種類	概要
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位（特別警戒水位）に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれるとき
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）に到達したとき
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき

※氾濫危険水位は、箇所ごとの危険水位を洪水予報観測所に換算した水位のうち、洪水予報の受け持つ予報区域において最も低い水位である。箇所毎の危険水位は、計画高水位もしくは越水又は溢水が発生するまでのリードタイムを考慮して設定した水位のどちらか低い方の水位をもって設定している。

(2) 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報

① 洪水予報を行う河川名、区域

表4-7 直轄河川の予報区域

水系名	河川名・実施区間	
米代川	左岸	秋田県大館市比内町扇田字本道端77番地先から日本海まで
	右岸	秋田県大館市山館字大樽木地先から日本海まで
藤琴川	左岸	秋田県能代市二ツ井町荷上場宇荒田9番地から米代川合流点まで
	右岸	秋田県能代市二ツ井町荷上場宇岩堰31番地から米代川合流点まで

② 洪水予報の対象となる基準観測所

表4-8 直轄河川での洪水予報の対象となる基準観測所

予報区域名	河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位	対象距離
米代川	米代川	十二所	大館市十二所 字十二所町	m 2.50	m 3.00	m 6.10	m 6.40	m —	km 21.4
		鷹巣	北秋田市鷹巣 字西大柳岱	5.60	6.10	7.80	7.90	8.791	14.3
		二ツ井	能代市二ツ井町 字比井野	3.00	4.50	6.30	6.80	7.394	19.4
		向能代	能代市落合 字下前田	1.50	1.90	3.00	3.40	4.171	17.3
	支川 藤琴川	二ツ井	能代市二ツ井町 字比井野	3.00	4.50	6.30	6.80	7.394	1.4

③ 洪水予報の担当官署

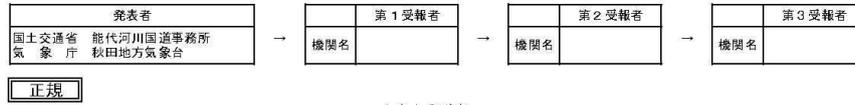
表4-9 直轄河川での洪水予報の担当官署

担当官署	河川名	観測所名	水防管理者	昼間連絡先	夜間連絡先
国土交通省 能代河川 国道事務所  気象庁 秋田地方 气象台	米代川	十二所	大館市	大館市危機管理課 Tel 0186(43)7100 Fax 0185(49)1198 bousai@city.odate. lg.jp	大館市危機管理課 Tel 0186(43)7100 Fax 0186(49)1198 bousai@city.odate.lg.jp
		鷹巣	北秋田市	北秋田市総務課 Tel 0186(62)1111 Fax 0186(63)2586 kikikanri@city.kit aakita.lg.jp	北秋田市総務課 Tel 0186(62)1111 Fax 0186(63)2586 kikikanri@city.kitaaki ta.lg.jp
		二ツ井 向能代	能代市	能代市総務部総務課 Tel 0185(89)2115 Fax 0185(89)1792 soumu@city.noshiro .lg.jp	能代市総務部総務課 Tel 0185(89)2117(宿直) Fax 0185(89)1792 soumu@city.noshiro.lg.jp
	支川 藤琴川	二ツ井			

④ 洪水予報の発表形式

直轄河川での洪水予報の発表形式は次のとおり。

表4-10 直轄河川での洪水予報の発表形式



正規

米代川氾濫注意情報

米代川洪水予報第〇号  
洪水注意報(発表)  
令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分  
のしあがきにご注意ください。あきらかに危うい  
能代河川国道事務所・秋田地方気象台 共同発表

(見出し)

**【警戒レベル2相当情報[洪水]】米代川では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み**

(主文)

【警戒レベル2相当】米代川の〇〇水位観測所(〇〇市)では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。

(雨量)

所により1時間に〇〇ミリの雨が降っています。  
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分~00日00時00分までの流域平均雨量	00日00時00分~00日00時00分までの流域平均雨量の見込み
米代川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

米代川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度				
	水位(m)又は流量(m <sup>3</sup> /s)	レベル1 水防団 待機	レベル2 氾濫 注意	レベル3 避難 判断	レベル4 氾濫 危険
十二所 水位観測所 (大館市)	00日00時00分の状況 XXX.X↑	■■■■■			
	00日01時00分の予測 XXX.X	■■■■■			
	00日02時00分の予測 XXX.X	■■■■■			
	00日03時00分の予測 XXX.X	■■■■■			
	00日04時00分の予測 XXX.X	■■■■■			
	00日05時00分の予測 XXX.X	■■■■■			
	00日06時00分の予測 XXX.X	■■■■■			
鷹巣 水位観測所 (北秋田市)	00日00時00分の状況 XXX.X↑	■■■■■			
	00日01時00分の予測 XXX.X	■■■■■			
	00日02時00分の予測 XXX.X	■■■■■			
	00日03時00分の予測 XXX.X	■■■■■			
	00日04時00分の予測 XXX.X	■■■■■			
	00日05時00分の予測 XXX.X	■■■■■			
	00日06時00分の予測 XXX.X	■■■■■			
二ツ井 水位観測所 (能代市)	00日00時00分の状況 XXX.X↑	■■■■■			
	00日01時00分の予測 XXX.X	■■■■■			
	00日02時00分の予測 XXX.X	■■■■■			
	00日03時00分の予測 XXX.X	■■■■■			
	00日04時00分の予測 XXX.X	■■■■■			
	00日05時00分の予測 XXX.X	■■■■■			
	00日06時00分の予測 XXX.X	■■■■■			
向能代 水位観測所 (能代市)	00日00時00分の状況 XXX.X↑	■■■■■			
	00日01時00分の予測 XXX.X	■■■■■			
	00日02時00分の予測 XXX.X	■■■■■			
	00日03時00分の予測 XXX.X	■■■■■			
	00日04時00分の予測 XXX.X	■■■■■			
	00日05時00分の予測 XXX.X	■■■■■			
	00日06時00分の予測 XXX.X	■■■■■			

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。  
水位のグラフは各水位間を按分したものです。  
水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位=計画高水位の場合は最大になります。

⑤ 洪水浸水想定区域

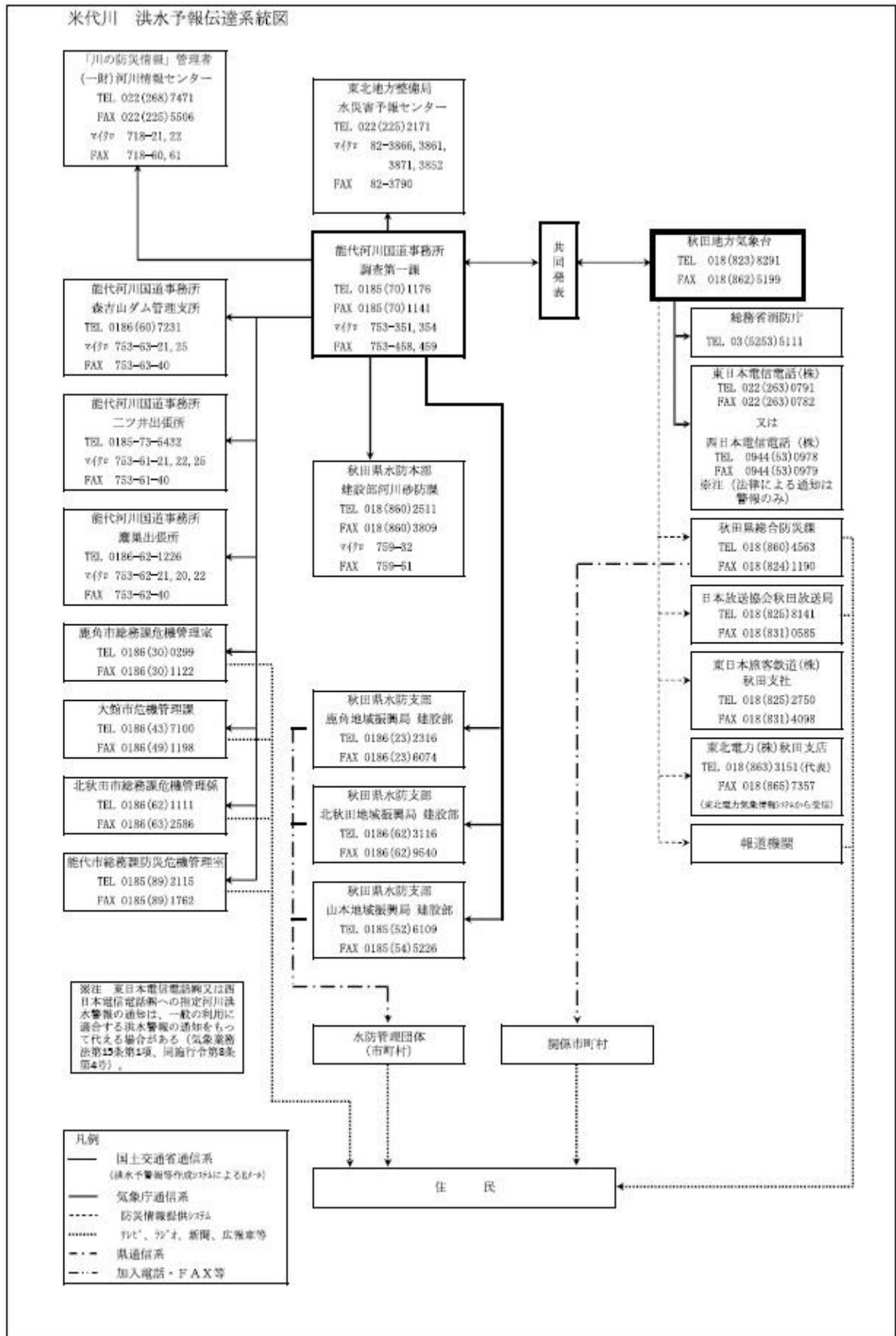
表 4-11 直轄河川での洪水予報区域の浸水想定区域

予報 区域名	河川名	洪水予報 基準観測所	受持区域	浸水想定区域
米代川	米代川	二ツ井	左岸 能代市二ツ井町麻生地区～ 能代市二ツ井町昭和新田地区 右岸 能代市二ツ井町小繋地区～ 能代市二ツ井町富田地区	能代市 下田平、麻生、仁 鮎、切石、富根、 小繋、藤琴川、二 ツ井、富田・外面
		向能代	左岸 能代市鶴形地区～ 能代市下浜地区 右岸 能代市常盤地区～ 能代市落合地区	能代市 鹹淵・鶴形、中川 原・悪土、中島、 常盤、轟・産物、 朴瀬、吹越、落合
	藤琴川	二ツ井	左右岸 能代市二ツ井町荷上場地区～ 米代川合流点	米代川二ツ井観 測所と同一

⑥ 洪水予報の伝達経路及び手段

直轄河川での水防法に基づく洪水予報の伝達経路及び手段は、次のとおり。

図4-4 直轄河川での水防法に基づく洪水予報の伝達経路及び手段



市において災害時に情報収集、または情報連絡に使用する通信施設の現況と、災害時の情報伝達に必要な通信施設の整備については4. 1 (2) 警報等の伝達経路及び手段に同じ。

#### 4. 3 水位周知河川における水位到達情報

##### (1) 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。

また、避難のための立退きの指示の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村長にその通知に係る事項を通知する。

氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む。）、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

表4-12 水位周知情報の種類と発表基準

種 類	発 表 基 準
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき

※氾濫危険水位は、箇所ごとの危険水位を洪水予報観測所に換算した水位のうち、洪水予報の受け持つ予報区域において最も低い水位である。箇所毎の危険水位は、計画高水位もしくは越水又は溢水が発生するまでのリードタイムを考慮して設定した水位のどちらか低い方の水位をもって設定している。

##### (2) 国土交通省が行う水位到達情報の通知

###### ① 水位到達情報の通知を行う河川名、区域

直轄河川水位到達情報の通知を行う河川名、区域は表4-7のとおり。

###### ② 水位到達情報の通知の対象となる基準観測所

直轄河川水位到達情報の通知を行う基準観測所は表4-8のとおり。

###### ③ 水位到達情報の通知の担当官署

直轄河川水位到達情報の通知を行う基準観測所は表4-9のとおり。

④水位到達情報の通知の発表形式

直轄河川水位到達情報通知の発表形式は、表4-13～16のとおり。

表4-13 直轄河川、秋田県管理河川水位到達情報通知発表形式

**〇〇川 氾濫注意情報** **第1報**

令和 年 月 日  
時 分 発 表  
秋田県

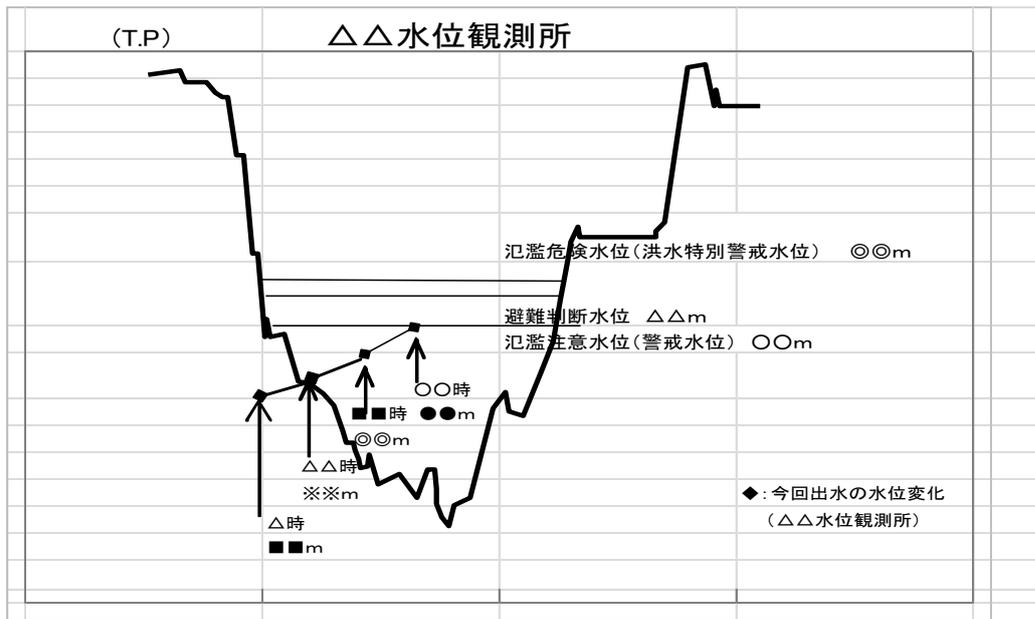
**【主文】**

〇〇川は、〇〇日〇〇時に、■■市△△水位観測所で、水防団出動の目安のひとつとなる、氾濫注意水位（警戒水位）〇〇m〔警戒レベル2〕に達しました。

△△水位観測所では、〇〇日〇〇時から〇〇時の1時間に、約〇.〇〇m水位が上昇し、今後とも水位の上昇が見込まれます。  
また、△△水位観測所の受け持つ区間（左岸：■■市〇〇字△△～〇〇川合流点、右岸：■■市〇〇字△△～◎◎川合流点）では氾濫のおそれがありますので、各自十分安全確保を図るとともに、市町村長が発する避難情報や河川周囲の状況に留意をお願いします。

（参考）

〇〇川      △△水位観測所（■■市〇〇字△△）  
 （受け持ち区間は左岸：■■市〇〇字△△～〇〇川合流点、右岸：■■市〇〇字△△～◎◎川合流点まで）  
 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）： ◎◎m  
 避難判断水位： △△m  
 氾濫注意水位（警戒水位）： 〇〇m



【参考】 警戒レベル	
■レベル5	氾濫の発生
■レベル4	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位） 超過（◎◎m～）
■レベル3	避難判断水位超過（△m～◎m）
■レベル2	氾濫注意水位（警戒水位） 超過（※m～△m）

（問い合わせ先）

秋田県  
TEL:



# 〇〇川 氾濫危険情報

## 第3報

令和 年 月 日  
時 分 発表  
秋田県

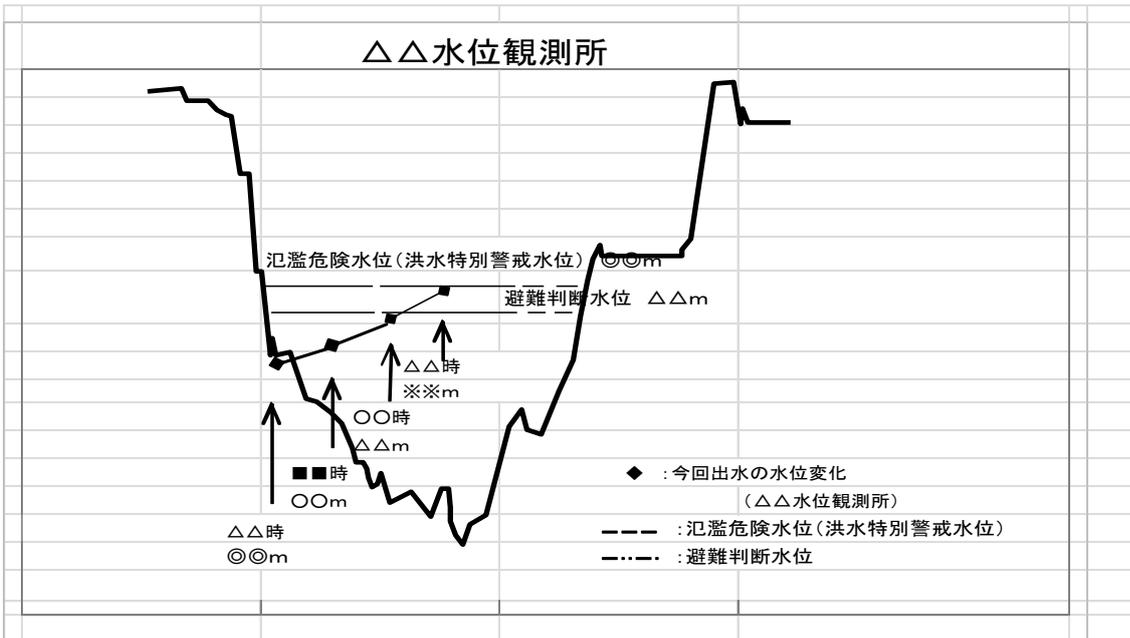
### 【主文】

〇〇川は、〇〇日〇〇時に、■■市の△△水位観測所で、避難勧告等の目安のひとつとなる水位である、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)[警戒レベル4]〇〇mに達しました。

△△水位観測所での水位は、さらに上昇する見込みです。  
△△水位観測所の受け持ち区間(左岸:■■市〇〇大字△△~〇〇川合流点、右岸■■市〇〇大字△△~〇〇川合流点)では“氾濫するおそれ”がありますので、厳重な警戒をし、■■市長からの避難情報に十分注意して下さい。

(参考)

〇〇川 △△水位観測所(■■市〇〇字△△)  
受け持ち区間は、左岸:■■市〇〇大字△△ } ~〇〇川合流点まで  
右岸:■■市〇〇大字△△ }  
氾濫危険水位(洪水特別警戒水位): ◎◎m  
避難判断水位: △△m



【参考】 警戒レベル  
 ■レベル5 氾濫の発生  
 ■レベル4 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位) 超過(◎◎m~)  
 ■レベル3 避難判断水位超過(△m~◎m)  
 ■レベル2 氾濫注意水位(警戒水位) 超過(※m~△m)

(問い合わせ先)  
 秋田県  
 TEL:



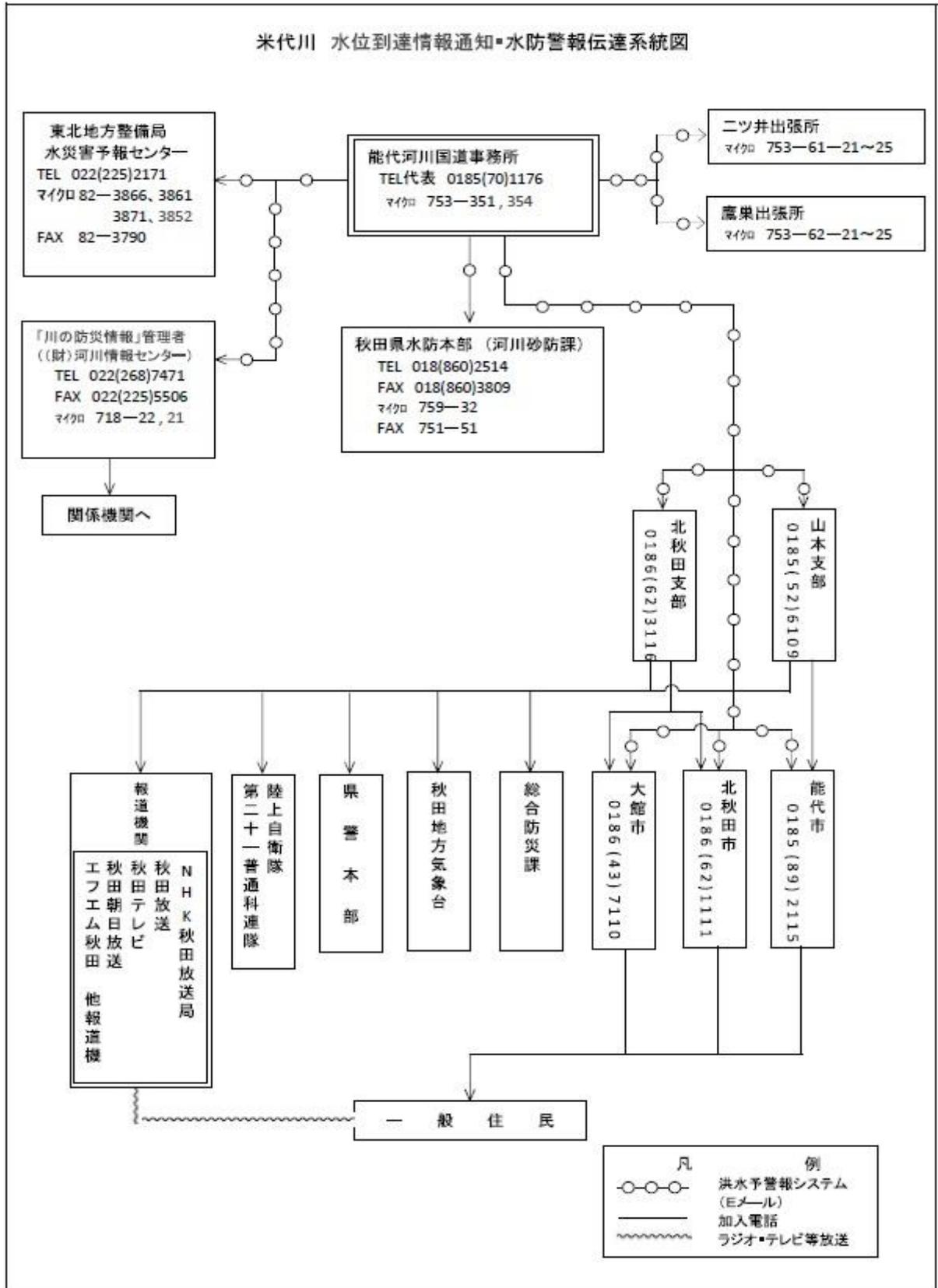
⑤洪水浸水想定区域

直轄河川水位到達情報通知の浸水想定区域は表 4 - 1 1 のとおり。

⑥水位到達情報の伝達経路及び手段

直轄河川水位到達情報通知の伝達経路は、図 4 - 5 のとおり。

図 4 - 5 直轄河川水位到達情報通知・水防警報伝達系統図（能代河川国道事務所）



(3) 県が行う水位到達情報の通知

① 水位到達情報の通知を行う河川名、区域

表4-17 県管理河川での水位到達情報の通知を行う河川名、区域

水系名	河川名	観測所名	警戒区域
米代川	藤琴川	藤琴	藤里町藤琴～能代市高岩橋

② 水位到達情報の通知の対象となる基準観測所

表4-18 県管理河川での水位到達情報の通知の対象となる基準観測所

河川名	観測所名	位置	水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫 危険水位 (特別警戒水位)	水防 管理者
藤琴川	藤琴	藤里町藤琴字相の図	1.80m	2.30m	3.80m	4.40m	藤里町 能代市

③ 水位到達情報の通知の担当官署

表4-19 県管理河川の水位到達情報の通知の担当官署

担当官署	河川名	観測所名	水防 管理者	昼間連絡先	夜間連絡先
秋田県山本 地域振興局 建設部	藤琴川	藤琴	能代市	能代市総務部総務課 Tel 0185(89)2115 Fax 0185(89)1792 soumu@city.noshiro .lg.jp	能代市総務部総務課 Tel 0185(89)2117(宿直) Fax 0185(89)1792 soumu@city.noshiro.lg. jp
			藤里町	藤里町生活環境課 Tel 0185(79)2115 Fax 0185(79)2116 chofuku@town.fujis ato.lg.jp	藤里町生活環境課 Tel 0185(79)2111 Fax 0185(79)2116 chofuku@town.fujisato. lg.jp

④ 水位到達情報の通知の発表形式

県管理河川水位到達情報通知の発表形式は、表4-13～16のとおり。

⑤ 洪水浸水想定区域

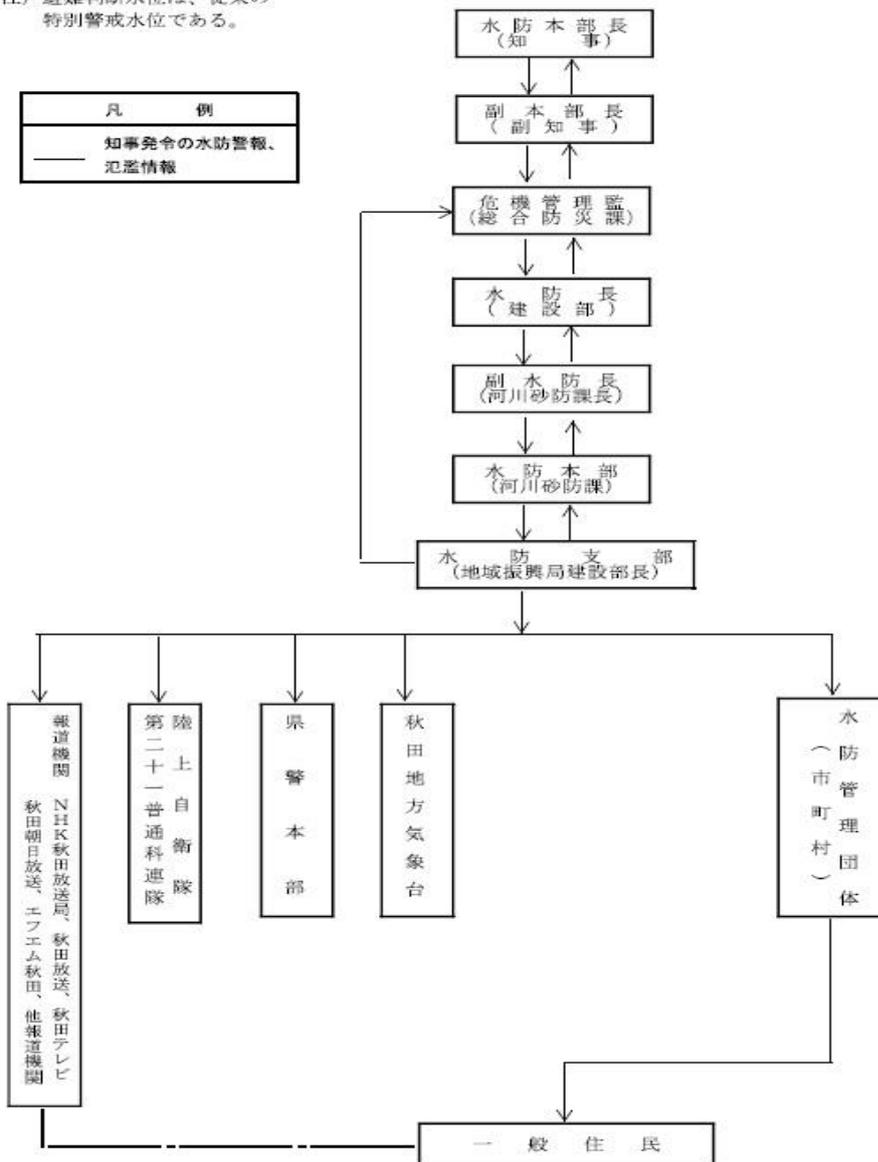
表4-20 秋田県管理河川水位到達情報通知河川の浸水想定区域

水系名	河川名	観測所名	浸水想定区域
米代川	藤琴川	藤琴	能代市、藤里町

⑥ 水位到達情報の伝達経路及び手段

図4-6 秋田県管理河川 水防警報、水位到達情報通知の伝達系統図

注) 避難判断水位は、従来の特別警戒水位である。



水防指令は県における水防体制に基づき、関係機関及び一般に通知する系統を示す。

① 法第10条の6の1及び同3項の規定により地整河川国道事務所より水防警報の通知を受けた場合関係機関及び一般住民に通知する系統を示す。

② 水防指令は県における水防体制に基づき、関係機関及び一般に通知する系統を示す

市において災害時に情報収集、または情報連絡に使用する通信施設の現況と、災害時の情報伝達に必要な通信施設の整備については4. 1 (3) 警報等の伝達経路及び手段に同じ。

## 4. 4 水位周知下水道における水位到達情報

### (1) 種類及び発表基準

知事は、知事が指定した水位周知下水道について、水位が内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該水位周知下水道の水位を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

また、知事が指定した水位周知下水道について通知をした知事は、避難のための立退きの指示の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知するものとする。

市町村長は、当該市町村長が指定した水位周知下水道について、水位が内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該水位周知下水道の水位を示して水防管理者、量水標管理者及び県知事に通知し、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

内水氾濫危険水位を下回り、氾濫のおそれなくなった場合は、その旨の情報（内水氾濫危険情報の解除）を、可能な限り速やかに発表することとする。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

表4-21 水位周知下水道における水位到達情報の種類と発表基準

種類	発表基準
内水氾濫危険情報	基準水位観測所の水位が内水氾濫注意水位（雨水出水特別警戒水位）に到達したとき
内水氾濫危険情報解除	基準水位観測所の水位が内水氾濫注意水位（雨水出水特別警戒水位）を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

### (2) 県が行う水位情到達報の通知

#### ① 水位到達情報の通知を行う排水施設等名、区域

現在、県が水位到達情報の通知を行う排水施設等はない。

### (3) 市町村が行う水位到達情報の通知

#### ① 水位到達情報の通知を行う排水施設等名、区域

現在、市町村が水位到達情報の通知を行う排水施設はない。

## 4. 5 水位周知海岸における水位到達情報

### (1) 種類及び発表基準

知事は、知事が指定した海岸について、水位が高潮氾濫危険水位（法第13条の3に規定される高潮特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

また、知事が指定した海岸について通知をした知事は、避難のための立退きの指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知するものとする。

高潮氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。

高潮氾濫危険水位を下回り、氾濫のおそれなくなった場合は、その旨の情報（高潮氾濫危険情報の解除）を、可能な限り速やかに発表することとする。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

表4-22 水位周知海岸における水位到達情報の種類と発表基準

種類	発表基準
高潮氾濫危険情報	基準水位観測所の水位が高潮氾濫注意水位（高潮特別警戒水位）に到達したとき
高潮氾濫発生情報	氾濫が発生したとき
高潮氾濫危険情報解除	基準水位観測所の水位が高潮氾濫注意水位（高潮特別警戒水位）を下回ったとき

### (2) 水位到達情報の通知

#### ① 水位到達情報の通知を行う海岸名、区域

現在、水位到達情報の通知を行う海岸はない。

## 4. 6 水防警報

### 4.6.1 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。なお、津波到達時間が短すぎて、水防活動を行うことが難しいと想定される場合は、水防警報を発表しないという整理の仕方もある。

### 4.6.2 洪水・高潮時の河川に関する水防警報

#### ① 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報を発表したときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおり。

表4-23 水防警報の種類及び発表基準

種類	内容	発表基準
待機 * 国交省のみ	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

\*「待機」は国土交通省が直轄河川に行く。

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

② 国土交通省が行う水防警報

ア 水防警報を行う河川名、区域

直轄河川の予報区域と同一であり、表4-7のとおり。

イ 水防警報の対象となる基準観測所

表4-24 直轄河川の水防警報の対象となる基準観測所

河川名	観測所名	地先名	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	計画 高水位	水防管理 団体
米代川	十二所	大館市十二所 字十二所町	m 2.50	m 3.00	m 6.10	m 6.40	m -	大館市
	鷹 巣	北秋田市鷹巣 字西大柳岱	5.60	6.10	7.80	7.90	8.791	北秋田市
	二ツ井	能代市二ツ井町 字比井野	3.00	4.50	6.30	6.80	7.394	能代市
	向能代	能代市落合 字下前田	1.50	1.90	3.00	3.40	4.171	
支川 藤琴川	能代市二ツ井町 字比井野	3.00	4.50	6.30	6.80	7.394		

ウ 水防警報の担当官署

直轄河川の洪水予報担当官署と同一であり、表4-9のとおり。

エ 水防警報の発表形式

表4-25 直轄河川水防警報発表様式

(水防本部)

本部長	副本部長	水防長	本部付	副水防長	水 防 要 員
受 信 発				令和 年 月 日 時 分	受信取扱者
受 信 発				能代河川国道事務所	受信取扱者
河川名	警報	種類	発表番号	発表日時	発表事務所
	水 防 警 報	待 機 準 備 出 動	第 号	令和 年 月 日 時 分	能代河川国道
水位観測所の水位は 時現在 mに達し					
なお増水する見込みです。 氾濫注意水位を mを超えており、なお増水のおそれがあるので、 引き続き減水する見込みです。					
より まで水防団の 待 機 準 備 出 動 を要します。 水防警報を解除します。					

オ 水防警報の伝達経路及び手段

直轄河川の水防警報の伝達経路及び手段は図 4-5 のとおり。

市において災害時に情報収集、または情報連絡に使用する通信施設の現況と、災害時の情報伝達に必要な通信施設の整備については 4. 1 (3) 警報等の伝達経路及び手段に同じ。

③ 県が行う水防警報

ア 水防警報を行う河川名、区域

秋田県管理河川の水防警報を行う河川名、区域は洪水予報河川に水位到達情報通知河川を加えた河川であり、表 4-17 のとおり。

イ 水防警報の対象となる基準観測所

秋田県管理河川の水防警報の対象となる基準観測所は、洪水予報河川に水位到達情報通知河川を加えた河川の基準観測所であり、表 4-18 のとおり。

ウ 水防警報の担当官署

秋田県管理河川の水防警報を行う官署は、洪水予報河川に水位到達情報通知河川を加えた河川の担当官署であり、表 4-19 のとおり。

エ 水防警報の発表形式

秋田県管理河川の水防警報の発表形式は、表4-26～28のとおり。

表4-26 秋田県管理河川での水防警報の発表様式（準備）

【準備】

（水防支部）

支部長	副支部長	総括責任者	副総括責任者	水防要員	
発信 〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分				発信取扱者 〇〇地域振興局 建設部 〇〇課 〇〇 〇〇	
発信期間名	秋田県 〇〇地域振興局				
河川名	警報	種別	発表番号	発表日時	発表支部
新城川	水防	準備		〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分	〇〇 地域振興局
〇〇水位観測所の水位は〇〇:〇〇分現在 〇.〇〇mに達し、 (水防団待機水位: 〇.〇〇m, 氾濫注意水位: 〇.〇〇m)					
なお、増水する見込みです。					
〇〇〇〇〇より 〇〇〇〇〇までの 水防団の準備を要します。					
〇〇市	TEL: (昼) - - (夜) - -			受信時刻:	
	FAX: (昼) - - (夜) - -			受信者名:	
水防本部 (建設部河川砂防課)	TEL: 018-860-2514			受信時刻:	
	FAX: 018-860-3809			受信者名:	
秋田地方気象台	TEL: 018-823-8291				
	FAX: 018-862-5199				
県警本部 (警備二課)	TEL: (昼)018-863-1111 (内5724) (夜・休)018-863-1111 (内2070)				
	FAX: (昼)018-863-1451 (夜・休)018-863-1111 (内2079)→FAX切換				
総合防災課	TEL: 018-860-4563				
	FAX: 018-824-1190				
自衛隊	TEL: (昼)018-845-0125 (内228) (夜・休)018-845-0125 (内302)				
	FAX: (昼)018-845-0125 (内228)→FAX切換 (夜・休)018-845-0125 (内302)→FAX切換				

【問い合わせ先】 秋田県 〇〇地域振興局 建設部 〇〇課 TEL - -  
 秋田県 建設部 河川砂防課 TEL 018-860-2514

表 4 - 2 7 秋田県管理河川での水防警報の発表様式（出動）

【出動】

（水防支部）

支 部 長	副支部長	総括責任者	副総括責任者	水 防 要 員	
〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分				発信取扱者 〇〇地域振興局 建設部 〇〇課 〇〇 〇〇	
発信機関名	秋田県 〇〇地域振興局				
河 川 名	警 報	種 別	発表番号	発 表 日 時	発表支部
新 城 川	水 防	出 動		〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分	〇〇 地域振興局
〇〇水位観測所の水位は〇〇:〇〇分現在 〇.〇〇mに達し、 (氾濫注意水位:〇.〇〇m、避難判断水位:〇.〇〇m)					
氾濫注意水位(警戒水位)を〇.〇〇mを超えており、なお増水のおそれがあるので、					
〇〇〇〇〇 より 〇〇〇〇〇 までの 水防団の 出動 を要します。					
〇〇市	TEL: (昼) - - (夜) - -			受信時刻:	
	FAX: (昼) - - (夜) - -			受信者名:	
水防本部 (建設部河川砂防課)	TEL: 018-860-2514			受信時刻:	
	FAX: 018-860-3809			受信者名:	
秋田地方気象台	TEL: 018-823-8291				
	FAX: 018-862-5199				
県警本部 (警備二課)	TEL: (昼)018-863-1111 (内5724) (夜・休)018-863-1111 (内2070)				
	FAX: (昼)018-863-1451 (夜・休)018-863-1111 (内2079)→FAX切換				
総合防災課	TEL: 018-860-4563				
	FAX: 018-824-1190				
自衛隊	TEL: (昼)018-845-0125 (内228) (夜・休)018-845-0125 (内302)				
	FAX: (昼)018-845-0125 (内228)→FAX切換 (夜・休)018-845-0125 (内302)→FAX切換				

【問い合わせ先】 秋田県 〇〇地域振興局 建設部 〇〇課 TEL -  
秋田県 建設部 河川砂防課 TEL 018-860-2514

表 4 - 2 8 秋田県管理河川での水防警報の発表様式（解除）

【解除】

（水防支部）

支部長	副支部長	総括責任者	副総括責任者	水防要員	
発信 ○○年○月○日 ○○時○分				発信取扱者 ○○地域振興局 建設部 ○○課 ○○ ○○	
発信機関名	秋田県 ○○地域振興局				
河川名	警報	種別	発表番号	発表日時	発表支部
新城川	水防	解除		○○年○月○日 ○○時○分	○○ 地域振興局
○○水位観測所の水位は○:○分現在 ○.○mに達し、 （水防団待機水位:○.○m、氾濫注意水位:○.○m）					
引き続き、減水する見込みです。					
○○○○ より ○○○○ までの 水防警報を 解除 します。					
○○市	TEL:(昼) - - (夜) - -			受信時刻:	
	FAX:(昼) - - (夜) - -			受信者名:	
水防本部 (建設部河川砂防課)	TEL: 018-860-2514			受信時刻:	
	FAX: 018-860-3809			受信者名:	
秋田地方气象台	TEL: 018-823-8291				
	FAX: 018-862-5199				
県警本部 (警備二課)	TEL:(昼)018-863-1111(内5724) (夜・休)018-863-1111(内2070)				
	FAX:(昼)018-863-1451 (夜・休)018-863-1111(内2079)→FAX切替				
総合防災課	TEL: 018-860-4563				
	FAX: 018-824-1190				
自衛隊	TEL:(昼)018-845-0125(内228) (夜・休)018-845-0125(内302)				
	FAX:(昼)018-845-0125(内228)→FAX切替 (夜・休)018-845-0125(内302)→FAX切替				

【問い合わせ先】 秋田県 ○○地域振興局 建設部 ○○課 TEL - -  
 秋田県 建設部 河川砂防課 TEL 018-860-2514

オ 水防警報の伝達経路及び手段

秋田県管理河川の水防警報の伝達経路及び手段は、水位到達情報通知の経路と同一であり図4-6のとおり。

## 第5章 水位等の観測、通報及び公表

### 5.1 水位の観測、通報及び公表

#### (1) 水位観測所

市内及び市が関係する水位観測所は、県管理の水位観測所が8箇所、危機管理型水位計が4箇所、国管理の水位観測所が5箇所、危機管理型水位計等が15箇所あるほか、他の量水標管理者が管理する水位観測所が2箇所ある。

表5-1 県所管水位観測所（能代市関係分）

観測施設名	河川名	設置位置	水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	種別	観測者	連絡先
桧山	桧山川	能代市桧山	1.00	1.50	テレメータ	山本地域振興局 建設部	0185- 52-6109
悪土川	悪土川	能代市字松長布	2.00	2.40	テレメータ		
松長布		能代市字松長布	-	-	テレメータ		
常盤	常盤川	能代市常盤	1.30	1.80	テレメータ		
竹生	竹生川	能代市竹生	1.60	2.10	テレメータ		
高岩橋	藤琴川	能代市二ツ井町荷上場字町館	3.00	3.50	テレメータ		
比井野川	比井野川	能代市二ツ井町字下野川端	1.28	1.36	テレメータ		
下田平	阿仁川	能代市二ツ井町麻生字下田平	2.50	3.00	テレメータ		
大岱橋	常盤川	能代市常盤大岱	-	-	危機管理型		
樋ノ口橋	種梅川	能代市二ツ井町種字上樋ノ口	-	-	危機管理型		
鬼っこ橋	内川	能代市二ツ井町小掛字上ミ山	-	-	危機管理型		
八兵衛1号橋		能代市二ツ井町田代字水沢	-	-	危機管理型		

表5-1 国所管水位観測所（能代市関係分）

観測施設名	河川名	設置位置	水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	種別	観測者	連絡先
向能代	米代川	能代市落合字下前田	1.50	1.90	テレメータ	能代河川国道 事務所	0185- 70-1001
榊		能代市字下悪戸	-	-	テレメータ		
富根		能代市二ツ井町飛根字富根	-	-	テレメータ		
二ツ井		能代市二ツ井町字比井野	3.00	4.50	テレメータ		
七座		能代市二ツ井町麻生字下悪戸	-	-	テレメータ		
中川原		能代市能代町字中川原	-	-	簡易型		
下悪戸		能代市字下悪戸	-	-	危機管理型		
荷八田		能代市荷八田	-	-	危機管理型		
扇田		能代市扇田	-	-	危機管理型		
朴瀬		能代市朴瀬	-	-	危機管理型		
産物		能代市産物	-	-	危機管理型		
常盤		能代市常盤	-	-	危機管理型		
飛根		能代市二ツ井町飛根	-	-	危機管理型		
大林		能代市二ツ井町飛根	-	-	危機管理型		
外面		能代市二ツ井町種	-	-	危機管理型		
仁鮒		能代市二ツ井町仁鮒	-	-	危機管理型		

二ツ井中心部	米代川	能代市二ツ井町滑良子川端	-	-	危機管理型	能代河川国道 事務所	0185- 70-1001
小繫		能代市二ツ井町小繫	-	-	危機管理型		
麻生		能代市二ツ井町麻生	-	-	危機管理型		
下田平		能代市二ツ井町麻生	-	-	危機管理型		

## (2) 潮位観測所

県内の潮位観測所は、他の量水標管理者が管理する潮位観測所が2箇所ある。

## (3) 水位の通報

秋田県河川砂防情報システムにより観測データが送信されている観測所は、通報を省略することができる。ただし、システムに障害が発生した場合及びデータ送信されていない観測所は、以下の流れで通報するものとする。

- ① 水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は4.2の洪水予報の通知の通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が表5-1に定める水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。5.3(1)水位の通報系統図のとおり。
- ② 各地域振興局建設部は、管内観測所若しくは水防管理者又は量水標管理者からの水位の通報を受けたときは、直ちに県建設部河川砂防課に通報するものとする。
- ③ 秋田県建設部河川砂防課は、各地域振興局建設部からの水位の通報を受けたときは、直ちに秋田県水防本部に通報するものとする。

## (4) 水位の公表

① 秋田県河川砂防情報システムにより観測データが送信されている観測所は、ウェブサイトに掲載することにより、秋田県から関係機関及び地域住民へ公表したものと見なす。ただし、システム障害が発生した場合及びデータ送信されていない観測所は、量水標等の示す水位が表5-1に定める氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を、次の方法で公表しなければならない。

### ア 公表の開始

水位が上昇して氾濫注意水位（警戒水位）に達したときから開始する。

### イ 公表の終了

水位が下降して氾濫注意水位（警戒水位）以下に下がったときに終了する。

### ウ 公表の方法

秋田県水防本部を通じて、美の国秋田ネット（URL <http://pref.akita.lg.jp/>）に「河川名・水位観測所名・所在地・水位状況・その他必要事項」を掲載する。

## (5) 隣接市町村に対する水防通報

関係市町村は、次の場合水防上必要な情報を次の系統により下流隣接市町村に速報するものとする。なお、系統図中の市町村は各管轄水防支部（地域振興局建設部）に連絡するものとする。

ア 著しい出水、又は出水のおそれのあるとき。

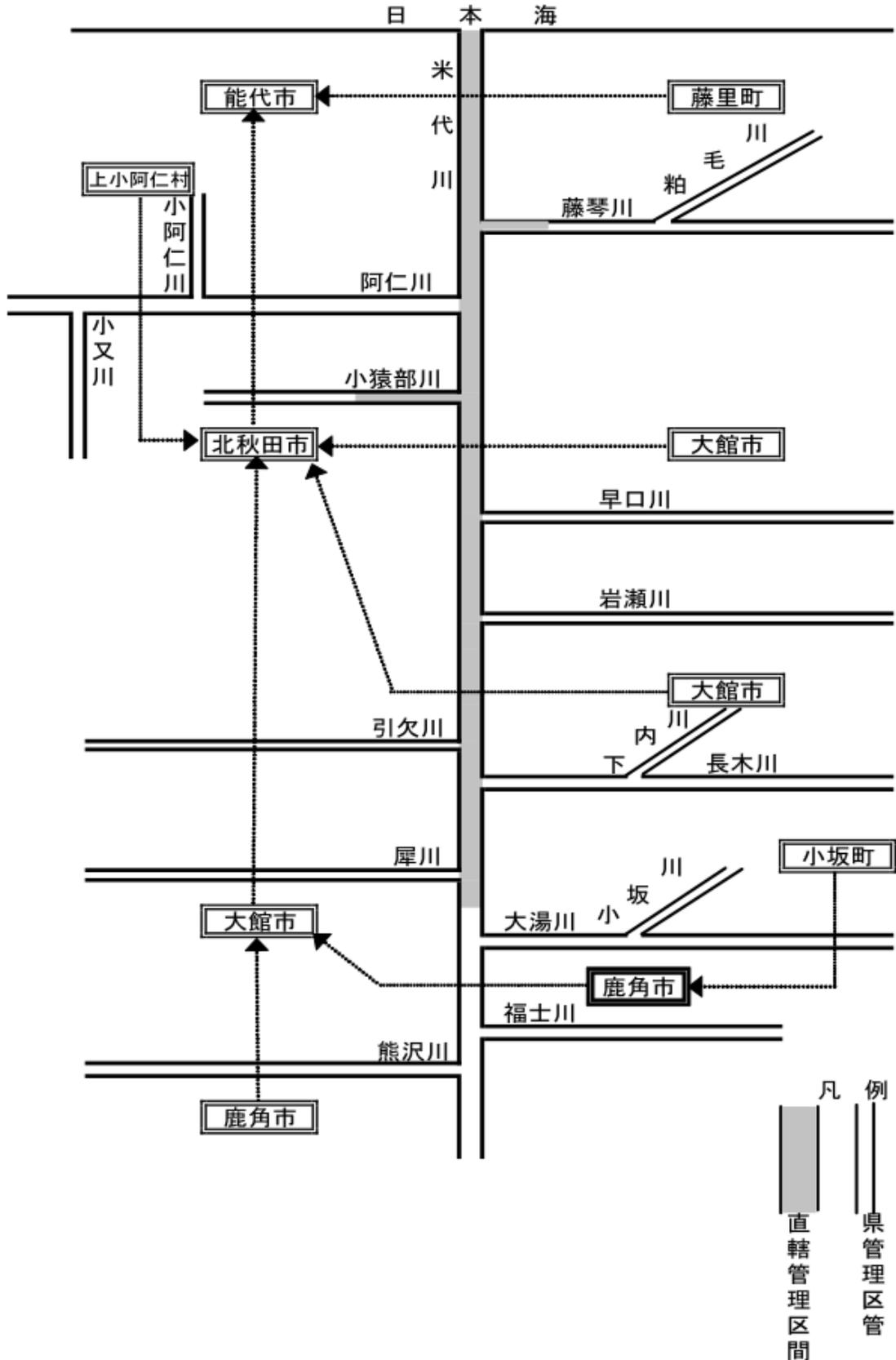
イ その他下流市町村が水防上必要と認める事態が予想されるとき。

## (6) 欠測時の措置

① 量水標管理者は、自らの管理に係る観測所等において欠測等が生じ、水位の通報及び公表ができない状況であることが判明した場合は、速やかに欠測等の原因を究明し早期

- の復旧に努めるとともに、その状況を関係機関等に速やかに周知すること。
- ② 欠測等により水位の通報及び公表ができない観測所を代替する観測所がある場合は、併せて関係機関等に周知すること。

図 5 - 1 隣接市町村に対する通報系統図  
(米代川水系)



## 5. 2 雨量の観測及び通報

### (1) 雨量観測所

市内の雨量観測所は、県管理の雨量観測所が4箇所、国管理の雨量観測所が3箇所、消防機関管理の雨量観測所が1箇所、気象庁管理の雨量観測所が1箇所ある。詳細は表5-2のとおり。

表5-2 雨量観測所

県所管 観測所名	観測者	位置	河川名	観測器の 種類
山本建設	山本地域振興局建設部	能代市御指南町	—	テレメータ
比井野川	〃	能代市二ツ井町字下野川端	比井野川	〃
桧山川	〃	能代市桧山	桧山川	〃
松長布	〃	能代市字松長布	悪土川	〃

国所管 観測所名	観測者	位置	河川名	観測器の 種類
下中沢	能代河川国道事務所	能代市中沢字箒沢	悪土川	テレメータ
種梅	〃	能代市二ツ井町梅内字窓山	種梅川	〃
二ツ井	〃	能代市二ツ井町荷上場字中島	米代川	〃

機関名	観測所名	設置場所
能代山本広域市町村圏組合消防本部	能代消防署	能代市緑町2-22
気象庁	能代	

### (2) 雨量の通報

各地域振興局建設部は、管内観測所からの雨量の情報を直ちに県水防本部に通報し、県水防本部はその情報を関係する地域振興局建設部に通報するものとする。

秋田県河川砂防情報システムにより県水防本部に観測データが送信されている観測所については、通報を省略することができる。ただし、システムに障害が発生した場合は、通報するものとする。

### (3) 通報系統

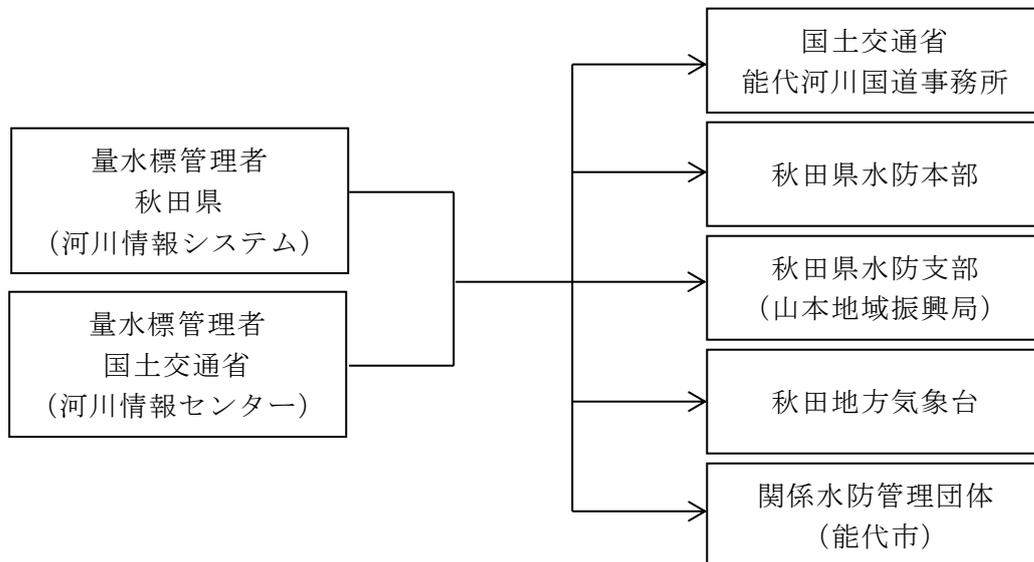
5. 3 (2) 雨量の通報系統図に従って通報し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合は、早期システム復旧に尽力するものとする。

### 5. 3 水位等の通報系統図

#### (1) 水位の通報系統図

量水標管理者による水位の通報は、以下に示す基本系統に従って行うものとする。

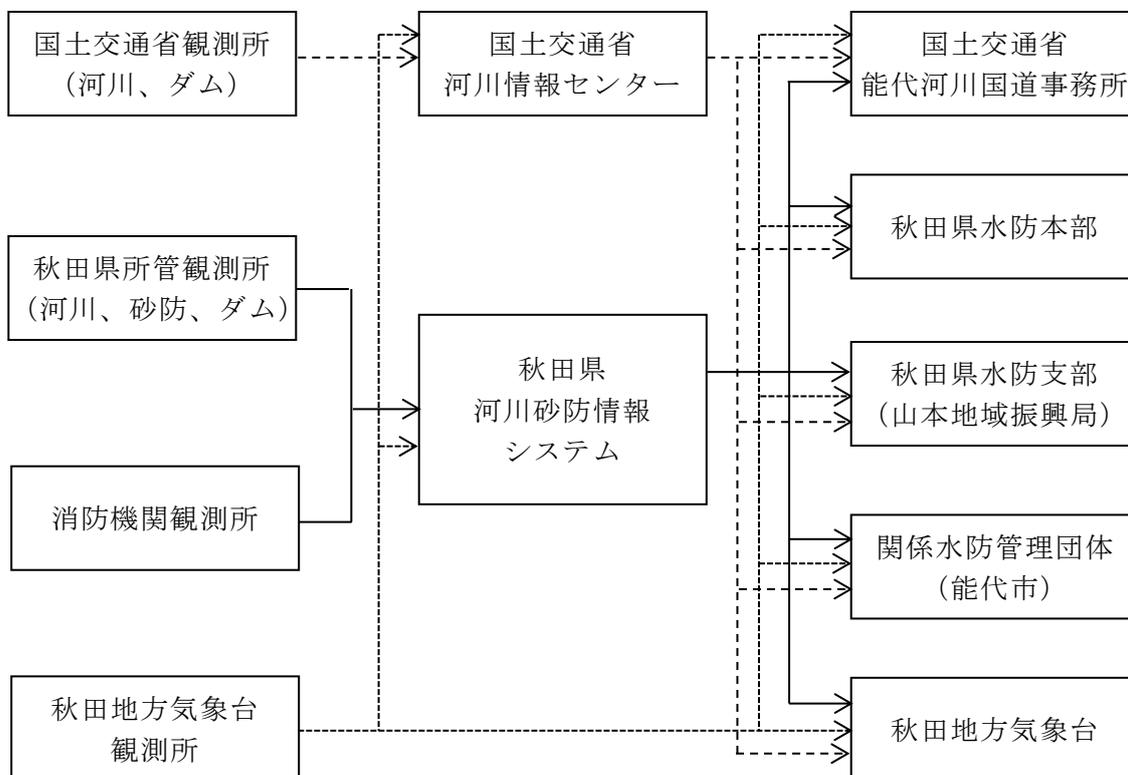
図5-2 水位・潮位の通報系統図



#### (2) 雨量の通報系統図

雨量の通報系統は、以下に示す基本系統に従って行うものとする。

図5-3 雨量の通報系統図



## 第6章 気象予報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位、潮位、波高等については、以下のウェブサイト及び音声応答により確認することができる。

### 気象情報

ホームページ名	URL
気象庁(気象予報、アメダスデータ等)	気象警報・注意報 <a href="http://www.jma.go.jp/jp/warn/">http://www.jma.go.jp/jp/warn/</a> アメダス <a href="http://www.jma.go.jp/jp/amedas/">http://www.jma.go.jp/jp/amedas/</a> レーダー・ナウキャスト(降水・雷・竜巻) <a href="http://www.jma.go.jp/jp/radnowc/">http://www.jma.go.jp/jp/radnowc/</a> 高解像度降水ナウキャスト <a href="https://www.jma.go.jp/jp/highresorad/">https://www.jma.go.jp/jp/highresorad/</a> 洪水警報の危険度分布 <a href="https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html">https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html</a> 大雨警報(浸水害)の危険度分布 <a href="https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/inund.html">https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/inund.html</a>

### 河川水位、雨量、ダム諸量、ライブカメラ映像(国土交通省管理河川のみ)

ホームページ名	URL
秋田県河川砂防情報 (秋田県管理河川の情報)	<a href="http://sabo.pref.akita.jp/kasensabo/">http://sabo.pref.akita.jp/kasensabo/</a> (携帯) <a href="http://sabo.pref.akita.jp/kasensabo/mobile/">http://sabo.pref.akita.jp/kasensabo/mobile/</a>
国土交通省 川の防災情報 (国土交通省機関共通)	(PC版) <a href="http://www.river.go.jp/">http://www.river.go.jp/</a> (スマートフォン版) <a href="http://river.go.jp/s/">http://river.go.jp/s/</a> (携帯) <a href="http://i.river.go.jp/">http://i.river.go.jp/</a>
国土交通省 能代河川国道事務所 (米代川の情報)	<a href="http://www.thr.mlit.go.jp/noshiro/">http://www.thr.mlit.go.jp/noshiro/</a>

米代川の「時系列洪水氾濫シミュレーション」についても能代河川国道事務所ホームページで公開している。

### 潮位、波浪情報

ホームページ名	URL
国土交通省防災情報提供センター(潮位)	<a href="http://www.jma.go.jp/jp/choi/bosai/choui_map.html">http://www.jma.go.jp/jp/choi/bosai/choui_map.html</a>
潮位 (気象庁)	<a href="http://www.jma.go.jp/jp/choi/">http://www.jma.go.jp/jp/choi/</a>
海洋の健康診断表・波浪に関するデータ (気象庁)	<a href="http://www.data.jma.go.jp/gmd/kaiyou/shinden/index_wave.html">http://www.data.jma.go.jp/gmd/kaiyou/shinden/index_wave.html</a>

### 秋田県所管河川音声応答

水系名	振興局名	回線	番号
管内全川	山本地域振興局	N T T	0186-866-0611

## 第7章 ダム・水門等の操作

### 7.1 ダム・水門等

#### (1) 河川区間のダム・水門（洪水）

ダム及び水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

ダム及び水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めるときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

#### (2) 河口部・海岸部の水門・閘門（津波・高潮）

河口部・海岸部の水門・閘門の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

河口部・海岸部の水門・閘門の管理者は、大津波警報、津波警報が発表された場合には安全確保のため直接操作をさせないなど、操作員の安全確認を最優先にしたうえで、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

### 7.2 操作の連絡

ダム及び水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに河川管理者、所管地域振興局建設部、下流地域等の水防管理団体、関係機関等に迅速に連絡するものとする。

### 7.3 連絡系統

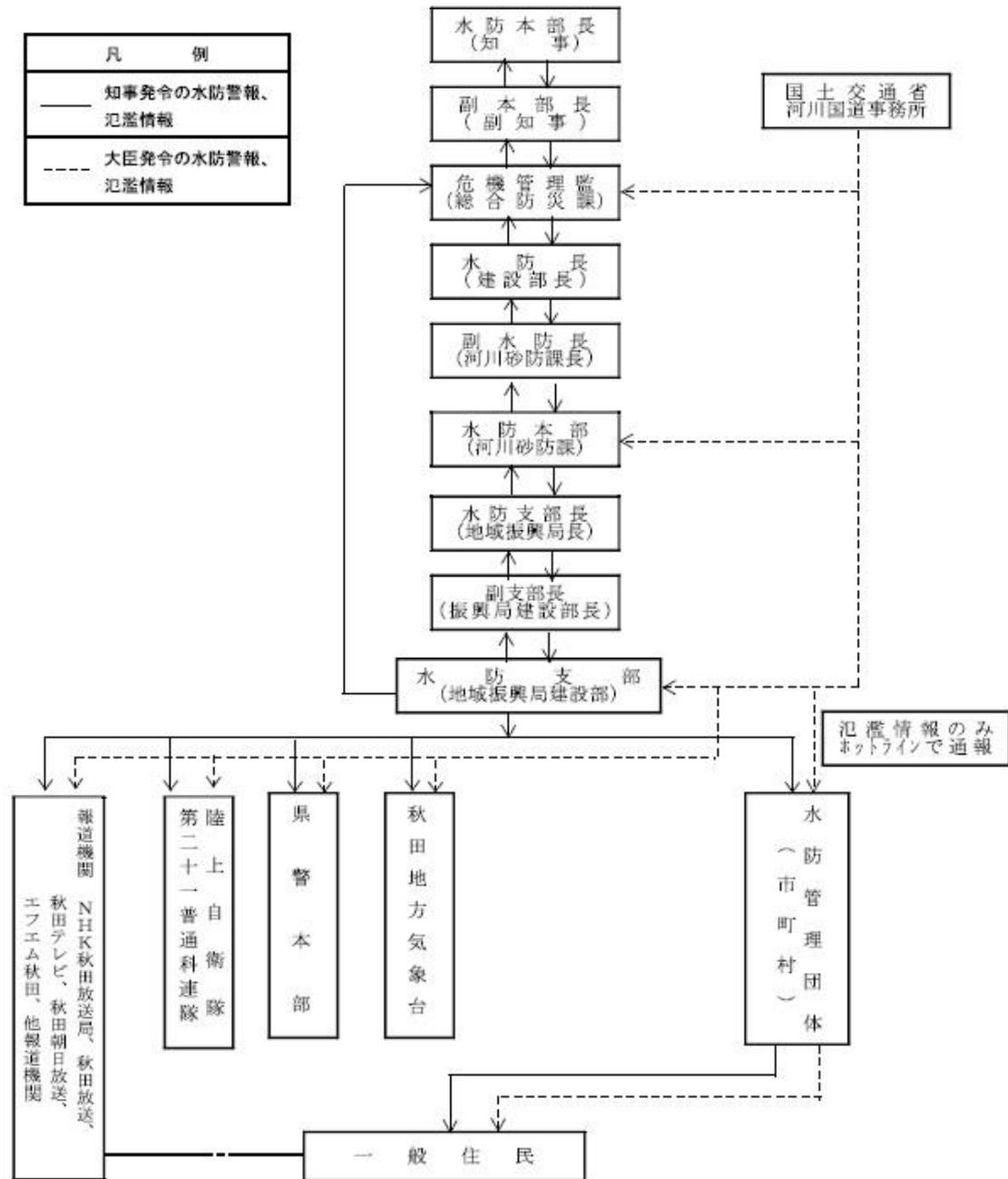
操作規則等に従って連絡し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合はあらゆる手段を尽くして迅速確実に連絡する。

# 第8章 通信連絡

## 8.1 通信連絡系統

水防時に必要な連絡用の電話、無線電話の通信系統は、以下のとおりとする。

図8-1 水位・潮位連絡系統



----- 地整河川国道事務所より水防警報の通知を受けた場合関係機関及び一般住民に通知する系統を示す。

—— 水防指令は県における水防体制に基づき、関係機関及び一般に通知する系統を示す。

- ① 法第10条の6の1及び同3項の規定により地整河川国道事務所より水防警報の通知を受けた場合関係機関及び一般住民に通知する系統を示す。
- ② 水防指令は県における水防体制に基づき、関係機関及び一般に通知する系統を示す。

## 第9章 水防施設及び輸送

### 9. 1 水防倉庫及び資器材

#### (1) 水防倉庫及び資器材

水防管理者は、水防資器材を確保するため、水防倉庫等を設置するとともに常時備蓄し、管理するものとする。

水防管理者は、備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資器材又は県の備蓄資器材を国土交通省河川事務所長又は地域振興局建設部長の承認を受けて使用することができる。

なお、国土交通省河川国道事務所長及び地域振興局建設部長は、予備鍵の貸与等をあらかじめ水防管理者と協議して、緊急時に迅速な対応ができるよう努めるものとする。

市内の水防倉庫及び備蓄資器材は表9-1及び2のとおりである。

表9-1 水防倉庫設置場所

河川名	設置箇所
米代川	能代市緑町2-22（能代山本広域消防本部）
〃	能代市二ツ井町字沢口56-4番地内（二ツ井水防倉庫）
〃	能代市二ツ井町飛根字上野130番地（富根水防倉庫）
常盤川	能代市常盤字高森下162（山谷水防倉庫）

表9-2 資器材備蓄表（H30.4.1現在）

#### ・能代山本広域市町村圏組合消防本部（能代市緑町）

資器材	単位	数量	資器材	単位	数量
縄	束	2	鋸	丁	5
土のう袋	袋	3,000	PCロープ	m	200
スコップ	丁	19	SBパイプ	本	40
鍬	〃	1	ペンチ	丁	9
ツルハシ	〃	9	たこ槌	〃	1
掛矢	〃	5	照明具	個	3
鎌	〃	0	救命胴衣	着	20
なた	〃	18	浮輪	個	2
シート	枚	15			

#### ・山谷水防倉庫（能代市常盤）

資器材	単位	数量	資器材	単位	数量
竹	本	40	斧	丁	2
縄	束	3	鋸	〃	2
むしろ	枚	20	ワイヤーロープ	m	10
土のう袋	袋	2,000	塩ビ管	本	6
鉄線・針金	kg	60	SBパイプ	本	20
スコップ	丁	19	ペンチ	丁	6
鍬	〃	3	杭	本	170
掛矢	〃	6	たこ槌	丁	1
鎌	〃	5	照明具	個	3
なた	〃	19			

・ニツ井水防倉庫（能代市ニツ井町字沢口）

資器材	単位	数量	資器材	単位	数量
竹	本	25	塩ビ管(φ100)	本	7
縄	束	29	S Bパイプ	〃	180
むしろ	枚	50	担棒長材	〃	5
土のう袋	袋	3,000	バール	丁	1
丸太	本	93	カッター	〃	1
鉄線・針金	Kg	40	スノー	〃	1
スコップ	丁	30	ラチェット	〃	1
トガ	〃	2	テント	張	3
掛矢	〃	3	救命胴衣	着	16
鎌	〃	2	カッパ	〃	30
ナタ	〃	3	単管	本	40
斧	〃	3	直交クランプ	丁	30
鋸	〃	2	自在クランプ	〃	50
トラロープ	m	200	一輪車	台	1
フローティングロープ	m	100	シート	枚	65

・富根水防倉庫（能代市ニツ井町飛根字上野）

資器材	単位	数量	資器材	単位	数量
竹	本	18	トラロープ	m	50
土のう袋	袋	1,000	フローティングロープ	m	50
丸太	本	60	S Bパイプ	本	45
鉄線・針金	kg	20	担棒長材	〃	43
スコップ	丁	7	ペンチ	丁	1
トガ	〃	1	カッター	〃	1
掛矢	〃	2	スノー	〃	1
鎌	〃	1	船外機付ボート	挺	1
ナタ	〃	1	救命胴衣	着	5
鋸	〃	2	シート	枚	5

## 9. 2 輸送の確保

水防管理者は、水防資材、器具等の輸送のため、トラック等の運搬具を整備し、必要に際し、緊急輸送に当るものとする。

緊急のため、運搬車両の不足を生じ止むを得ない場合は、あらゆる輸送機関をこれに優先協力させるものとする。

# 第10章 水防活動

## 10.1 水防体制

気象庁より気象情報（警報及び注意報を含む）をうけたときは、その情報を判断し、次の分類により水防体制をとる。また、地震による堤防の漏水、沈下等の場合、津波の場合も、下記に準じて対処するものとする。ただし、配備職員の安全確保を図らなくてはならない。

### （1）災害対策本部等の体制

#### ① 準備体制

大雨注意報、洪水注意報、高潮注意報、津波注意報をうけたときは、連絡活動及び招集活動ができる体制とする。

#### ② 警戒体制

以下のいずれかの状況になった時は水防要員及び水防団員をもってこれに当たり、そのまま水防活動が遂行できる体制とする。

- ・ 気象庁が大雨警報、洪水警報、高潮警報を発令した時。
- ・ 国土交通省が水防警報を発令した時。
- ・ 県管理河川の知事が発する水防警報河川の水位が水防団待機水位に達し、水防支部が水防警報を発令した時。

#### ③ 非常体制

能代市地域防災計画に定めてある災害対策本部の各部各班をもって非常活動ができる体制とし、解除まで継続勤務するものとする。事態が長びく時は災害対策本部長は適宜交代させるものとする。

表10-1 体制区分

区分	配備時期	配備内容
第1配備 (準備体制)	1 大雨注意報、洪水注意報、高潮注意報、津波注意報をうけたとき	防災危機管理室職員
第2配備 (警戒体制)	1 相当規模の水災が発生し、または拡大するおそれがある場合で、水防管理者の指示があった場合 2 水災が発生し、第1次または第2次動員指定の職員を動員して災害対策を実施するとき	地域防災計画に基づく災害対策連絡部または警戒部
第3配備 (非常体制)	1 市民の生命、身体、財産に甚大な被害をもたらす水災が発生し、拡大するおそれがある場合 2 市域に大雨、暴風及び高潮に関する特別警報が発表された場合 3 避難指示等の避難対策を実施する場合 4 災害救助法を適用する程度の災害が発生した場合	地域防災計画に基づく災害対策本部

### （2）水防管理団体の体制

水防管理者は、情報判断を適正に行い、秋田県の地域防災計画及び水防計画に応じた防災計画を定め万全の体制を保持しなければならない。

### （3）水防団の体制

消防団は水防団として水防管理者の所轄の下に、河川、海岸等の洪水、津波又は高潮の被害に対する警戒、防衛その他の作業にあたるものとする。水防団は、情報判断を適正に

行い、市災害対策本部等に準ずる水防体制を保持しなければならない。なお、水防団の安全確保に十分配慮するものとする。

表10-2 能代地域水防団災害防御編成表

令和3年12月1日現在

災害発生地域	任 務	活 動 隊	人員
能代地域	災害防御隊	能代第1工作、2、3、4、5分団	85
	避難誘導隊	能代第14、16分団	40
	警防資材輸送隊	能代第8分団	23
	警戒区域警備隊	能代第6、7、11分団	95
	予備隊	能代第9、10、12、13、15、17分団	218
東能代地域 (鮫淵、扇田 含む)	災害防御隊	能代第7、8、9、10、16分団	119
	避難誘導隊	能代第3、4分団	34
	警防資材輸送隊	能代第14分団	25
	警戒区域警備隊	能代第1工作、2、5分団	51
	予備隊	能代第6、11、12、13、15、17分団	232
浅内地域	災害防御隊	能代第11、14、16分団	99
	避難誘導隊	能代第4、5分団	28
	警防資材輸送隊	能代第7分団	10
	警戒区域警備隊	能代第1工作、2、3分団	57
	予備隊	能代第6、8、9、10、12、13、15、17分団	267
檜山地域	災害防御隊	能代第7、8、9、10分団	104
	避難誘導隊	能代第14、16分団	40
	警防資材輸送隊	能代第15分団	28
	警戒区域警備隊	能代第1工作、2、5分団	51
	予備隊	能代第3、4、6、11、12、13、17分団	238
鶴形地域	災害防御隊	能代第7、8、9、10分団	104
	避難誘導隊	能代第14、16分団	40
	警防資材輸送隊	能代第15分団	28
	警戒区域警備隊	能代第1工作、2、5分団	51
	予備隊	能代第3、4、6、11、12、13、17分団	238
常盤地域	災害防御隊	能代第6、12、15分団	128
	避難誘導隊	能代第13、17分団	45
	警防資材輸送隊	能代第8分団	23
	警戒区域警備隊	能代第1工作、2、3分団	57
	予備隊	能代第4、5、7、9、10、11、14、16分団	208
向能代地域	災害防御隊	能代第6、15、17分団	76
	避難誘導隊	能代第1工作、2、3分団	57
	警防資材輸送隊	能代第14分団	25
	警戒区域警備隊	能代第4、5分団	28
	予備隊	能代第7、8、9、10、11、12、13、16分団	275
鳥形竹生 地域	災害防御隊	能代第6、13、17分団	71
	避難誘導隊	能代第1工作、2、3分団	57
	警防資材輸送隊	能代第15分団	28
	警戒区域警備隊	能代第4、5分団	28
	予備隊	能代第7、8、9、10、11、12、14、16分団	277

※能代第1工作分団の多機能型車両は全区域に出動する

表 10-3 二ツ井地域水防団災害防御編成表

災害発生地域	任 務	活 動 分 団 名	人員
天神地域	災 害 防 御 隊	二ツ井第 2 分団	22
	避 難 誘 導 隊	二ツ井第 6 分団	13
	警防資材輸送隊	二ツ井第 1 分団	23
	警戒区域警備隊	二ツ井第 5 分団	35
	予 備 隊	二ツ井第 4 分団	25
荷上場地域	災 害 防 御 隊	二ツ井第 6 分団	13
	避 難 誘 導 隊	二ツ井第 1 分団	23
	警防資材輸送隊	二ツ井第 2 分団	22
	警戒区域警備隊	二ツ井第 7 分団	13
	予 備 隊	二ツ井第 5 分団	35
二ツ井地域	災 害 防 御 隊	二ツ井第 1 分団	23
	避 難 誘 導 隊	二ツ井第 6 分団	13
	警防資材輸送隊	二ツ井第 5 分団	35
	警戒区域警備隊	二ツ井第 7 分団	13
	予 備 隊	二ツ井第 3 分団	16
種梅地域	災 害 防 御 隊	二ツ井第 7 分団	13
	避 難 誘 導 隊	二ツ井第 1 分団	23
	警防資材輸送隊	二ツ井第 6 分団	13
	警戒区域警備隊	二ツ井第 3 分団	16
	予 備 隊	二ツ井第 5 分団	35
仁鮎・切石地域	災 害 防 御 隊	二ツ井第 5 分団	35
	避 難 誘 導 隊	二ツ井第 4 分団	25
	警防資材輸送隊	二ツ井第 1 分団	23
	警戒区域警備隊	二ツ井第 2 分団	22
	予 備 隊	二ツ井第 3 分団	16
小掛・田代地域	災 害 防 御 隊	二ツ井第 4 分団	25
	避 難 誘 導 隊	二ツ井第 5 分団	35
	警防資材輸送隊	二ツ井第 1 分団	23
	警戒区域警備隊	二ツ井第 3 分団	16
	予 備 隊	二ツ井第 2 分団	22
富根地域	災 害 防 御 隊	二ツ井第 3 分団	16
	避 難 誘 導 隊	二ツ井第 7 分団	13
	警防資材輸送隊	二ツ井第 5 分団	35
	警戒区域警備隊	二ツ井第 1 分団	23
	予 備 隊	二ツ井第 6 分団	13

表 10-3 能代地域局的水害防御隊編成表

河川名	左右岸別	担当区域	担当分団	人員	集合場所	指揮者	応援分団	人員
米代川	右岸	河口より 鉄橋付近まで	能代 第6分団	26	能代橋 (向能代側)	能代 第6分団長	能代 第17分団	22
〃	〃	鉄橋より 産物集落堤防まで	能代 第15分団	28	産物集落 川岸	能代 第15分団長	能代 第13分団	23
〃	〃	産物集落堤防より 天内堤防まで	能代 第12分団	74	能代第12分 団車庫兼休 憩所	能代 第12分団長	能代 第15分団	28
〃	左岸	河口より 中島堤防まで	能代 第2分団	16	能代橋下	能代 第2分団長	能代 第4分団	14
〃	〃	能代橋下堤防より 檜山川運河まで	能代第1 工作分団	21	能代橋 (能代側)	能代第1 工作分団長	能代 第5分団	14
〃	〃	檜山川運河より 旧幸坂油店裏堤防 まで	能代 第3分団	20	檜山川 運河水門	能代 第3分団長	能代 第14分団	25
〃	〃	旧幸坂油店裏堤防 より 檜山川まで	能代 第7分団	10	越前谷商店 能代東SS東 側	能代 第7分団長	能代 第16分団	15
〃	〃	檜山川より 道地、金拓の中間の 堤防まで	能代 第8分団	23	道地集落 堤防	能代 第8分団長	能代 第11分団	59
〃	〃	道地、金拓の中間の 堤防より 旧幸坂建設裏堤防 まで	能代 第10分団	25	鶴形踏切 堤防	能代 第10分団長	能代 第9分団	46
常盤川	左右岸	常盤川流域	能代 第12分団	74	能代第12分 団車庫兼休 憩所	能代 第12分団長	能代 第15分団	28
檜山川	左右岸	檜山川上流より 追分まで	能代 第9分団	46	檜山川 新橋	能代 第9分団長	能代 第11分団	59
〃	左右岸	追分より 米代川まで	能代 第8分団	23	扇淵地域 センター	能代 第8分団長	能代 第7分団	10
悪土川	左右岸	悪土川流域	能代 第14分団	25	旧 榊出張所	能代 第14分団長	能代 第16分団	15

※能代第1工作分団の多機能型車輛は全区域に出場する

表 10-4 ニツ井地域局部的水害防御隊編成表

河川名	左右岸別	担当区域	担当分団	人員	集合場所	指揮者	応援分団	人員
米代川	左右岸	阿仁川下田平橋より 藤琴川合流点まで	ニツ井 第2分団	22	分団詰所	ニツ井 第2分団長	ニツ井 第6分団	13
藤琴川	左右岸	米代川合流地点まで	ニツ井 第6分団	13	高岩橋	ニツ井 第6分団長	ニツ井 第2分団	22
米代川	右岸	藤琴川合流点より 鍋良子排水樋管まで	ニツ井 第6分団	13	琴音橋	ニツ井 第6分団長	ニツ井 第1分団	23
〃	〃	鍋良子排水樋管より 米白橋まで	ニツ井 第1分団	23	银杏橋	ニツ井 第1分団長	ニツ井 第6分団	13
〃	左岸	藤琴川合流点より 七折橋まで	ニツ井 第5分団	35	银杏橋	ニツ井 第5分団長	ニツ井 第4分団	25
種梅川	左右岸	舟打川より下流 樋ノ口橋まで	ニツ井 第7分団	13	梅内班 詰所	ニツ井 第7分団長	ニツ井 第1分団	23
〃	〃	樋ノ口橋より 米代川合流点まで	ニツ井 第7分団	13	種班 詰所	ニツ井 第7分団長	ニツ井 第1分団	23
内川	右岸	堰根台より 米代川合流点まで	ニツ井 第5分団	35	小掛橋	ニツ井 第5分団長	ニツ井 第4分団	25
〃	左岸	堰根台より 米代川合流点まで	ニツ井 第4分団	25	小掛橋	ニツ井 第4分団長	ニツ井 第5分団	35
米代川	〃	七折橋より 上大林揚水所まで	ニツ井 第5分団	35	切石班 詰所	ニツ井 第5分団長	ニツ井 第3分団	16
〃	右岸	米白橋より 市川堰富田樋管まで	ニツ井 第7分団	13	外面器具置 場	ニツ井 第7分団長	ニツ井 第5分団	35
〃	左右岸	上大林揚水所より 新上野揚水所まで	ニツ井 第3分団	16	富根班 車庫	ニツ井 第3分団長	ニツ井 第5分団	35
〃	左岸	新上野揚水所より 新田排水樋管まで	ニツ井 第3分団	16	羽立班 詰所	ニツ井 第3分団長	ニツ井 第5分団	35

(4) 出動準備

水防管理者は、次の場合には、管下消防機関に対し、出動準備をさせること。

- ① 水防警報が発せられたとき。
- ② 河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要を予測するとき。
- ③ その他気象状況により、洪水、高潮等の危険が予知されるとき。

(5) 出動

水防管理者は、次の場合には、管下消防機関に対し、予め定められた計画に従い出動させ、警戒準備につかせなければならない。なお、消防機関の安全確保に十分配慮するものとする。

- ① 河川の水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり、危険を予知したとき。
- ② 潮位が上昇し、気象状況等により危険を認めるとき。

## 10. 2 巡視及び警戒

### (1) 平常時

水防管理者、水防団長又は消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、海岸、堤防・津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防・津波防護施設等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、第12章に定める河川管理者の協力のほか、必要に応じて、河川、海岸等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

水防管理者等は、防災重点ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、管理者や国、県、警察等関係機関と連携し、連絡体制の整備等対策を推進するものとする。

### (2) 出水時

#### (ア) 洪水

水防管理者等は、県から水防警報が発表されたときは、河川、海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防区域（第3章）を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、地域振興局建設部長及び河川等の管理者に連絡し、地域振興局建設部長は水防本部長に報告するものとする。ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、10.8に定める災害発生時の処置を講じなければならない。

- ① 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- ② 堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③ 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④ 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤ 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

#### (イ) 高潮

水防管理者等は、県から水防警報が発表されたときは、高潮襲来までの時間的余裕を十分考慮して海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、地域振興局建設部長及び海岸等の管理者に連絡し、地域振興局建設部長は水防本部長に報告するものとする。

- ① 堤防から水があふれるおそれのある箇所の潮位の上昇
- ② 堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③ 海側又川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④ 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤ 排水門・取水門・閘門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

### 10.3 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。水防作業を必要とする異常状態を大別してそれに適する工法の説明は、20.1 水防工法一覧表、及び20.2 秋田県の河川に適していると思われる水防工法のとおりである。

その際、水防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、水防団員は自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

また、水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

### 10.4 緊急通行

#### (1) 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

#### (2) 損失補償

市は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

### 10.5 警戒区域の設定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

### 10.6 避難のための立退き

(1) 洪水、津波又は高潮等により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。

(2) 水防管理者は、避難のための立退きを指示した場合は、その状況を地域振興局建設部長に速やかに報告し、地域振興局建設部長は水防本部長に報告するものとする。

(3) 水防管理者は、当該区域を管轄する警察署長と協議の上、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め一般に周知しておくものとする。

## 10.7 災害発生時の処置

- (1) 堤防、溜池、小門又は角落し等が決壊した場合は、水防管理者、消防機関の長等は出来る限り被害の増大を防止するよう努めなければならない。
- (2) この場合は、水防管理者は直ちに次の処置をとらなければならない。
  - (ア) 居住者に対し、立退き指示避難誘導等。
  - (イ) 水防支部、所轄国土交通省河川国道事務所、隣接水防管理団体並びに警察署に急報しなければならない。
- (3) 水防支部長はこれを水防本部、災害対策本部その他必要な関係機関に急報すると共に、応援、指導、水防資材の補給をしなければならない。

## 10.8 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

- (1) 水防に際し、堤防・ダム・その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するものとする。
- (2) 通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市町村の長に避難指示等の発令に資する事象として情報提供するものとする。
- (3) 決壊・漏水等の通報系統については、河川管理者と水防管理者等で、別途定めることとする。

## 10.9 水防体制の解除

- (1) 県の水防体制の解除  
水防本部長は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれがなくなったとき等、水防体制の必要がなくなったと認めたときは、これを解除し、関係機関に通知するものとする。
- (2) 水防管理団体等の水防体制の解除
  - ① 水防管理団体の水防体制の解除  
水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、又は高潮のおそれがなくなったとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。なお、水防体制を解除したときは、地域振興局建設部を通じ水防本部に報告するものとする。
  - ② 水防団及び消防団の水防体制の解除  
水防団及び消防団の水防体制の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団員及び消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

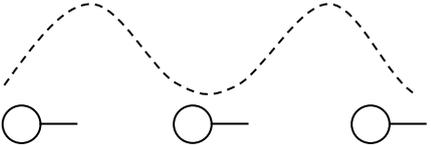
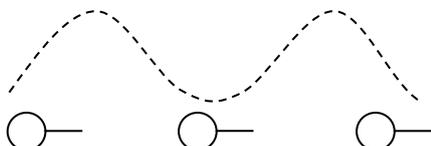
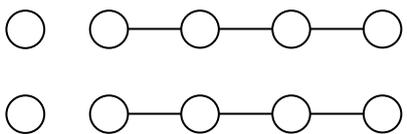
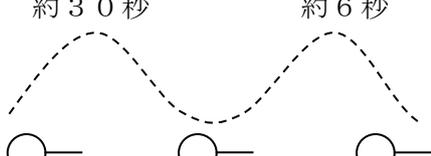
# 第 1 1 章 水防信号、水防標識等

## 1 1. 1 水防信号

水防法第 2 0 条の規定による知事の定める水防信号は、次のとおりとする。

- (1) 避難信号  
必要と認める区域内の居住者避難のため立ち退くべきことを知らせるもの
- (2) 出動信号  
消防団員及び消防機関に属するもの全員が出動すべきことを知らせるもの
- (3) 警戒信号  
警戒水位に達したことを知らせるもの

前記の信号を次の方法によって発信する。

方法 区分	警鐘信号	サイレン信号
避難信号		約 3 秒      約 2 秒 
出動信号		約 5 秒      約 6 秒 
警戒信号		約 3 0 秒      約 6 秒 

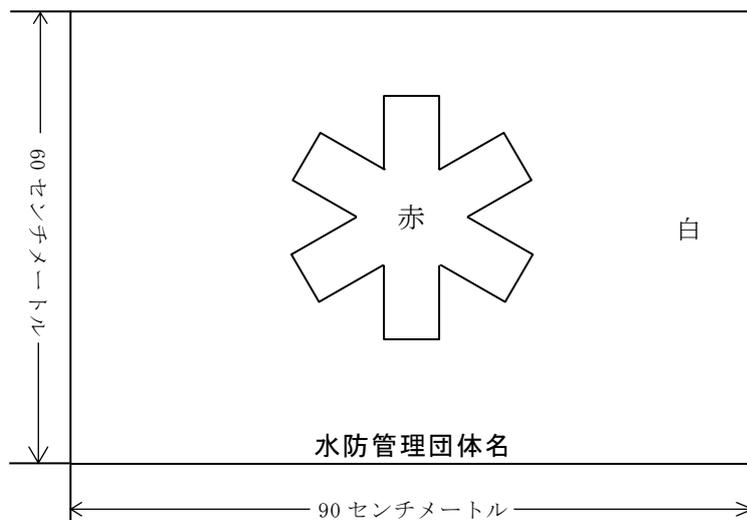
地震による堤防の漏水、沈下等の場合、津波の場合は、上記に準じて水防信号を発する。

秋田県水防規則

S 25. 9. 9  
秋田県規則第 31 号  
改正 S 35. 12. 1  
秋田県規則第 57 号  
改正 H17. 6. 17  
秋田県規則第 72 号

## 11.2 水防標識

(1) 水防法第18条の規定による知事の定める水防のため優先通行のできる車両の標識は、次のとおりとする。



備考 図及び文字を赤色で、その他の部分を白色で表示する。

(2) 水防管理者から委任を受けた者が着用する水防活動者腕章及び建設機械に掲示する横断幕は、当該水防管理者が定めるものとする。

### 11.3 身分証明書

水防法第49条第2項の規定により必要な土地に立入る場合は身分証明書を携帯し、関係人の請求があればこれを提示しなければならない。

↑ 9 セ ン チ メ ー ト ル ↓	第 号
	身 分 証 明 書 所 属 職 氏 名 年 月 日 生
	上記の者は、水防法第49条第1項の規定による立ち入りをすることができる職員であることを証明する。 年 月 日 水防管理者 能代市長 <span style="float: right;">㊟</span>
	←————— 9センチメートル —————→

(裏面)

<p>水防法抜粋</p> <p>(資料の提出及び立入り)</p> <p>第49条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。</p> <p>2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p>
--

## 第 1 2 章 協力及び応援

### 1 2 . 1 河川管理者の協力及び援助

河川管理者秋田県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力及び水防管理者が行う浸水被害軽減地区の指定等に係る援助を行う。

- (1) 水防管理団体に対して、秋田県及び国土交通省ホームページ、電話音声応答により、河川に関する情報（雨量、河川水位、ダム諸量情報、CCTVの映像等）の提供（アドレス等については、第6章を参照）
  - (2) 水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
  - (3) 堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く）、河川管理者による関係者及び一般への周知（伝達方法については第4章のとおり）
  - (4) 重要水防箇所の合同点検の実施
  - (5) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
  - (6) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供（水防倉庫の位置は第9章を参照）
  - (7) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣
- <河川管理者の援助が必要な事項>
- (1) 水防管理者に対して、過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み浸水被害の軽減に有用な盛土構造物等の情報を提供
  - (2) 水防管理者に対して、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や河道の特性等に鑑みた助言
  - (3) 市町村長に対して、過去の浸水情報の提供や、市町村長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言
  - (4) 水防管理者が行う浸水被害軽減地区の指定に必要な援助を行う際に、河川協力団体に必要な協力を要請

### 1 2 . 2 水防管理団体相互の応援及び相互協定

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。

応援を求められた水防管理者又は市町村長若しくは消防長は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

水防管理者は応援が円滑、迅速に行われるよう、あらかじめ隣接の水防管理者等と情報共有体制等について相互に協定しておくものとする。

### 1 2 . 3 警察官の援助要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

その方法等については、あらかじめ当該水防管理団体の区域を管轄する警察署長と協議しておくものとする。

### 1 2 . 4 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第68条の2及び秋田県地域防災計画並びに能代市地域防災計画に定めるところにより、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができる。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- ① 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ 派遣部隊が展開できる場所
- ⑤ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。

### 1 2 . 5 国（河川事務所、地方気象台等）との連携

#### （1）水防連絡会

市は、県や国土交通省河川事務所が開催する水防連絡会に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、水防警報、洪水、津波又は高潮予警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、既往津波、高潮による越水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川・海岸情報について情報収集を行う。

#### （2）ホットライン

市は、国土交通省河川事務所や秋田地方気象台、山本地域振興局建設部とのホットラインにより気象状況や水位状況を共有し、迅速な住民避難に資するものとする。

## 第 13 章 費用負担と公用負担

### 13.1 費用負担

#### (1) 費用負担

本市の水防に要する経費は、法第 41 条により市が負担するものとする。

ただし、他の水防管理団体の応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定めるものとする。

#### (2) 利益を受ける市町村の費用負担

本市の水防によって、当該水防管理団体の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定めるものとする。

当該協議が成立しないときは、水防管理団体は知事にあつせんを申請することができる。

### 13.2 公用負担

#### (1) 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- ① 必要な土地の一時使用
- ② 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ③ 車両その他の運搬用機器の使用
- ④ 排水用機器の使用
- ⑤ 工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた民間事業者等は上記①から④（②における収用を除く。）権限を行使することができる。

#### (2) 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者は、以下の公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

公 用 負 担 権 限 委 任 証			
〇〇分 団		〇〇部 長	
氏 名			
上記のものに 区域における水防法第28条第2項の権限			
を委任したことを証明する。			
年	月	日	水防管理者
氏 名			印

(3) 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、以下の公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

公 用 負 担 命 令 書			
第 号			
1. 目的物	種 類	員 数	
2. 負担の内容	使 用	収 容	処 分
年 月 日			
水防管理者 氏 名			
事務取扱者 氏 名			印
様			

(4) 損失補填

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補填するものとする。

## 第 1 4 章 水防報告等

### 1 4 . 1 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。

- ① 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- ② 水防活動をした河川名・海岸名およびその箇所
- ③ 警戒出動および解散命令の時刻
- ④ 水防団員および消防機関に属する者の出動時刻および人員
- ⑤ 水防作業の状況
- ⑥ 堤防、その他の施設の異常の有無およびこれに対する処置とその効果
- ⑦ 使用資材の種類および数量並びに消耗量および員数
- ⑧ 法第 2 8 条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量および使用場所
- ⑨ 応援の状況
- ⑩ 居住者出勤の状況
- ⑪ 警察関係の援助の状況
- ⑫ 現場指導の官公署氏名
- ⑬ 立退きの状況およびそれを指示した理由
- ⑭ 水防関係者の死傷
- ⑮ 殊勲者およびその功績
- ⑯ 殊勲水防団とその功績
- ⑰ 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

### 1 4 . 2 水防報告

#### (1) 水防管理者への報告

水防活動に従事した各班および消防団等は、水防活動終了後、速やかに様式－1により水防管理者に報告するものとする。

#### (2) 県への報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、その状況を様式－2により、水防活動実施後 5 日以内に地域振興局建設部長を経由して水防本部長に報告するものとする。

### 1 4 . 3 被害調査及び報告

水害の発生した場合の被害調査および報告については、能代市地域防災計画に定める「災害情報の収集・伝達」を準用する。

様式 - 1

水防活動実施状況報告書													
(宛先) 能代市長													
消防団 _____ 分団					年 月 日								
_____ 班					作成責任者 _____								
報告年月日 _____ 年 月 日													
1 出水の状況	川		氾濫注意水位		m		所要経費	物件費	資材費		県補助		
	活動時の水位		m		器材費				管理団体				
	雨量		mm		燃料費								
					雑費				計				
2 水防実施箇所	左		支(派)川		地先		人件費	手当					
	右		川						その他				
3 日時	月 日 時～		月 日 時		応援の状況、警察関係の援助の状況、現場指導の官公署氏名								
4 出動人員概況	消防団		その他		計		功労者(団体)の氏名、年齢、所属及び功労概要						
5 水防作業の概要及び方法	工法		箇所		m		居住者出動の状況						
	工法		箇所		m		使用資材の種類、数量						
6 被害の状況	堤防	田	畑	家屋	鉄道	道路	人口	その他			公用負担下命の器具、資材、数量。立ち退きの状況及び指示理由		
	m	ha	ha	戸	m	m	人				水防関係者の死傷		
7 水防活動の効果								水防活動に対する所見、今後の水防について考慮を要する点					

様式－２ 水防活動実施報告書

水防支部		管理団体名		指定非の別		報告年月日		年 月 日		
1 出水の状況	川		所要経費	物件費	資材費		県補助			
	氾濫注意水位				m	器材費		管理団体		
	活動時の水位				m	燃料費				
	雨量				mm	雑費		計		
2 水防実施箇所	左		所要経費	人件費	手当					
	支(派)川 地先				その他					
右		川		応援の状況、警察関係の援助の状況、現場指導の官公署氏名						
3 日時	月 日 時～									
月 日 時										
4 出動人員概況	消防団	その他	計	功労者(団体)の氏名、年齢、所属及び功労概要						
	名	名	名							
5 水防作業の概要及び方法	工法		箇所	m	居住者出動の状況					
	工法		箇所	m						
				使用資材の種類、数量						
6 被害の状況	堤防	田	畑	家屋	鉄道	道路	人口	その他	公用負担下命の器具、資材、数量。立ち退きの状況及び指示理由	
	m	ha	ha	戸	m	m	人		水防関係者の死傷	
7 水防活動の効果					水防活動に対する所見、今後の水防について考慮を要する点					

市町村は水防活動終了後5日以内に水防支部を経由して河川砂防課に提出するものとする。

## 第 15 章 水防訓練

指定水防管理団体は、毎年 1 回以上なるべく出水期前に、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

また、市が主催する水防研修や東北地方整備局が主催する水防技術講習会へ水防団員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。

津波災害警戒区域に係わる水防団、消防機関及び水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）に規定された津波避難訓練に参加しなければならない。

## 第16章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保

### 及び浸水の防止のための措置

#### 16.1 洪水対応

##### 16.1.1 洪水浸水想定区域の指定状況

国土交通省及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。

本市に關係する洪水予報河川及び水位周知河川の浸水想定区域の指定、公表状況は、以下のとおりである。

表16-1 洪水予報河川及び水位周知河川の浸水想定区域の指定、公表状況  
国管理河川

水系名	河川名	浸水想定区域 公表時点	浸水想定区域 公表HPアドレス	関係市町村
米代川	米代川	H28.5.31	http://www.thr.mlit.go.jp/noshiro/kasen/shinsui/shinsui.htm	能代市、北秋田市、大館市
	藤琴川	H28.5.31		能代市

県管理河川

水系名	河川名	浸水想定区域 公表時点	浸水想定区域 公表HPアドレス	関係市町村
米代川	阿仁川	R2.1.31	紙データ閲覧	北秋田市、能代市
	藤琴川	R1.9.20	紙データ閲覧	能代市、藤里町

##### 16.1.2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保および浸水の防止のための措置

能代市防災会議は、洪水予報河川、水位周知河川、水位周知下水道または水位周知海岸について、浸水想定区域の指定があったときは、能代市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ① 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- ② 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- ③ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村が行う洪水に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称および所在地
  - イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保および浸水の防止を図る必要があると認められるもの
  - ロ 要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの（要配慮者利用施設については、表16-2のとおり。）
  - ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める規準を参酌して市の条例で定める用途および規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）
- ⑤ その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

表 16-2 米代川の浸水想定区域内に所在する要配慮者施設一覧表 ※令和3年12月現在

施設名	種別	住所
のしろケアセンターそよ風	通所介護	能代市落合字古悪土 1-228
能代市社会福祉協議会二ツ井デイサービスセンター	通所介護	能代市二ツ井町字三千苺 44-34
能代市緑町デイサービスセンター	通所介護	能代市緑町 7-17
デイサービスだんらん	通所介護	能代市落合字古悪土 1-217
デイサービス彩べえ	通所介護	能代市落合字上釜谷地 185
デイサービスセンターしらかみ	通所介護	能代市字下悪戸 115-9
デイサービスセンターよねしろ通所介護事業所	通所介護	能代市二ツ井町字下野家後 145
JCHO 秋田病院附属介護老人保健施設	通所リハビリ 短期入所生活介護 介護老人保健施設	能代市緑町 5-47
株式会社 しらかみ長寿の里 ショートステイしらかみ	短期入所生活介護	能代市落合字古悪土 1-217
ショートステイゆかり能代	短期入所生活介護	能代市能代町字中川原 25-8
ショートステイよねしろ短期入所生活介護事業所	短期入所生活介護	能代市二ツ井町字下野家後 145
短期入所生活介護施設ウエルネスせき	短期入所生活介護	能代市二ツ井町荷上場字鍋良子出口 53
介護老人保健施設 ケアネットのしろ	短期入所療養介護 介護老人保健施設	能代市落合字上悪土 207
小規模多機能型居宅介護事業所 わか杉の郷	小規模多機能型居宅介護	能代市二ツ井町仁鮎字家後 34-3
グループホーム母恵夢	認知症対応型共同生活介護	能代市能代町字中川原 26-984
グループホームまつ風	認知症対応型共同生活介護	能代市浜通町 4-52
グループホームさくら荘	認知症対応型共同生活介護	能代市字轟 34-3
グループホームおちあい	認知症対応型共同生活介護	能代市落合字上釜谷地 187-2
グループホーム和み	認知症対応型共同生活介護	能代市二ツ井町飛根字高清水 265
能代市緑町グループホーム	認知症対応型共同生活介護	能代市緑町 7-17
グループホームまつかさ園	認知症対応型共同生活介護	能代市二ツ井町字下野家後 95-19
よねしろ	介護老人福祉施設	能代市二ツ井町字下野家後 145
松籟荘	養護老人ホーム	能代市緑町 9-41
能代市生活支援ハウス	生活支援ハウス	能代市二ツ井町字三千苺 44-34
ケアハウスきみまち	軽費老人ホーム(ケアハウス)	能代市二ツ井町字下野家後 145
あかつきの星	有料老人ホーム	能代市能代町字中川原 33-5

施設名	種別	住所
ことりの郷	有料老人ホーム	能代市落合字亀谷地 1-91
笑の樹	有料老人ホーム	能代市字西赤沼 31
シニアマンション・西大瀬	サービス付き高齢者向け住宅	能代市字西大瀬 30-20
サービス付高齢者向け住宅シニアホームわがや	サービス付き高齢者向け住宅	能代市落合字古悪土 1-217
サービス付高齢者向け住宅あかつきの芽	サービス付き高齢者向け住宅	能代市能代町中川原 33-113
心愛の郷	サービス付き高齢者向け住宅	能代市字下瀬 26-1
ホープハウス	共同生活援助	能代市字養蚕脇 19-8
なかよし福寿草	共同生活援助	能代市落合古悪土 130
しおさい	共同生活援助	能代市浜通町 3-21
在宅障害者支援施設とらいあぐる	障害者支援施設	能代市万町 10-4
高齢者ふれあい交流施設「ゆっちゃん」	高齢者交流施設	能代市二ツ井町下野家後 97
第五小学校	小学校	能代市鹹渕字中嶋古屋布 25
二ツ井中学校	中学校	能代市二ツ井町字下野 76-2
能代高等学校定時制課程	高等学校	能代市二ツ井町字五千苺 20-1
能代松陽高等学校	高等学校	能代市緑町 4-7
留守家庭児童会「青空会」	児童厚生施設	能代市字大瀬儘下 48-2
留守家庭児童会「はくちょうクラブ」	児童厚生施設	能代市鹹渕字中嶋古屋布 25
留守家庭児童会「白鳥」	児童厚生施設	能代市鹹渕字中嶋古屋布 25
二ツ井児童館	児童厚生施設	能代市二ツ井町字下野家後 82-2
二ツ井子ども園	保育所	能代市二ツ井町字下野川端 2-1
第四保育所	保育所	能代市字東大瀬 54-1
轟保育園	保育所	能代市字轟 73-2
関医院	診療所	能代市二ツ井町荷上場字鍋良子出口 102
金田医院	診療所	能代市二ツ井町字比井野 94
富根診療所	診療所	能代市二ツ井町飛根前田 33-3
わたなべ整形外科	診療所	能代市落合字上悪土 207
瀬川医院	診療所	能代市万町 7-23
後藤内科医院	診療所	能代市大瀬儘下 6-52
島田病院	病院	能代市西赤沼 14-4
JCHO 秋田病院	病院	能代市緑町 5-22

#### 16.1.3 洪水・内水・高潮ハザードマップ

市は、能代市地域防災計画において定められた上記（２）①～⑤に掲げる事項を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村にあっては、同法第8条第3項に規定する事項、津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の津波災害警戒区域をその区域に含む市町村にあっては、同法第55条に規定する事項を含む。）を記載した印刷物の配布、インターネットを利用した提供その他の必要な措置を講じることとする。

#### 16.1.4 予想される水災の危険の周知等

本市では、洪水予報河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加したハザードマップの公表、町中の看板・電柱等への掲示板により住民に周知することとする。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。

#### 16.1.5 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により能代市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表するものとする。また、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市長に報告するものとする。

市は、必要に応じ能代市地域防災計画において、地下街等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

#### 16.1.6 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により能代市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市は、能代市地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

#### 16.1.7 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により能代市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市は、能代市地域防災計画において、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

(参考) 避難指示の発令等に着目した防災行動計画について

市では、国土交通省能代河川国道事務所と協議し、台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした、米代川管理区間沿川の避難指示の発令等に着目した防災行動計画(タイムライン)を作成している。

台風接近時や大雨の際には、この防災行動計画を踏まえ避難指示等の発令や避難所開設、災害応急措置等を実施する。

16.1.8 浸水被害軽減地区

浸水被害軽減地区は、水防管理者が浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを指定した区域である。

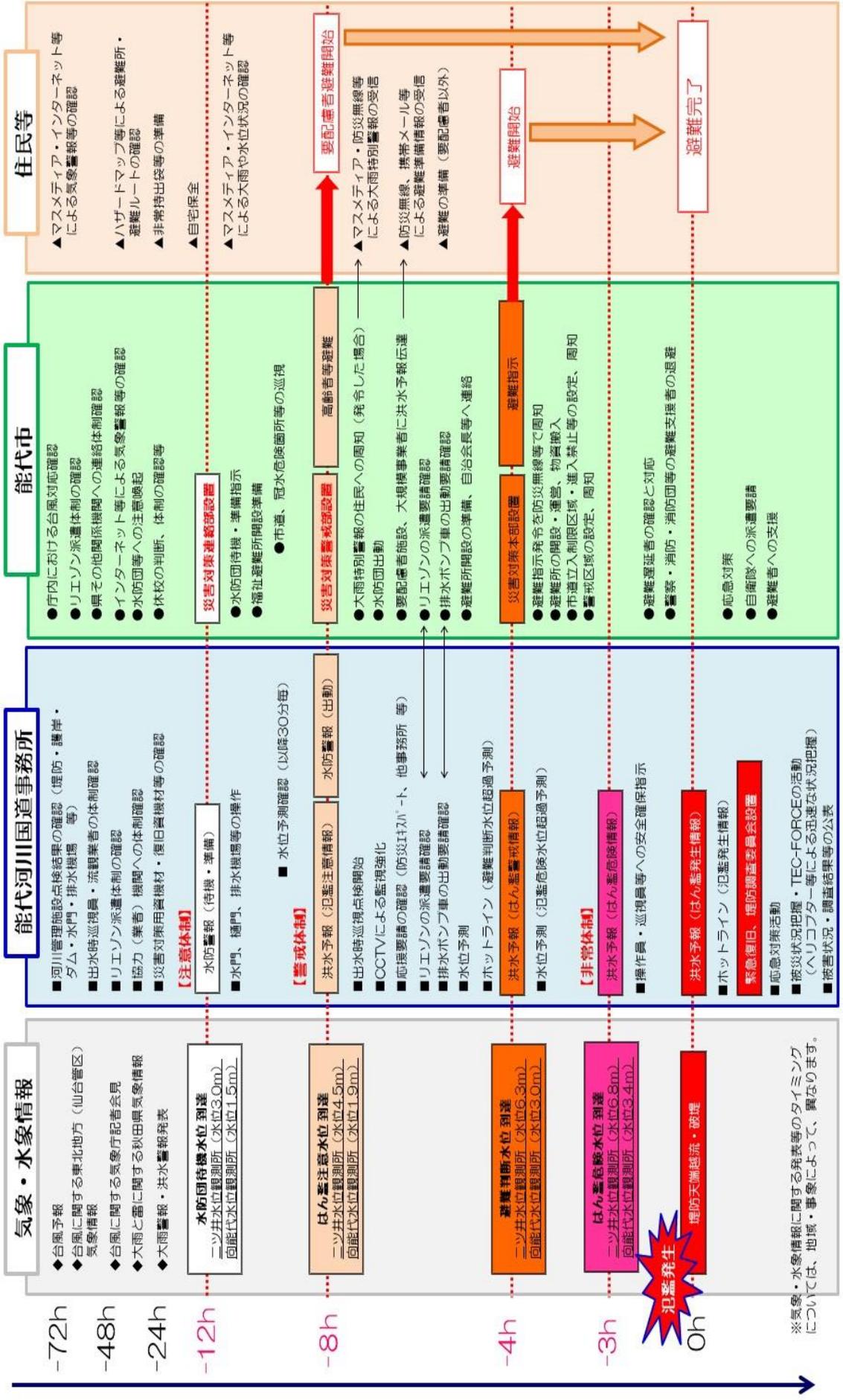
16.1.9 マイタイムライン

マイタイムラインとは、災害の発生を前提に、住民一人ひとりが災害が発生する状況を予め想定した上で、「いつ」、「何をするか」といったとるべき行動を時系列で整理し、避難行動をスムーズに行うためのものである。

市は、マイタイムラインについて住民に周知するとともに、作成にあたっての助言、指導を行うものとする。

# 能代市タイムライン

【台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした、米代川管理区間沿川の避難指示の発令等に着目した防災行動計画】



※気象・水象情報に関する発表等のタイムシフトについては、地域・事象によって、異なります。

## 16. 2 津波対応

### 16.2.1 津波災害警戒区域の指定

「津波防災地域づくりに関する法律」に則り、県は、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民、勤務する者、観光旅客その他の者の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定し、その旨並びに当該指定の区域及び基準水位を、県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公示するとともに、関係市町村の長に、公示された事項を記載した図書を送付することとする。

### 16.2.2 地域防災計画の拡充

能代市防災会議は、津波災害警戒区域の指定があったときは、能代市地域防災計画において、当該津波災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ① 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ③ 市が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④ 津波災害警戒区域内に、地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- ⑤ その他、津波災害警戒区域における津波による人的被害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

### 16.2.3 津波ハザードマップの作成・周知

本市域において津波災害警戒区域が指定された場合は、能代市地域防災計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他津波災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民、勤務する者、観光旅客その他の者に周知させるため、これらの事項を記載したものを、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供するとともに、図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置くこととする。なお、高潮についても必要な措置を講じることとする。

### 16.2.4 避難促進施設に係る避難確保計画

津波防災地域づくりに関する法律第54条第1項の規定により能代市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるもの（以下「避難促進施設」という。）の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する避難確保計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表するものとする。

津波の発生時における避難確保計画には、次の事項を記載するものとする。

- ① 津波の発生時における避難促進施設の防災体制に関する事項
- ② 津波の発生時における避難促進施設の利用者の避難の誘導に関する事項
- ③ 津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施に関する事項
- ④ その他、避難促進施設の利用者の津波の発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

## 第 17 章 水防協力団体

### 17. 1 水防協力団体の指定、監督、情報の提供

水防管理団体は、17. 2 に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。また、水防管理団体は水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。なお、国、都道府県及び水防管理団体は水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報提供、指導若しくは助言をするものとする。

### 17. 2 水防協力団体の業務

- (1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- (3) 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及、啓発
- (6) 前各号に附帯する業務

### 17. 3 水防協力団体と水防団等の連携

水防協力団体は、水防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年水防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

津波災害警戒区域に係わる水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律に規定された津波避難訓練に参加する。（水防法第 32 条の 3）

### 17. 4 水防協力団体の申請・指定及び運用

水防管理団体は、20. 3 水防協力団体指定要領（例）を参考として水防協力団体指定要領を作成し、水防協力団体の申請があった場合は、指定要領を参考として指定することとする。また指定の際は、合わせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

水防協力団体の業務の運用にあたっては、業務が適正かつ確実に行われるように、20. 4 水防協力団体との水防協働活動実施要領（例）に示す活動実施要領の内容を水防管理団体の水防計画に規定する。

## 第18章 能代市防災会議条例等

### 18.1 能代市防災会議条例

平成18年3月21日  
条例第172号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、能代市防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び所掌事務を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 能代市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 秋田県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 秋田県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

6 前項に規定する委員の定数は、42人以内とする。

7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営等に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年3月21日から施行する。

附 則（平成24年12月21日条例第20号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(能代市防災会議条例の一部改正に伴う任期の特例)

2 第1条の規定による改正後の能代市防災会議条例第3条第5項の規定により新たに任命される委員の任期は、同条第7項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

## 18. 2 能代市防災会議委員名簿

令和3年10月1日現在

区 分	機関・団体の長	氏 名
会 長	能代市長	齊藤 滋宣
第1号委員	米代西部森林管理署長	小向 克之
	東北農政局秋田県拠点総括農政推進官	笠原 一志
	東北地方整備局能代河川国道事務所長	高橋 秀典
第2号委員	山本地域振興局長	栗田 亨
	山本地域振興局総務企画部長	小原 友明
	山本地域振興局福祉環境部長	永井 伸彦
	山本地域振興局農林部長	小棚木 栄作
	山本地域振興局建設部長	村上 龍巳
	能代港湾事務所長	佐藤 出
第3号委員	能代警察署長	加藤 和司
第4号委員	能代市副市長	小野 正博
	能代市総務部長	吉岡 康隆
	能代市企画部長	松橋 優悦
	能代市市民福祉部長	畠 中 徹
	能代市環境産業部長	尾張 政克
	能代市農林水産部長	工藤 力
	能代市都市整備部長	宮野 弘幸
	能代市二ツ井地域局長	櫻庭 一也
	能代市市民福祉部次長	大山 位代子
	能代市市民保険課長	進藤 香
第5号委員	能代市教育長	高橋 誠也
第6号委員	能代山本広域市町村圏組合消防本部消防長	高杉 誠
	能代市消防団長	渡邊 正人
第7号委員	日本郵便局(株)能代郵便局長	並岡 透
	東日本旅客鉄道(株)東能代駅長	瓜田 昭彦
	東日本電信電話(株)秋田支店長	松浦 寛
	日本通運(株)大館支店営業課長	根上 岳
	東北電力ネットワーク(株)能代電力センター所長	佐渡 雅樹
	秋北バス(株)能代営業所長	児玉 金市
	能代市山本郡医師会	山須田 健
	秋田県薬剤師会能代山本副支部長	佐久間 雅文
第8号委員	能代市自治会連合協議会	能登 祐子
	秋田県立大学木材高度加工研究所	渡辺 千明
	能代市男女共同参画推進委員会	鶴木 恵子
	能代市連合婦人会	佐々木 シメノ
	能代市赤十字奉仕団副委員長	檜森 幸子
	能代市社会福祉協議会事務局次長	佐藤 幸樹
	能代市身体障害者福祉協会会長	吉田 ユキ子
	秋田県立能代支援学校	佐藤 大
	能代市校長会	渡部 剛
	能代市PTA連合会会長	石川 崇

# 第 19 章 関係法令

## 19. 1 水防法

(昭和二十四年六月四日法律第一九三号)  
最終改正：令和三年五月十日法律第三一号

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 水防組織（第三条―第八条）
- 第三章 水防活動（第九条―第三十二条の三）
- 第四章 指定水防管理団体（第三十三条―第三十五条）
- 第五章 水防協力団体（第三十六条―第四十条）
- 第六章 費用の負担及び補助（第四十一条―第四十四条）
- 第七章 雑則（第四十五条―第五十一条）
- 第八章 罰則（第五十二条―第五十五条）

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘（こう）門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の二十三第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項において同じ。）の協力並びに

水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

## 第二章 水防組織

(市町村の水防責任)

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

(水防事務組合の設立)

第三条の二 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適當であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

(水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置)

第三条の三 水害予防組合法(明治四十一年法律第五十号)第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

(水防事務組合の議会の議員の選挙)

第三条の四 水防事務組合の議会の議員は、組合同約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合同約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

(水防事務組合の経費の分賦)

第三条の五 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

(都道府県の水防責任)

第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

(指定水防管理団体)

第四条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

第五条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

2 前条の規定により指定された水防管理団体(以下「指定管理団体」という。)は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

(水防団)

第六条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(公務災害補償)

第六条の二 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(退職報償金)

第六条の三 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者(死亡による退職の場合には、その者の遺族)に退職報償金を支給することができる。

(都道府県の水防計画)

第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者(河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。)による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。

4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。

5 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとする

するときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。

6 二以上の都府県に関係する水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。

7 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

（都道府県水防協議会）

第八条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

### 第三章 水防活動

（河川等の巡視）

第九条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

（国の機関が行う洪水予報等）

第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、氾濫した後においては水位若しくは流量又は氾濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

（都道府県知事が行う洪水予報）

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

(水位の通報及び公表)

第十二条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは前条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

(国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条及び第十四条の二において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次項において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(関係市町村長への通知)

第十三条の四 第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示又は同条第三項の規定による緊急安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

(洪水浸水想定区域)

第十四条 国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨(想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。)により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川

二 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第三条第一項の規定により指定した河川

三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

2 都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川

二 特定都市河川浸水被害対策法第三条第四項から第六項までの規定により指定した河川

三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

(雨水出水浸水想定区域)

第十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設(第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第一項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。)から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が

想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十三条の二第一項の規定による指定に係る排水施設
- 二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
- 三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項の規定により指定され、又は同条第四項、同条第五項において準用する同条第三項若しくは同条第六項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設

四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

- 2 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設(第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第二項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。)から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十三条の二第二項の規定による指定に係る排水施設

- 二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
- 三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)及び第四項から第六項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設

四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

- 3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 4 都道府県知事又は市町村長は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

(高潮浸水想定区域)

第十四条の三 都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十三条の三の規定により指定した海岸

二 前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

- 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第十五条 市町村防災会議(災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。)は、第

第十四条第一項若しくは第二項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

- 一 洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項若しくは第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官若しくは都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法
  - 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
  - 三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
  - 四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
    - イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
    - ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
    - ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
  - 五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- 2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。
- 一 前項第四号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。） 当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員
  - 二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第七項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
  - 三 前項第四号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
- 3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他（第十五条の十一において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げ

る区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。)を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項

二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項

（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。

3 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。

5 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。

6 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

8 第一項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。

9 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かななければならない。

10 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成

していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

- 4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由なく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。
- 6 市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
- 8 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の四 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

- 2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

(市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)

第十五条の五 第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする）」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう）」と、「市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう）」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

(浸水被害軽減地区の指定等)

第十五条の六 水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。
- 3 水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。
- 4 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。
- 5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

(標識の設置等)

第十五条の七 水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

- 2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。
- 4 水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

(行為の届出等)

第十五条の八 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。
- 3 水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

(大規模氾濫減災協議会)

第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

- 2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 国土交通大臣
- 二 当該河川の存する都道府県の知事
- 三 当該河川の存する市町村の長
- 四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 五 当該河川の河川管理者
- 六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
- 七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

- 3 大規模氾濫減災協議会において協議が調った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

(都道府県大規模氾濫減災協議会)

第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。

- 2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 当該都道府県知事
- 二 当該河川の存する市町村の長
- 三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 四 当該河川の河川管理者
- 五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区气象台長、沖縄气象台長又は地方气象台長
- 六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者

- 3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(予想される水災の危険の周知等)

第十五条の十一 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

(河川管理者の援助等)

第十五条の十二 河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

- 2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

(水防警報)

第十六条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知しなければならない。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したと

きは、その旨を公示しなければならない。

(水防団及び消防機関の出動)

第十七条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(優先通行)

第十八条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(緊急通行)

第十九条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委託を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(水防信号)

第二十条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(警戒区域)

第二十一条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

第二十二条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(応援)

第二十三条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第二十四条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(決壊の通報)

第二十五条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(決壊後の処置)

第二十六条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関

の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

第二十七条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

(公用負担)

第二十八条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 前項に規定にする場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。

3 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(立退きの指示)

第二十九条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第三十条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(重要河川における国土交通大臣の指示)

第三十一条 二以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(特定緊急水防活動)

第三十二条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除

二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。

3 第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条中第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」

とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第二十九条第二項及び第二十八条第三項中「水防管理者」とあるのは「国」と、第二十二条中「水防管理者」とあり、第二十五条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」と、同条第二項中「水防管理団体」とあるのは「国」とする。

(水防訓練)

第三十二条の二 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(津波避難訓練への参加)

第三十二条の三 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

#### 第四章 指定水防管理団体

(水防計画)

第三十三条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

(水防協議会)

第三十四条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(水防団員の定員の基準)

第三十五条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

#### 第五章 水防協力団体

(水防協力団体の指定)

第三十六条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実にを行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。
- 4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(水防協力団体の業務)

第三十七条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- 二 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
- 三 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 四 水防に関する調査研究を行うこと。
- 五 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(水防団等との連携)

第三十八条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

(監督等)

第三十九条 水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

- 2 水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。
- 4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第四十条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

## 第六章 費用の負担及び補助

(水防管理団体の費用負担)

第四十一条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(利益を受ける市町村の費用負担)

第四十二条 水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

- 2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。
- 3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属す

る都道府県の知事にあつせんを申請することができる。

- 4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

(都道府県の費用負担)

第四十三条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

(国の費用負担)

第四十三条の二 第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

(費用の補助)

第四十四条 都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

- 2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なもの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。
- 3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

## 第七章 雑則

(第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第四十五条 第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

(表彰)

第四十六条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

(報告)

第四十七条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

- 2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(勧告及び助言)

第四十八条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(資料の提出及び立入り)

第四十九条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

- 2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたと

きは、これを提示しなければならない。

(消防事務との調整)

第五十条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

(権限の委任)

第五十一条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

## 第八章 罰則

第五十二条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第五十三条 刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百一十一条の規定の適用がある場合を除き、第二十一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかった者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の七第三項の規定に違反した者

二 第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者

二 第二十条第二項の規定に違反した者

三 第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附 則 (省略)

## 19. 2 水防法施行規則

(平成十二年十一月二十一日建設省令第四四号)  
最終改正：令和三年七月十四日国土交通省令第四八号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第三十七条の二の規定に基づき、水防法第三十七条の二の規定により地方整備局長又は北海道開発局長に委任する権限を定める省令を次のように定める。

(洪水浸水想定区域の指定)

第一条 水防法（以下「法」という。）第十四条第一項及び第二項に規定する洪水浸水想定区域（以下単に「洪水浸水想定区域」という。）の指定は、同条第一項に規定する想定最大規模降雨（以下単に「想定最大規模降雨」という。）によって堤防その他の施設（以下「堤防等」という。）の決壊又は溢（いつ）流が想定される地点を相当数選定して行うものとする。ただし、同条第一項第二号又は第二項第二号に掲げる河川については、想定最大規模降雨により溢流が想定される連続する区間を設定することその他の水災による被害の軽減を図るために適切であると認められる方法により洪水浸水想定区域の指定を行うことができる。

2 洪水浸水想定区域の指定に当たっては、堤防等の構造及び管理の状況を勘案するものとする。

3 第一項の規定により選定する地点には、当該地点における堤防等の決壊又は溢流により浸水が想定される区域につき、当該区域が相当規模となるもの又は浸水した場合に想定される水深が相当な深さとなるものが含まれなければならない。

4 第一項の規定により選定された地点における堤防等の決壊又は溢流により浸水が想定される区域が重複するときは、当該区域の全部をあわせた区域を一の区域とするものとする。

5 前項の場合において、重複する区域において想定される水深が第一項の規定により選定された地点により異なるときは、最大のを想定される水深とする。

6 洪水浸水想定区域の指定は、想定最大規模降雨により、地上部分の浸水は想定されない地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。以下同じ。）であって、当該地下街等と連続する施設から浸水するものの存する区域を含めて行うことができる。

(洪水による災害の発生を警戒すべき河川の基準)

第一条の二 法第十四条第一項第二号及び第二項第二号の国土交通省令で定める基準は、当該河川の周辺地域に住宅、要配慮者利用施設（法第十五条第一項第四号ロに規定する要配慮者利用施設をいう。以下同じ。）その他の洪水時に避難を行うことが想定される者が居住若しくは滞在する建築物又は避難施設、避難路その他の洪水時における避難の用に供する施設が存し、かつ、当該周辺地域の市町村の市町村長が当該周辺地域における洪水の発生のおそれに関する雨量、当該河川の水位その他の情報を入手することができることとする。

(洪水浸水想定区域の指定の際の明示事項)

第二条 法第十四条第三項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項（同条第一項第二号又は第二項第二号に掲げる河川について洪水浸水想定区域の指定を行う場合にあっては、第四号に掲げる事項を除く。）とする。

一 指定の区域

二 浸水した場合に想定される水深

三 浸水した場合に想定される浸水の継続時間（長時間にわたり浸水するおそれのある場合に限る。以下「浸水継続時間」という。）

四 河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第十条の二第二号イに規定する基本高水の設定の前提となる降雨（次条第二項において「計画降雨」という。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深  
（洪水浸水想定区域等の公表）

第三条 法第十四条第四項の規定による同条第三項の国土交通省令で定める事項の公表は、当該事項を定めた旨について、国土交通大臣にあつては官報により、都道府県知事にあつては当該都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うとともに、これらを表示した図面を関係地方整備局若しくは北海道開発局又は都道府県知事の指定する場所において閲覧に供することにより行うものとする。

2 前項の図面には、洪水浸水想定区域の指定の前提となる降雨が想定最大規模降雨であること（前条第四号に掲げる事項を表示した図面にあつては、当該図面の前提となる降雨が計画降雨であること）を明示しなければならない。

（雨水出水浸水想定区域の指定）

第四条 法第十四条の二第一項及び第二項に規定する雨水出水浸水想定区域（以下単に「雨水出水浸水想定区域」という。）の指定は、下水道から河川その他の公共の水域又は海域（以下この項において「河川等」という。）に雨水を放流する地点における当該河川等の水位の見込み、下水道の配置及び構造の状況等を勘案して行うものとする。

2 第一条第六項の規定は、雨水出水浸水想定区域の指定について準用する。

（雨水出水浸水想定区域の指定の際の明示事項）

（雨水出水による災害の発生を警戒すべき公共下水道等の排水施設の基準）

第四条の二 法第十四条の二第一項第三号及び第二項第三号の国土交通省令で定める基準は、当該排水施設の周辺地域に住宅、要配慮者利用施設その他の雨水出水時に避難を行うことが想定される者が居住若しくは滞在する建築物又は避難施設、避難路その他の雨水出水時における避難の用に供する施設が存し、かつ、当該周辺地域の市町村の市町村長が当該周辺地域における雨水出水の発生のおそれに関する雨量、当該排水施設の水位その他の情報を入手することができることとする。

第五条 法第十四条の二第三項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 指定の区域

二 浸水した場合に想定される水深

三 浸水継続時間

2 法第十四条の二第一項第一号又は第二項第一号に掲げる排水施設に係る雨水出水浸水想定区域の指定は、前項各号に掲げる事項のほか、主要な地点における一定の時間ごとの水深の変化を明らかにしてするものとする。

（雨水出水浸水想定区域等の公表）

第六条 法第十四条の二第四項の規定による同条第三項の国土交通省令で定める事項の公表は、当該事項を定めた旨について、都道府県又は市町村の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うとともに、これらを表示した図面を都道府県知事又は市町村長の指定する場所において閲覧に供することにより行うものとする。

2 前項の図面には、雨水出水浸水想定区域の指定の前提となる降雨が想定最大規模降雨であることを明示しなければならない。

（高潮浸水想定区域の指定）

第七条 法第十四条の三第一項に規定する高潮浸水想定区域（以下単に「高潮浸水想定区域」という。）の指定は、同項に規定する想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものによつて堤防等の決壊が想定される当該海岸の全ての区間において堤防等が決壊することを想定して行うものとする。

- 2 高潮浸水想定区域の指定に当たっては、堤防等の構造及び管理の状況を勘案するものとする。
- 3 前項の場合には、都道府県知事は、堤防等の構造及び管理の状況について、海岸管理者その他の関係のある施設の管理者の意見を聴くものとする。
- 4 第一条第六項の規定は、高潮浸水想定区域の指定について準用する。この場合において、同項中「想定最大規模降雨」とあるのは、「想定し得る最大規模の高潮であって国土交通大臣が定める基準に該当するもの」と読み替えるものとする。

(高潮による災害の発生を警戒すべき海岸の基準)

第七条の二 法第十四条の三第一項第二号の国土交通省令で定める基準は、当該海岸の周辺地域に住宅、要配慮者利用施設その他の高潮時に避難を行うことが想定される者が居住若しくは滞在する建築物又は避難施設、避難路その他の高潮時における避難の用に供する施設が存し、かつ、当該周辺地域の市町村の市町村長が当該周辺地域における高潮の発生のおそれに関する気象の状況その他の情報を入手することができることとする。

(高潮浸水想定区域の指定の際の明示事項)

第八条 法第十四条の三第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 指定の区域
- 二 浸水した場合に想定される水深
- 三 浸水継続時間

(高潮浸水想定区域等の公表)

第九条 法第十四条の三第三項の規定による同条第二項の国土交通省令で定める事項の公表は、当該事項を定めた旨について、都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うとともに、これらを表示した図面を都道府県知事の指定する場所において閲覧に供することにより行うものとする。

- 2 前項の図面には、高潮浸水想定区域の指定の前提となる高潮が想定し得る最大規模の高潮であって国土交通大臣が定める基準に該当するものであることを明示しなければならない。

(大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準)

第十条 法第十五条第一項第四号ハの国土交通省令で定める基準は、工場、作業場又は倉庫で、延べ面積が一万平方メートル以上のものであることとする。

(市町村地域防災計画において定められた事項を住民等に周知させるための必要な措置)

第十一条 法第十五条第三項の住民、滞在者その他の者（以下この条において「住民等」という。）に周知させるための必要な措置は、次に掲げるものとする。

- 一 第二条第一号及び第二号、第五条第一号及び第二号並びに第八条第一号及び第二号に掲げる事項を表示した図面に市町村地域防災計画において定められた法第十五条第一項各号に掲げる事項（次のイ又はロに掲げる区域をその区域に含む市町村にあっては、それぞれイ又はロに定める事項を含む。）を記載したもの（電子的方式、磁氣的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）を、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供すること。

イ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項

ロ 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項

- 二 前号の図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置くこと。

(地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画に定めるべき事項)

第十二条 法第十五条の二第一項の地下街等の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 地下街等における洪水時等の防災体制に関する事項
  - 二 地下街等の利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項
  - 三 地下街等における洪水時等の浸水の防止のための活動に関する事項
  - 四 地下街等における洪水時等の避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項
  - 五 地下街等における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
  - 六 自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項
    - イ 法第二条第三項に規定する水防管理者（以下単に「水防管理者」という。）その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導、浸水の防止のための活動その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項
    - ロ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項
    - ハ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項
  - 七 前各号に掲げるもののほか、地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な措置に関する事項
- 2 地下街等の所有者又は管理者は、雨水出水に係る前項の計画において同項第二号に掲げる事項を定めるときは、当該地下街等の利用者の全てが安全に避難できることを国土交通大臣が定める方法により確認するものとする。

（統括管理者の設置等）

第十三条 地下街等の自衛水防組織には、統括管理者を置かなければならない。

- 2 統括管理者は、地下街等の自衛水防組織を統括する。
- 3 地下街等の自衛水防組織にその業務を分掌する内部組織を編成する場合は、当該内部組織の業務の内容及び活動の範囲を明確に区分し、当該内部組織にその業務の実施に必要な要員を配置するとともに、当該内部組織を統括する者を置くものとする。

（連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者による地下街等の自衛水防組織の設置）

第十四条 法第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者が共同して法第十五条の二第一項に規定する計画を作成するときは、当該地下街等の所有者又は管理者は、共同して自衛水防組織を置くことができる。

（地下街等の自衛水防組織の設置に係る報告事項）

第十五条 法第十五条の二第十項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 統括管理者の氏名及び連絡先
- 二 自衛水防組織の内部組織の編成及び要員の配置
- 三 法第十五条第一項第一号に規定する洪水予報等の伝達を受ける構成員の氏名及び連絡先（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画に定めるべき事項）

第十六条 法第十五条の三第一項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 要配慮者利用施設における洪水時等の防災体制に関する事項
- 二 要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項
- 三 要配慮者利用施設における洪水時等の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- 四 要配慮者利用施設における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項

五 自衛水防組織を置く場合にあつては、当該自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項  
イ 水防管理者その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項

ロ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項

ハ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項

六 前各号に掲げるもののほか、要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

(自衛水防組織に関する規定の要配慮者利用施設についての準用)

第十七条 第十三条及び第十五条の規定は、要配慮者利用施設の自衛水防組織について準用する。この場合において、同条中「第十五条の二第十項」とあるのは、「第十五条の三第八項」と読み替えるものとする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画に定めるべき事項)

第十八条 法第十五条の四第一項の大規模工場等（法第十五条第一項第四号ハに規定する大規模工場等をいう。以下同じ。）の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 大規模工場等における洪水時等の防災体制に関する事項

二 大規模工場等における洪水時等の浸水の防止のための活動に関する事項

三 大規模工場等における洪水時等の浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項

四 大規模工場等における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項

五 自衛水防組織を置く場合にあつては、当該自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項  
イ 水防管理者その他関係者との連絡調整、浸水の防止のための活動その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項

ロ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項

ハ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項

六 前各号に掲げるもののほか、大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な措置に関する事項

(自衛水防組織に関する規定の大規模工場等についての準用)

第十九条 第十三条及び第十五条の規定は、大規模工場等の自衛水防組織について準用する。この場合において、同条中「第十五条の二第十項」とあるのは、「第十五条の四第二項」と読み替えるものとする。

(氾濫による被害の拡大を防止するための作業)

第二十条 水防法第三十二条第一項第二号の水防活動を定める政令（平成二十三年政令第四百二十八号）第五号の国土交通省令で定める作業は、流水が河川外に流出した場合において、これによる災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために器具又は資材を設置し、水流を制御する作業とする。

(水防協力団体として指定することができる法人に準ずる団体)

第二十一条 法第三十六条第一項の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。

(権限の委任)

第二十二条 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第四十七条第一項及び第四十八条の規定に基づく権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

- 一 法第十条第二項の規定により河川を指定すること。
- 二 法第十三条第一項の規定により河川を指定すること。
- 三 法第十六条第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定すること。
- 四 法第三十一条の規定により指示をすること。
- 五 法第四十六条の規定により表彰を行うこと。

附 則（省略）

### 19.3 水防施設費国庫補助規則

(昭和二十六年三月二十九日建設省令第五号)  
最終改正：平成二十三年七月一日国土交通省令第五〇号

水防施設費国庫補助規則を次のように定める。

(補助の目的)

第一条 国土交通大臣は、水災を警戒し、防ぎよし、及びこれに因る被害を軽減するために必要な水防施設の充実強化を図るため、都道府県に対して、この規則の定めるところにより、補助金を交付する。

(定義)

第二条 この規則で「水防施設」とは、水防に必要な器具、資材及び設備をいう。

(補助の対象)

第三条 国は、左に掲げる費用について、毎年度予算の範囲内において、補助金を当該都道府県に対して交付する。

- 一 都道府県が水防施設を整備するために要する費用
- 二 水防管理団体が水防施設を整備するために要する費用について、都道府県が当該水防管理団体に対して助成する費用
- 三 都道府県がその助成に係る水防管理団体の水防施設の整備の状況を監督するために要する費用

(計画書の提出・内定額の通知)

第四条 都道府県知事は、水防施設について国庫の補助を受けようとするときは、あらかじめ、別に定める様式の計画書を水管理・国土保全局長に提出しなければならない。

2 前項の計画書に基き国庫において補助しようとする額が内定したときは、水管理・国土保全局長は、内定した金額を当該都道府県知事に通知しなければならない。

(国庫補助申請書の提出)

第五条 都道府県知事は、同条第二項の内定通知を受けたときは、都道府県の議会のこれに関する議決を経て、当該予算書の関係部分の写及び実施計画書を添えて、国土交通大臣に国庫補助申請書を提出しなければならない。

2 前項の実施計画書及び国庫補助申請書の様式は、別に定める。

(国庫補助通知書の交付)

第六条 国土交通大臣は、前条の国庫補助申請書を受理した場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助額を決定し、国庫補助通知書を交付するものとする。

(実施計画書の変更)

第七条 前条の国庫補助通知書を受けた後において、実施計画書の内容について著しい変更をしようとするときは、都道府県知事は、国土交通大臣の承認を受けなければならない。

(報告事項)

第八条 都道府県知事は、天災その他の災害により国庫の補助に係る水防施設に著しい被害を受けたときは、直ちにその状況を水管理・国土保全局長に報告しなければならない。

(検査)

第九条 国土交通大臣又は都道府県知事は、国庫の補助に係る水防施設に関して、必要な検査をすることができる。

(認定)

第十条 国庫の補助に係る水防施設が整備されたときは、都道府県知事は、直ちに別に定める様式の精算書を国土交通大臣に提出して、その認定を受けなければならない。

(補助金の返納)

第十一条 水防施設が整備された場合において、整備費に剰余を生じたときは、その剰余のうち、補助金に相当する額は国庫に返納しなければならない。但し、百円に満たないときは、この限でない。

(補助金の返還命令)

第十二条 補助金の交付を受けた都道府県について、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、国土交通大臣は、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

一 補助金を使用しないとき、又は補助の目的に反して使用したとき。

二 この規則の規定に違反したとき。

三 補助金交付の条件に違反したとき。

(水防管理団体に対する助成の手続)

第十三条 水防管理団体に対して都道府県が助成をする場合の手続その他必要な事項は、都道府県知事が定める。

附 則 (省略)

## 19. 4 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(抄)

(昭和三十七年九月六日法律第一五〇号)

最終改正：平成二七年五月二七日法律第二九号

(趣旨)

第一条 この法律は、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)に規定する著しく激甚である災害が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の助成措置について規定するものとする。

(水防資材費の補助の特例)

第二十一条 激甚災害であつて政令で定める地域に発生したものに關し、都道府県又は水防法(昭和三十四年法律第九十三号)第二条第二項に規定する水防管理団体が水防のため使用した資材に関する費用で政令で定めるものについては、国は、予算の範囲内において、その費用の三分の二を補助することができる。

## 19. 5 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令(抄)

(昭和三十七年十月十日政令第四〇三号)

最終改正：平成二七年一二月一六日政令第四二一号

(水防資材に関する補助の特例の対象となる地域)

第三十九条 法第二十一条の政令で定める地域は、次の各号のいずれかに該当する区域とする。

一 法第二十一条の規定により都道府県に対し補助する場合にあつては、激甚災害に關し当該都道府県が水防のため使用した次条第二項の資材の取得に要した費用が百九十万円を超える都道府県の区域

二 法第二十一条の規定により水防法(昭和三十四年法律第九十三号)第二条第二項に規定する水防管理団体(以下この号及び次条において「水防管理団体」という。)に対し補助する場合にあつては、激甚災害に關し当該水防管理団体が水防のため使用した次条第二項の資材の取得に要した費用が三十五万円を超える水防管理団体の区域

2 前項の区域は、国土交通大臣が告示する。

(水防資材の費用)

第四十条 法第二十一条の政令で定める費用は、激甚災害に關し水防のため使用した資材の取得に要した費用のうち、都道府県にあつては百九十万円を超える部分、水防管理団体にあつては三十五万円を超える部分とする。

2 前項の資材は、俵、かます、布袋類、畳、むしろ、縄、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、くぎ、かすがい、蛇籠、置石及び土砂とする。ただし、水防の用途に再使用し、又は他の用途に使用することができるもの及び公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第四条の規定により災害復旧事業の事業費に含まれる費用に係るものを除く。

## 19. 6 気象業務法(抄)

(昭和二十七年六月二日法律第百六十五号)  
最終改正：平成二六年六月一三日法律第六九号

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、気象業務に関する基本的制度を定めることによつて、気象業務の健全な発達を図り、もつて災害の予防、交通の安全の確保、産業の興隆等公共の福祉の増進に寄与するとともに、気象業務に関する国際的協力を行うことを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において「気象」とは、大気（電離層を除く。）の諸現象をいう。

(2から5項まで省略)

6 この法律において「予報」とは、観測の成果に基く現象の予想の発表をいう。

7 この法律において「警報」とは、重大な災害の起るおそれのある旨を警告して行う予報をいう。

(8項省略)

### 第三章 予報及び警報

#### (予報及び警報)

第十三条 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、地象（地震にあつては、地震動に限る。第十六条を除き、以下この章において同じ。）津波、高潮、波浪及び洪水についての一般の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。ただし、次条第一項の規定により警報をする場合は、この限りでない。

2 気象庁は、前項の予報及び警報の外、政令の定めるところにより、津波、高潮、波浪及び洪水以外の水象についての一般の利用に適合する予報及び警報をすることができる。

3 気象庁は、前二項の予報及び警報をする場合は、自ら予報事項及び警報事項の周知の措置を執る外、報道機関の協力を求めて、これを公衆に周知させるように努めなければならない。

第十三条の二 気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起るおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、政令の定めるところにより、その旨を示して、気象、地象、津波、高潮及び波浪についての一般の利用に適合する警報をしなければならない。

2 気象庁は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ関係都道府県知事の意見を聴かななければならない。この場合において、関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かななければならない。

3 気象庁は、第一項の基準を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の基準の変更について準用する。

5 前条第三項の規定は、第一項の警報（第十五条の二第一項において「特別警報」という。）をする場合に準用する。

第十四条 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、地象、津波、高潮及び波浪についての航空機及び船舶の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

2 気象庁は、気象、地象及び水象についての鉄道事業、電気事業その他特殊な事業の利用に適合する予報及び警報をすることができる。

3 第十三条第三項の規定は、第一項の予報及び警報をする場合に準用する。

第十四条の二 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、津波、高潮及び洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

- 2 気象庁は、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十条第二項の規定により指定された河川について、水防に関する事務を行う国土交通大臣と共同して、当該河川の水位又は流量（氾濫した後においては、水位若しくは流量又は氾濫により浸水する区域及びその水深）を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。
- 3 気象庁は、水防法第十一条第一項の規定により指定された河川について、都道府県知事と共同して、水位又は流量を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。
- 4 第十三条第三項の規定は、前三項の予報及び警報をする場合に準用する。この場合において、同条第三項中「前二項の予報及び警報をする場合は、」とあるのは、「第十四条の二第一項から第三項までの予報及び警報をする場合は、それぞれ、単独で、水防に関する事務を行う国土交通大臣と共同して又は都道府県知事と共同して、」と読み替えるものとする。
- 5 第二項又は第三項の規定により予報及び警報をする国土交通大臣又は都道府県知事については、第十七条及び第二十三条の規定は、適用しない。

第十五条 気象庁は、第十三条第一項、第十四条第一項又は前条第一項から第三項までの規定により、気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水の警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその警報事項を警察庁、消防庁、国土交通省、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は日本放送協会の機関に通知しなければならない。地震動の警報以外の警報をした場合において、警戒の必要がなくなつたときも同様とする。

- 2 前項の通知を受けた警察庁、消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関は、直ちにその通知された事項を関係市町村長に通知するように努めなければならない。
- 3 前項の通知を受けた市町村長は、直ちにその通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知させるように努めなければならない。
- 4 第一項の通知を受けた国土交通省の機関は、直ちにその通知された事項を航行中の航空機に周知させるように努めなければならない。
- 5 第一項の通知を受けた海上保安庁の機関は、直ちにその通知された事項を航海中及び入港中の船舶に周知させるように努めなければならない。
- 6 第一項の通知を受けた日本放送協会の機関は、直ちにその通知された事項の放送をしなければならない。

第十五条の二 気象庁は、第十三条の二第一項の規定により、気象、地象、津波、高潮及び波浪の特別警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその特別警報に係る警報事項を警察庁、消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は日本放送協会の機関に通知しなければならない。地震動の特別警報以外の特別警報をした場合において、当該特別警報の必要がなくなつたときも同様とする。

- 2 前項の通知を受けた都道府県の機関は、直ちにその通知された事項を関係市町村長に通知しなければならない。
- 3 前条第二項の規定は、警察庁、消防庁、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関が第一項の通知を受けた場合に準用する。
- 4 第二項又は前項において準用する前条第二項の通知を受けた市町村長は、直ちにその通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知させる措置をとらなければならない。
- 5 前条第五項の規定は海上保安庁の機関が第一項の通知を受けた場合に、同条第六項の規定は日本放送協会の機関が第一項の通知を受けた場合に、それぞれ準用する。

## 19.7 気象業務法施行令(抄)

(昭和二十七年十一月二十九日政令第四七一号)  
最終改正：平成二十五年八月二十六日政令第二四一号

(一般の利用に適合する予報及び警報)

第四条 法第十三条の規定による一般の利用に適合する予報及び警報は、定時又は随時に、次の表の区分に従い、国土交通省令で定める予報区を対象として行うものとする。

種 類	内 容
天 気 予 報	当日から三日以内における風、天気、気温等の予報
週 間 天 気 予 報	当日から七日間の天気、気温等の予報
季 節 予 報	当日から一箇月間、当日から三箇月間、暖候期、寒候期、梅雨期等の天気、気温、降水量、日照時間等の概括的な予報
地 震 動 予 報	地震動(発生した断層運動による地震動をいう。以下この条及び次条において同じ。)の予報
火 山 現 象 予 報	噴火、降灰等の予報
津 波 予 報	津波の予報
波 浪 予 報	当日から三日以内における風浪、うねり等の予報
気 象 注 意 報	風雨、風雪、強風、大雨、大雪等によつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
地 震 動 注 意 報	地震動によつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
火 山 現 象 注 意 報	噴火、降灰等によつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
地 面 現 象 注 意 報	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等によつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
津 波 注 意 報	津波によつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
高 潮 注 意 報	台風等による海面の異常上昇の有無及び程度について一般の注意を喚起するために行う予報
波 浪 注 意 報	風浪、うねり等によつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
気 象 警 報	暴風雨、暴風雪、大雨、大雪等に関する警報
地 震 動 警 報	地震動に関する警報
火 山 現 象 警 報	噴火、降灰等に関する警報
地 面 現 象 警 報	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等の地面現象に関する警報
津 波 警 報	津波に関する警報
高 潮 警 報	台風等による海面の異常上昇に関する警報
波 浪 警 報	風浪、うねり等に関する警報
海 面 水 温 予 報	海洋の表面における水温の予報
海 流 予 報	海流の状況の予報
海 氷 予 報	沿岸における海氷の状況の予報
浸 水 注 意 報	浸水によつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
洪 水 注 意 報	洪水によつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
浸 水 警 報	浸水に関する警報
洪 水 警 報	洪水に関する警報

(特別警報)

第五条 法第十三条の二第一項の規定による特別警報は、次の表の区分に従い、国土交通省令で定める予報区を対象として行うものとする。

種 類	内 容
気 象 特 別 警 報	暴風雨、暴風雪、大雨、大雪等に関する特別警報
地 震 動 特 別 警 報	地震動に関する特別警報
火 山 現 象 特 別 警 報	噴火、降灰等に関する特別警報
地 面 現 象 特 別 警 報	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等の地面現象に関する特別警報
津 波 特 別 警 報	津波に関する特別警報
高 潮 特 別 警 報	台風等による海面の異常上昇に関する特別警報
波 浪 特 別 警 報	風浪、うねり等に関する特別警報

(水防活動の利用に適合する予報及び警報)

第七条 法第十四条の二第一項の規定による予報及び警報は、随時に、次の表の区分に従い、水防活動の利用に適合するように行うものとする。

種 類	内 容
水防活動用気象注意報	風雨、大雨等によつて水害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
水防活動用気象警報	暴風雨、大雨等によつて重大な水害が起こるおそれがある場合に、その旨を警告して行う予報
水防活動用津波注意報	津波によつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
水防活動用津波警報	津波に関する警報
水防活動用高潮注意報	台風等による海面の異常上昇の有無及び程度について注意を喚起するために行う予報
水防活動用高潮警報	台風等による海面の異常上昇に関する警報
水防活動用洪水注意報	洪水によつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
水防活動用洪水警報	洪水に関する警報

(警報事項の通知)

第八条 法第十五条第一項の規定による通知は、次に掲げるところにより行うものとする。

1 法第十三条第一項の規定による警報の種類及び通知先

種 類	内 容
気 象 警 報 高 潮 警 報 波 浪 警 報	消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関
地 震 動 警 報	日本放送協会の機関
火 山 現 象 警 報 津 波 警 報	警察庁、消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関
地 面 現 象 警 報 洪 水 警 報	消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関

2 省略

3 法第十四条の二第一項の規定による警報の種類及び通知先

種 類	内 容
水防活動用気象警報 水防活動用高潮警報 水防活動用洪水警報	消防庁、国土交通省、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関
水防活動用津波警報	警察庁、消防庁、国土交通省、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関

4 法第十四条の二第二項又は第三項の規定による警報の種類及び通知先

種 類	内 容
水防活動用洪水警報	消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関

(特別警報に係る警報事項の通知)

第九条 法第十五条の二第一項の規定による通知は、次の表の区分に従い、行うものとする。

種 類	内 容
気象特別警報 高潮特別警報 波浪特別警報	消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関
地震動特別警報	日本放送協会の機関
火山現象特別警報 津波特別警報	警察庁、消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関
地面現象特別警報	消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関

## 19. 8 退職水防団等報償規定

(昭和38年2月9日建設省告示162号)

(趣旨)

第1条 水防団長又は水防団員(以下「団員等」という。)の勤務の特殊性にかんがみ、団員等として多年勤続した者が退職した場合において、その功労に報いるため、この規程に定めるところにより、報償を行う。

(報償を受ける者)

第2条 報償は、団員等として15年以上勤続して退職した者に対して行なう。ただし、すでに報償を受けた者については、この限りでない。

(報償を行なう者)

第3条 報償は、国土交通大臣が行なう。

(報償の方法)

第4条 報償は、賞状及び記念品を授与して行なう。

2 団員等が死亡により退職し、又は退職後報償の目前に死亡したときは、その者に対する賞状及び記念品は、その者の遺族に交付する。

(勤続期間の計算)

第5条 報償の決定の基礎となる勤続期間の計算は、団員等としての在職期間による。

2 団員等が退職した後再び団員等となったときは、前項の勤続期間の計算については、前後の在職期間を合算する。

3 前2項の規定による在職期間の計算は、団員等となった日の属する月(前項の規定による後の在職期間については、再び団員等となった日に属する月の翌月)から退職した日の属する月までの月数による。

(報償の制限)

第6条 団員等が次の各号の1に該当する場合においては、その引き続いた在職期間については、報償を行なわない。

- (1) 在職中禁こ以上の刑に処せられたとき。
- (2) 懲戒免職若しくは停職処分又はこれに準ずる処分を受けたとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、報償を行なうことが不相当と認められるとき。

(報償の時期)

第7条 報償は、毎年1回11月に行なう。ただし、特別の必要があるときは随時報償を行なう。

(報償の手続き)

第8条 都道府県知事は、その統括する都道府県の区域内においてこの規程により報償を受ける資格があると認められる者を調査してその名簿(以下「名簿」という。)を作成し、毎年9月15日までに国土交通大臣に提出しなければならない。

2 前項の調査は、毎年8月1日現在において行なう。

3 国土交通大臣は、前2項の規程にかかわらず、特別の必要がある場合においては、期日を示して都道府県知事に第1項の調査並びに名簿の作成及び提出を求めることができる。

4 国土交通大臣は、名簿を審査して報償を受けるべき者を決定する。

5 名簿には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 勤続期間
- (3) 所属水防団名及び当該水防団が所属する水防管理団体名

## 19.9 水防功労者表彰規則

(昭和三十一年三月三十日建設省令第六号)

最終改正：平成二八年一〇月一七日国土交通省令第七四号

(通則)

第一条 国土交通大臣が、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるもの（以下「水防功労者」という。）に対して行う表彰については、この規則の定めるところによる。

(表彰の推薦)

第二条 都道府県知事は、当該都道府県に水防功労者であると認められる者があるときは、その旨を国土交通大臣に推薦するものとする。

(表彰の方法)

第三条 国土交通大臣は、前条の規定による推薦に基づいて表彰を行うものとする。

2 前項の表彰は、賞状を授与して行うものとする。

3 第一項の表彰は、前項の賞状に報賞金その他の副賞を付して行うことができる。

(報賞金)

第四条 前条第三項の報賞金は、表彰を受ける者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合に付するものとし、その額は次のとおりとする。

一 死亡した者に対しては、その功労の程度に応じて別表第一に定める額

二 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三三五号）第六条第二項に規定する第一級から第八級までの障害等級に該当する障害の状態となつた者に対しては、その功労及び障害の程度に応じて別表第二に定める額

三 前二号に該当する者以外の者に対しては、その功労及び負傷、病気又は障害の程度に応じて百九十万円以下で国土交通大臣が定める額

(表彰の時期)

第五条 表彰は、毎年一回行う。ただし、特別の必要があるときは、随時表彰を行うことができる。

(死亡した者の表彰)

第六条 表彰を受ける者が、表彰の日以前に死亡したときは、その者に対する賞状及び報賞金その他の副賞は、その者の遺族に交付するものとする。

附 則 (平成十八年十月三日国土交通省令第九九号)

この省令は、公布の日から施行する。

別表第一 (第四条第一号関係)

功 勞 の 程 度	金 額
(一) 特に抜群の功労があり他の模範となると認められる者	25,200,000 円
(二) 抜群の功労があり他の模範となると認められる者	18,700,000 円
(三) 特に顕著な功労があると認められる者	13,600,000 円以下 9,000,000 円以上
(四) 多大な功労があると認められる者	4,900,000 円

別表第二 (第四条第二号関係)

	(一) 抜群の功労があり他の模範となると認められる者	(二) 特に顕著な功労があると認められる者	(三) 多大な功労があると認められる者
第一級	18,700,000 円	13,600,000 円以下 9,000,000 円以上	4,900,000 円
第二級	15,500,000 円	12,100,000 円以下 7,900,000 円以上	4,600,000 円
第三級	13,600,000 円	10,700,000 円以下 7,100,000 円以上	4,100,000 円
第四級	12,100,000 円	9,500,000 円以下 6,400,000 円以上	3,600,000 円
第五級	10,300,000 円	8,200,000 円以下 5,500,000 円以上	3,100,000 円
第六級	9,000,000 円	7,000,000 円以下 4,700,000 円以上	2,800,000 円
第七級	7,600,000 円	5,900,000 円以下 4,100,000 円以上	2,300,000 円
第八級	6,400,000 円	4,900,000 円以下 3,400,000 円以上	1,900,000 円
<p>一 この表の障害等級及び金額の決定については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第六条第五項から第八項まで（第六項第一号を除く。）の規定の例による。</p> <p>二 特に抜群の功労があり、他の模範となると認められる者であつて障害等級が第一級に該当するものについては、第一級の最高額に 1,900,000 円を加算することができる。</p>			

## 第20章 資料

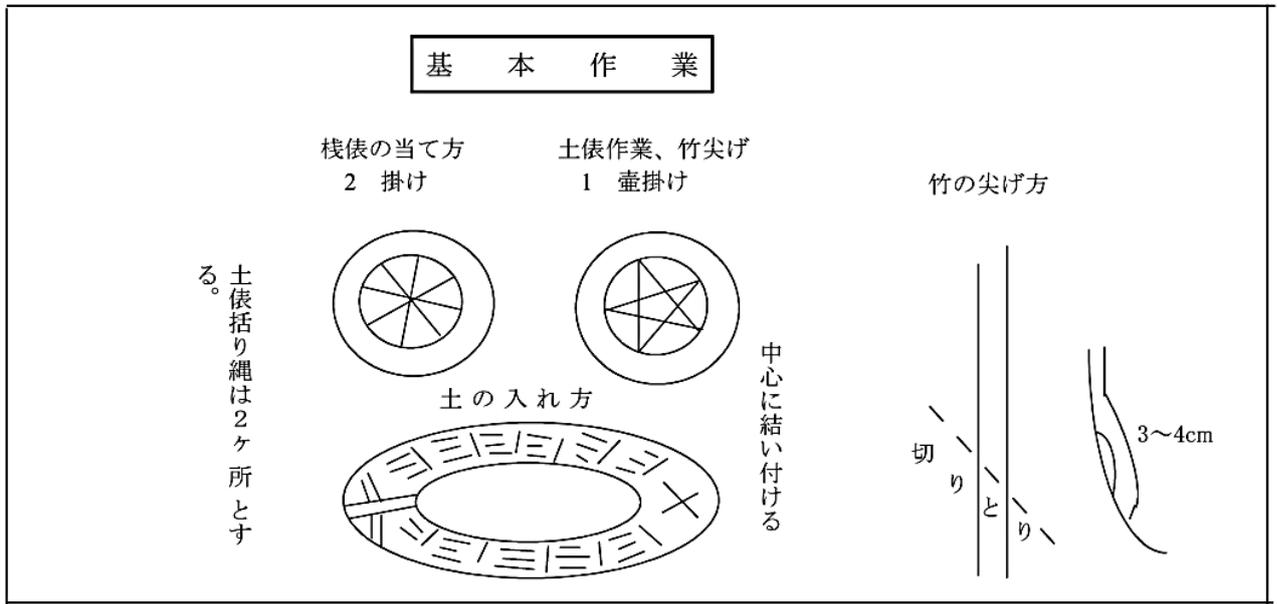
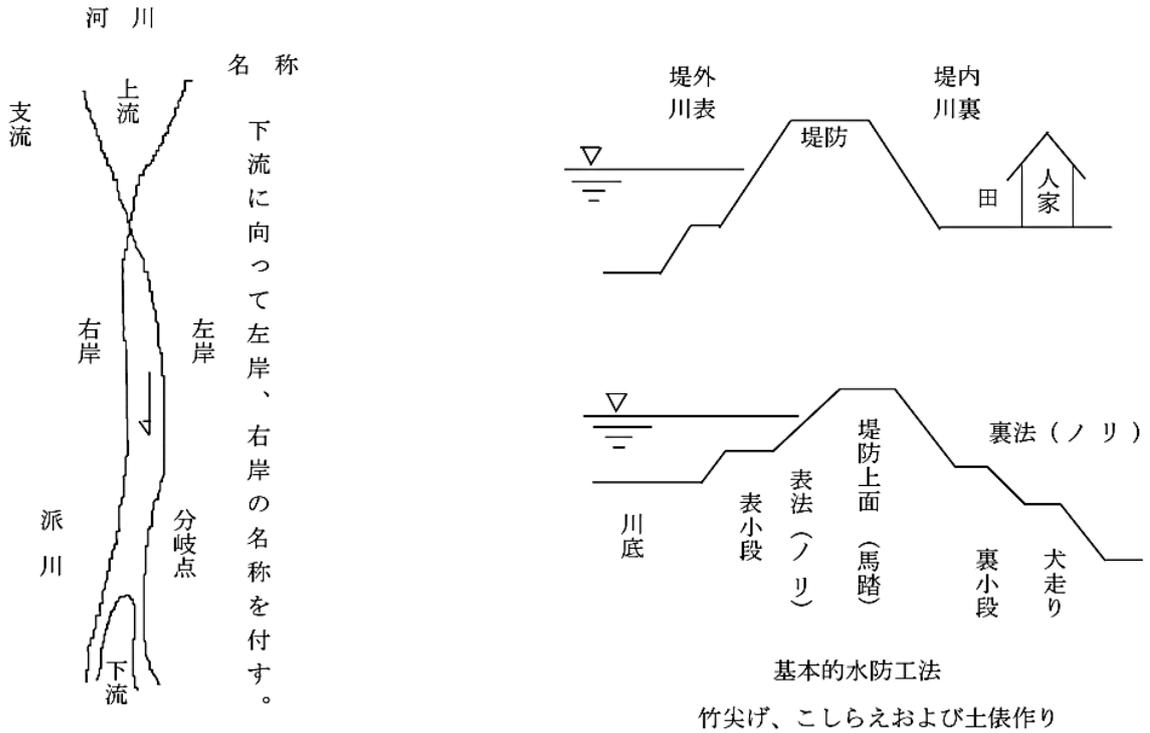
### 20.1 水防工法一覧表

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	主に使用する資材	
水があふれる (越水)	積み土のう工	堤防の上端(天端)に土のうを数段積み上げる	一般河川	土のう、鉄筋棒、防水シート	
	せき板工	堤防の上端(天端)にくいを打ちせき板をたてる	都市周辺河川 (土のうの入手困難)	鋼製支柱、軽量鋼板	
	蛇かご積み工	堤防の上端(天端)に土のうの代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、防水シート	
	水マット工 (連結水のう工)	堤防の上端(天端)にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川(土のう、板など入手困難)	既製水のうポンプ、鉄パイプ	
	裏むしろ張り工	堤防の居住側堤防斜面(裏のり面)をむしろで被覆する	あまり高くない堤体の 固い箇所	むしろ、半割竹、土俵	
	裏シート張り工	堤防の居住側堤防斜面(裏のり面)を防水シートで被覆する	都市周辺河川(むしろ、竹の入手困難)	防水シート、鉄筋ピン、土のう、軽量鉄パイプ	
漏  水	居住側 (川裏) 対策	釜段工 (釜築き、釜止め)	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に円形に積み、土俵にする	一般河川	土のう、鉄筋棒、防水シート、ビニールパイプ
		水マット式釜段工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地にビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のうポンプ、鉄パイプ
		鉄板式釜段工 (簡易釜段工)	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に鉄板を円形に組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	鉄板、土のう、パイプ、鉄パイプぐい
		月の輪工	居住側堤防斜面(裏のり)部によりかかり半円形に積み土俵する	一般河川	土のう、パイプ、防水シート、鉄筋棒
		水マット月の輪工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先にかかるとようにビニロン帆布製水のうを組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のう、くい土のう、ビニロンパイプ
		たる伏せ工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に底抜きたる又はおけを置く	一般河川	たる、防水シート、土のう
		導水むしろ張り工	居住側堤防斜面(裏のり)、犬走りにむしろなどを敷きならべる	一般河川 (漏水量の少ない箇所)	防水シート、丸太、竹
漏  水	川側 (川表) 対策	詰め土のう工	川側堤防斜面(川表のり面)の漏水口に土のうなどを詰める	一般河川 (構造物のあるところ、水深の浅い部分)	土のう、木ぐい、竹ぐい
		むしろ張り工	川側(川表)の漏水面にむしろを張る	一般河川 (水深の浅いところ)	むしろ、竹、土のう、竹ピン
		継ぎむしろ張り工	川側(川表)の漏水面に継ぎむしろを張る	一般河川 (漏水面の広い場所)	むしろ、なわ、くい、ロープ、竹、土のう

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	主に使用する資材	
漏水	川側（川表）対策	シート張り工	川側（川表）の漏水面に防水シートを張る	都市周辺河川 （むしろが入手困難）	防水シート、くい、鉄パイプ、ロープ、土のう
	たたみ張り工	川側（川表）の漏水面にたたみを張る	一般河川 （水深の浅いところ）	土俵の代わりに土のう	
深掘れ（洗掘）	むしろ張り工、継ぎむしろ張り工、シート張り工、たたみ張り工	漏水防止と同じ	芝付き堤防で比較的緩流河川	漏水防止と同じ	
	木流し工（竹流し工）	樹木（竹）に錘土のうをつけて流し、局部を被覆する	急流河川	立木、土のう、鉄線、ロープ、くい	
	立てかご工	川側堤防斜面（表のり面）に蛇かごを立てて被覆する	急流河川 砂利堤防	鉄線蛇かご、くい、詰め石、鉄線	
	捨て土のう工、捨て石工	川側堤防斜面（表のり面）決壊箇所に土のう又は大きな石を投入する	急流河川	土のう、石、異形コンクリートブロック	
	竹網流し工	竹を格子形に結束し土のうをつけて、堤防斜面（のり面）を被覆する	緩流河川	竹、くい、ロープ、土のう	
決壊	わく入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などの合掌木を投入する	急流河川	わく組み、蛇かご、石俵、鉄線	
	築きまわし工	堤防の川側（表）が決壊したとき、断面の不足を居住側堤防斜面（裏のり）で補うため杭を打ち中詰の土のうを入れる	凸型堤防 他の工法と併用	くい、割竹、板、土のう、くぎ	
	びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作り堤防斜面（のり面）を覆う	比較的緩流河川	竹、なわ、ロープ、わら、かや、土のう	
き裂	上端（天端）	折り返し工	上端（天端）のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
	くい打ち継ぎ工	折り返し工の竹の代わりにくいを用いて鉄線でつなぐ	砂質堤防	くい、鉄線	
	上端（天端）く居住側堤防斜面（裏のり）	控え取り工	き裂が上端（天端）から居住側堤防斜面（裏のり）にかけて生じるもので折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、ロープ、鉄線
		継ぎ縫い工	き裂が上端（天端）から居住側堤防斜面（裏のり）にかけて生じるもので控え取り工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
		ネット張り き裂防止工	継ぎ縫い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる	石質堤防	くい、金網、鉄線、土のう

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	主に使用する資材		
居住側堤防斜面（裏のり面）崩壊	き裂	五徳縫い工	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂を竹で縫い崩壊を防ぐ	粘土質堤防	竹、なわ、ロープ、鉄線、土のう	
		五徳縫い工（くい打ち）	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂をはさんでくいを打ちロープで引き寄せる	粘土質堤防	竹、なわ、ロープ、土のう、丸太	
		竹さし工	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂が浅いとき、堤防斜面（のり面）がすべらないように竹をさす	粘土質堤防	竹、土のう	
		かぐい打ち工	居住側堤防斜面（裏のり面）先付近にくいを打ち込む	粘土質堤防	くい、土のう	
		かご止め工	居住側堤防斜面（裏のり面）にひし形状にくいを打ち、竹又は鉄線で縫う	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう	
	崩壊	裏のり面	立てかご工	居住側堤防斜面（裏のり面）に蛇かごを立て被覆する	急流河川	鉄線蛇かご、くい、詰め石、そだ
			くい打ち積み土のう工	居住側堤防斜面（裏のり面）にくいを打ち込み、中詰めに土のうを入れる	砂質堤防	くい、布木、鉄線、土のう
			土のう羽口工	居住側堤防斜面（裏のり面）に土のうを小口に積み上げる	一般堤防	竹ぐい、土砂、土のう
			つなぎくい打ち工	居住側堤防斜面（裏のり面）にくいを数列打ちこれを連結して中詰めに土のうを入れる	一般堤防	くい、土のう、布木、鉄線、土砂
			さくかき詰め土のう工	つなぎくい打ちとほぼ同じでさくを作る	一般堤防	くい、竹、そだ、鉄線、土のう
	築きまわし工	居住側堤防斜面（裏のり面）にくい打ちさくを作り中詰め土のうを入れる	一般堤防	くい、さく材、布木、土のう		
その他	流下物除去作業	橋のピアなどに堆積した流木の除去	一般河川	長尺竹、とび口		
	水防対策車	現地対策本部の設置	一般河川	指揮車、無線車		

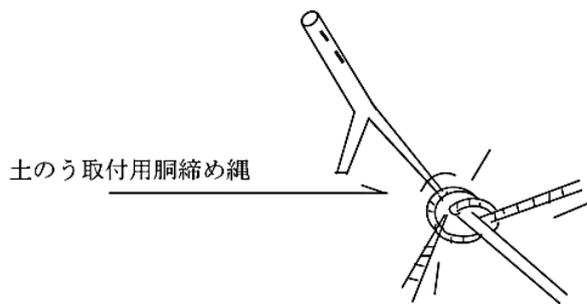
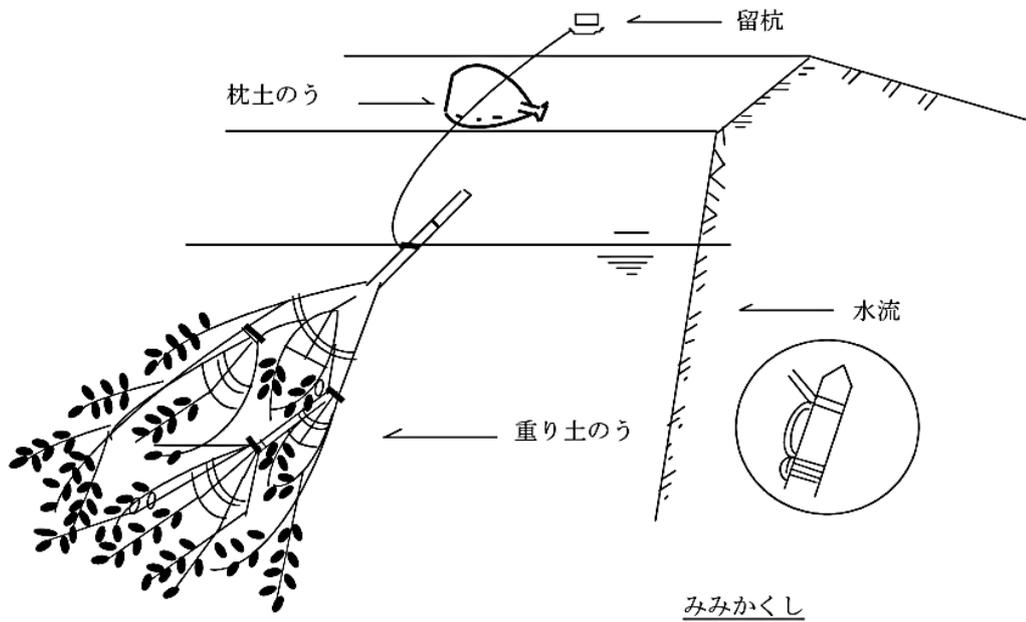
## 20. 2 秋田県の河川に適していると思われる水防工法



竹尖げの方法は、竹の経の5倍のあいだを斜めにそいで、割れを防ぐため図のように節を残す。竹の太い場合には節の後方の両側をそぐ、竹天げの数が多い場合などを用いるが、数の多い場合で、迅速に行わねばならない時には竹天げ専用の鎌を使用する。

土俵作りの方法は、空俵の両端に棧俵を当て、1壺がけ、又は2壺がけに取り付け、（普通は2壺がけを用いる）、次に俵の腹を縦に鎌で切り開き、土砂を50~60kg位になるべく均等に詰め、胴を2~3ヶ所縄で2重巻にして強く締める。

第 1 図  
木 流 し 工



木流し工（掛け木）

目 的

流水を緩和して川表堤防崩壊の拡大を防止する。

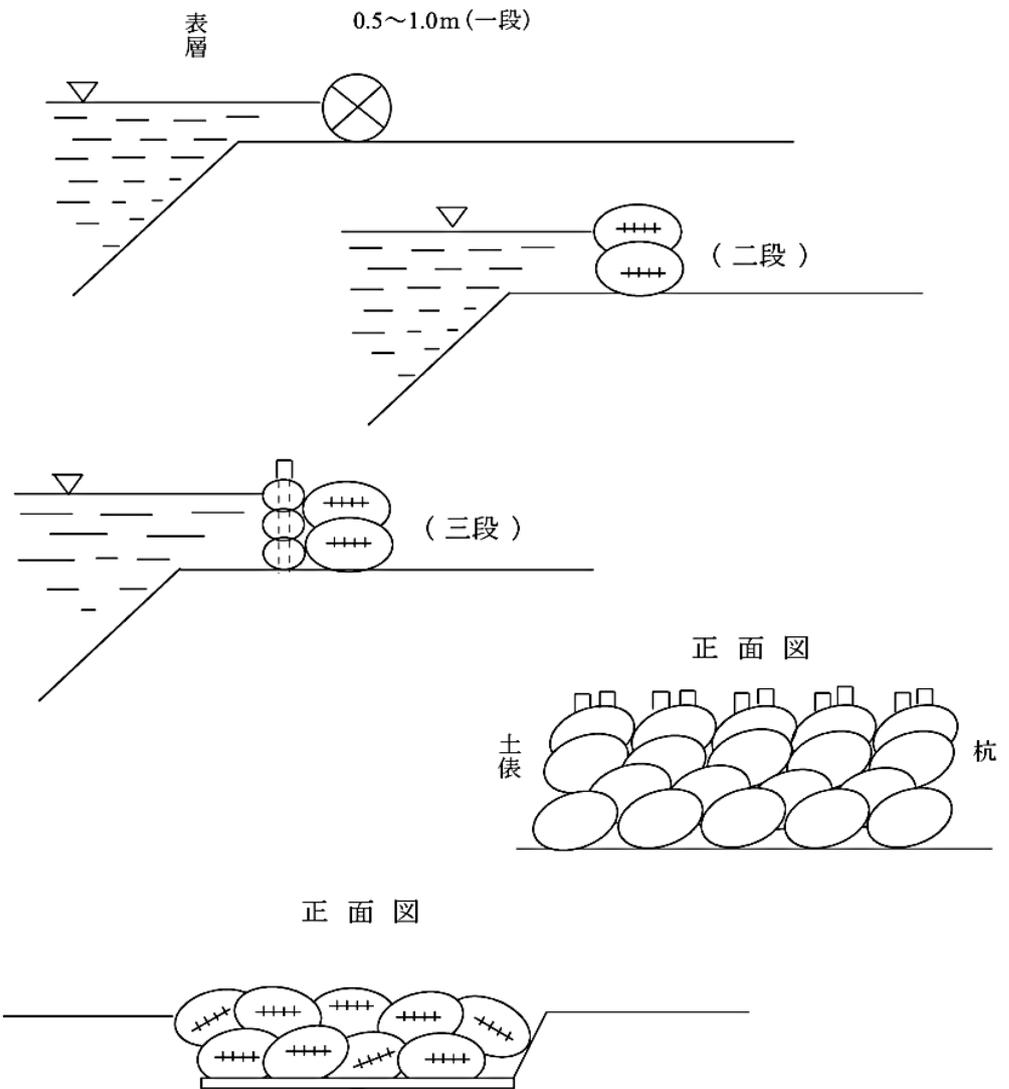
考 え 方

急流部に適する工法で、樹木を根本から伐り、枝に重り土のう（又は石俵）をつけ、根本は鉄線又は縄でしばり、その一端を留杭に結束し、上流より流しかけて崩壊面に固定させる。枝を用いる場合は数本結束して用いる。

用 材

松、杉、柳などの枝葉の茂ったもの、土のう、鉄線、（縄）杭

第 2 図  
積土のう工



積土のう工

目 的

溢水防止

拵 え 方

表層が欠け込んでも差支えないように川表層から 50cm 乃至 1 米引退けて所要の高さに土俵を積み上げる。

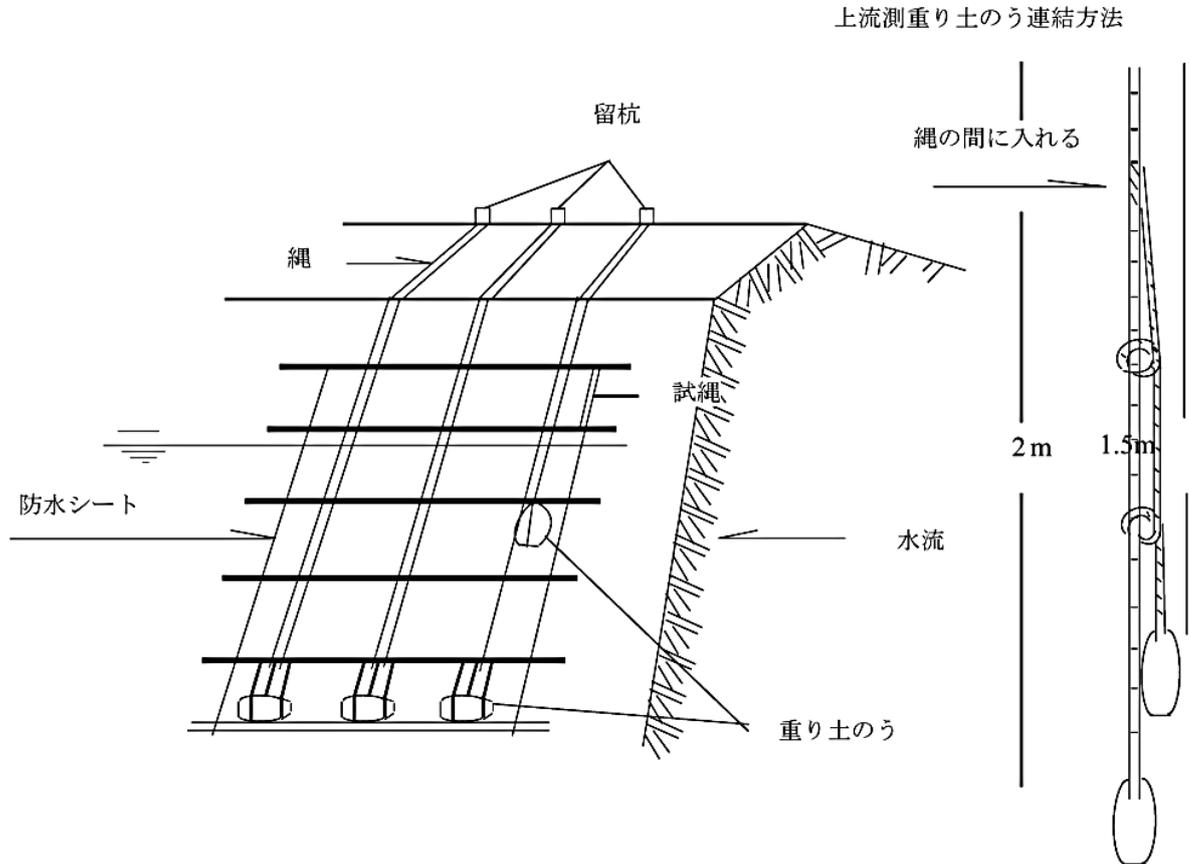
1 段積のときは長手又は小口積とし、俵の継目に土を填めて十分にふみ固め藁や藁などを押しあて透水を防ぐ。

3 俵重ねのときは木杭を串差とする。

用 材

土のう、木杭、塊土

第 3 図  
シート張り工



シート張り工

目 的

堤防表法崩壊及び透水防止。

拵 え 方

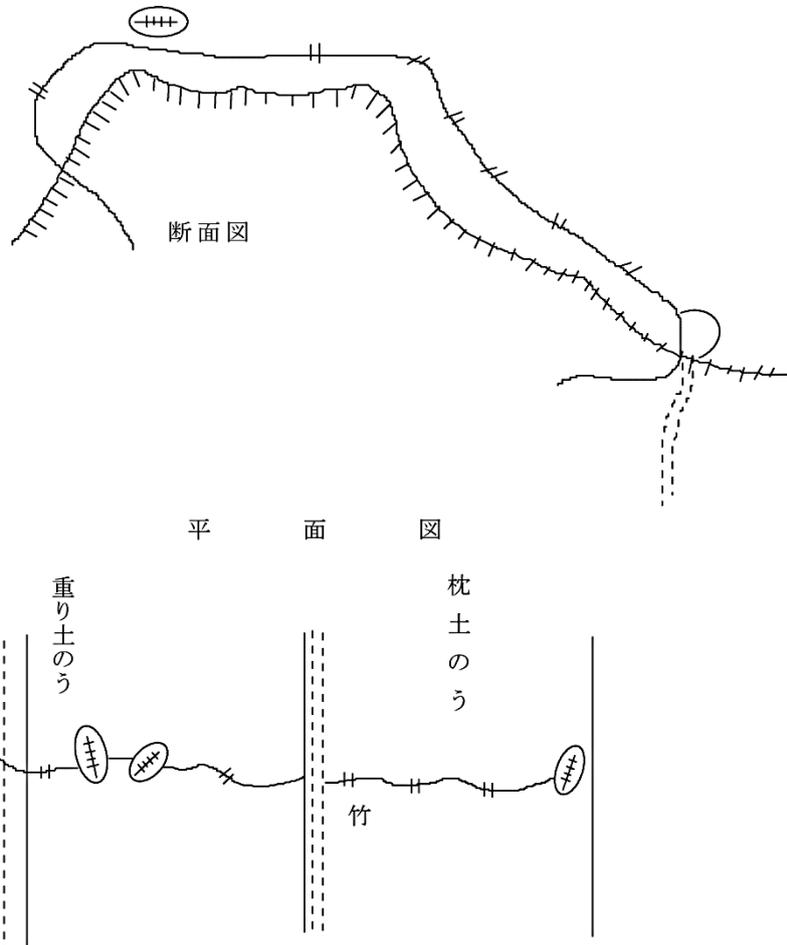
崩壊面の大きさに応じ、シートを9枚、12枚或は15枚を縄で縫い合せ、横に90cm間隔に細竹をあらく縫い付け、下端に重り土俵を取り付け、これを心にして箕の子巻とし、天端から廻し縄を徐々にゆるめて垂れおろし所々針子縫をし煽りどめの重り土のうを載せて固定させる。

下端の重り土のうの荷を直接筵に負わせぬよう二本撚り縄で各々の細竹を繋ぎ天端の留杭に結束する。シートをはぎ合わすには細竹で拵えた縫針を使うのが便利である。

用 材

シート、二子縄、土俵、竹、(箕子用)、留杭

第 4 図  
控 取 り



控 取 り  
目 的

堤防天端及び裏法面の亀裂をしぼって崩壊を防止する。

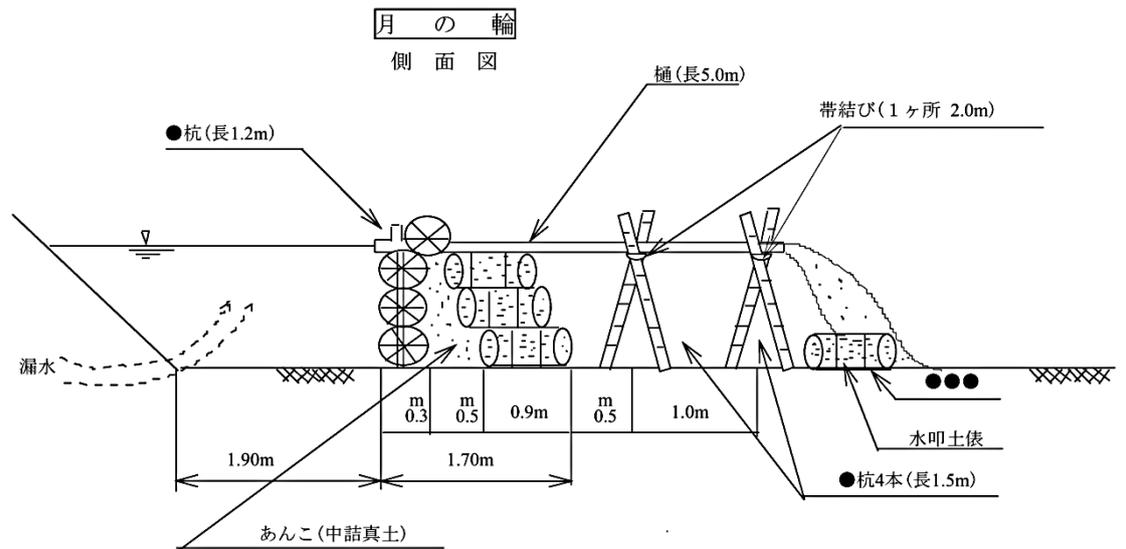
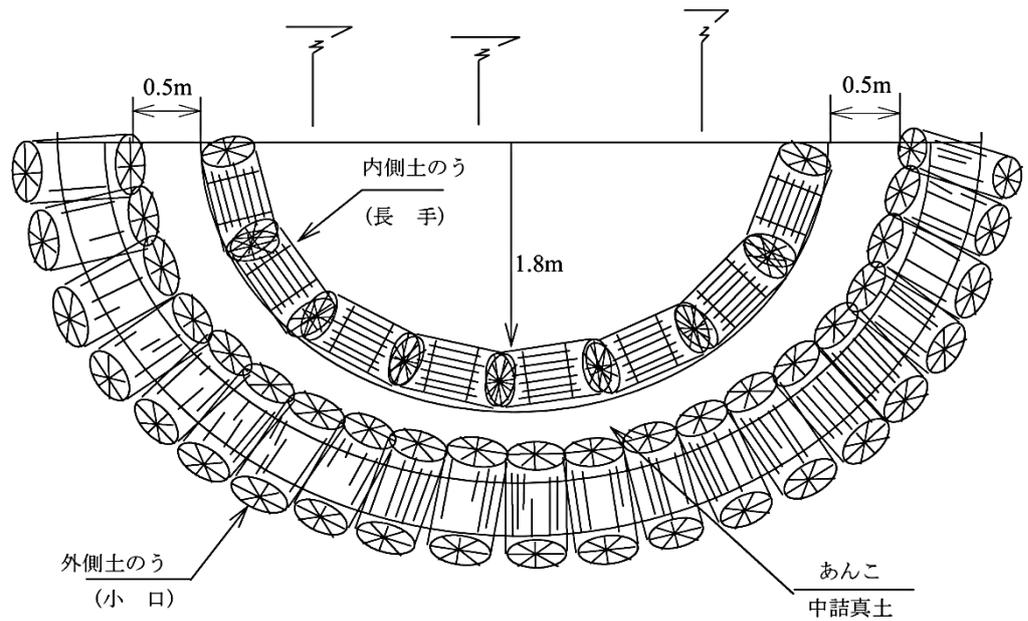
控 え 方

川裏の法尻に2米乃至5米間隔に土のうをおき、竹で蛇腹縫して固定させる。これに竹をつき差し、双方の竹を折返して縄にして結束する。折返し部分には栈俵などを中心にして又折返し工と同様枕土のうを用いる。

用 材

土のう、栈俵、竹

第 5 図  
月の輪工



月の輪工  
目的

堤防裏法の漏水を堰き上げて圧力を弱める。

拵え方

漏水口の周囲尻法に土のうを半月状に積み上げ、この中に漏れ水を淀ませて上透水を堤内の水路などに放流させる。

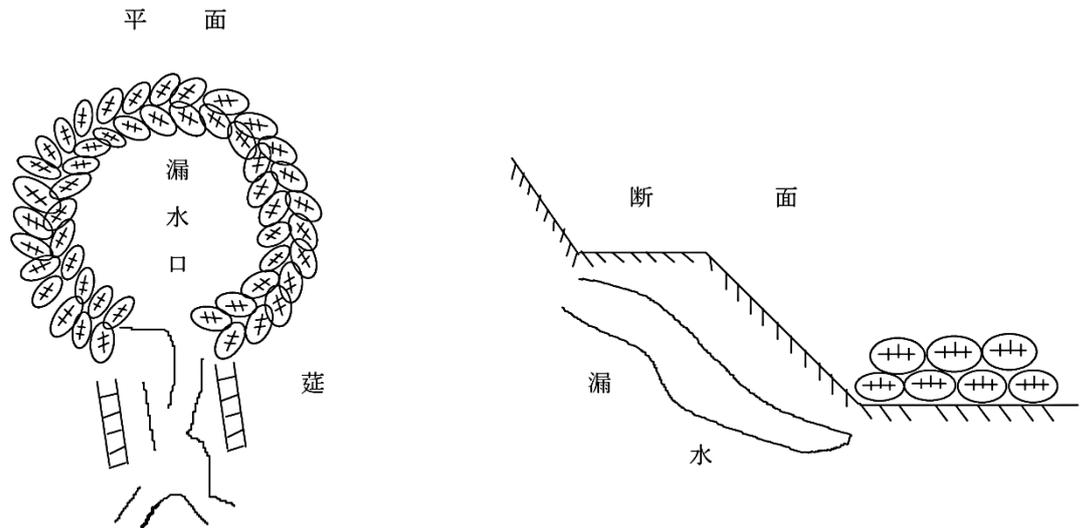
土のう積の高さは水圧を弱めうる程度でよく、若し三俵重ね以上になるときは留杭又は欄杭を打ち、土のうの頂部を蛇腹縫にする場合もある。上透水の流し口には筵をあげ、その先に樋をかけて導く。

土俵と土俵の間には塊土を詰め充分ふみ固めて空隙より漏水を防ぐ。

月の輪の大きさは普通半径 1.5 米～2 米位。

用材 土のう、塊土、樋、杭木

第 6 図  
釜 段 工



釜築き（釜段）

目 的

堤防裏法尻平場の噴水をせき上げて圧力を弱める。

拵 え 方

漏水口又は噴出口の周囲に環状に土のうを積み上げこの内に水をせき上げて圧力を弱め、水流から上透水をすみやかに放流させる。

噴出口の小さい場合は底抜きの樋、樽、又は土管で足りる。

土のうと土のうの間には塊土を飼い込んで十分にふみ固め漏れ水を防ぐ。水流しには葎を当て、その先に樋を仕掛ける場合もある。

釜築きの大きさは普通直径2～3米。

3段以上のときは杭棚にして崩れを防ぐ。

用 材

土のう（空俵）、塊土、葎（棚杭用）、柳（棚用）

## 20.3 水防協力団体指定要領（例）

### 〇〇市（町）水防協力団体指定要領

（趣旨）

第1条 〇〇市（町）では、水防団員数の減少、サラリーマン化による実際に出動できない水防団員の増加並びに市民及び民間団体が自主的に災害救援活動に取り組む動きの活発化等、近年の水災防止体制を取り巻く環境の変化を踏まえ、本市（町）における水防団及び水防を行う消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他水防活動に協力することを目的に、水防法（以下「法」という。）に基づき、水防協力団体を指定することとした。

（水防協力団体の要件）（法36条第1項関係）

第2条 水防協力団体は、法第36条に基づき、法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有し、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる者とする。

（水防協力団体の業務）（法37条関係）

第3条 水防協力団体は、次に掲げる業務の範囲内で行うものとし、水防責任を有する水防管理者の所轄下にある水防団又は消防機関が行う水防活動と調和を図るものとする。

- （1） 河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力することとし、構成員の安全を確保した上で行うことが可能な活動
- （2） 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供
- （3） 水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供
- （4） 水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究
- （5） 講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発
- （6） 水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等の前各号に掲げる業務に附帯する業務

（水防協力団体の申請方法）（法36条第1項・第3項関係）

第4条 水防協力団体の要件を満たす者で、〇〇市（町）水防協力団体の指定を受けようとする者は、水防管理者（〇〇市（町）長）（〇〇市（町）△△部□□課）に「〇〇市（町）水防協力団体指定申請書」（様式1）に「水防協力団体活動業務計画書」（様式2）及び水防協力団体組織体制一覧表（連絡先）」（任意様式）を添えて、2部提出するものとする。

2 水防協力団体の名称、住所、事務所の所在地、業務内容、組織体制の変更をする場合も同様とする。（任意様式）

（水防協力団体の指定）（法第36条第2項・第4項関係）

第5条 水防管理者（〇〇市（町）長）は前項の申請により業務を適正かつ確実に行うことができると認められる場合は、水防協力団体として指定することができる。また、指定をしたときは、当該水防協力団体に対し、「〇〇市（町）水防協力団体認定書」（様式3）を交付するとともに、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示する。

2 水防協力団体の名称、住所又は事務所の所在地の変更の届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示する。

（その他）

第6条 この要領に変更が生じたときは、関係機関と調整し、その都度改訂するものとする。

2 その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

様式 1 (第 4 条関係)

〇〇市 (町) 水防協力団体指定申請書		年 月 日
〇〇市 (町) 水防管理者 〇〇市 (町) 長	様	
	住 所 (事務所所在地) 団体の名称 代表者氏名	
<p>水防法第 3 6 条第 1 項及び〇〇市 (町) 水防協力団体指定要領第 4 の規定に基づき、〇〇市 (町) 水防協力団体の指定を受けたいので、別添「水防協力団体協力活動業務計画書」(様式 2) を添えて申請します。</p>		

様式 2 (第 4 条関係)

水防協力団体協力活動業務計画書
<p>下記の〇〇市 (町) の実施する水防活動に協力します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>※ご協力いただける項目の番号に○印を記入してください</p> <p>I 河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動への協力 (指定要領第 3 条 (1) 関係)</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 災害時における土のうの袋詰めや運搬などの水防活動への支援</li><li>2 災害時における小さな子供やお年寄りなどの災害時要援護者の救護</li><li>3 災害時における住民に対する洪水注意報、警報などの情報の広報</li><li>4 災害時における住民の避難誘導、避難所開設・運営への支援</li></ol> <p>II 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供 (指定要領第 3 条 (2) 関係) 具体的な資器材の種類・数量及び保管場所等</p> <p>III 水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供 (指定要領第 3 条 (3) 関係)</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 日常における河川管理施設や許可工作物の安全性の点検や巡視</li><li>2 災害時における河川水位状況、雨量、強風状況などの情報連絡</li></ol> <p>IV 水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究 (指定要領第 3 条 (4) 関係)</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 市 (町) が作成する洪水ハザードマップの配布</li></ol> <p>V 講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発 (指定要領第 3 条 (5) 関係)</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 実体験等に基づく、浸水箇所や危険箇所などの地域住民に対する水防知識の講習</li></ol> <p>VI 水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等 (指定要領第 3 条 (6) 関係)</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 水防団が開催する水防演習への参加</li><li>2 住民の避難訓練の実施</li></ol> <p>◎その他ご協力いただける活動がありましたら内容をご記入ください。</p>

様式3（第5条関係）

〇〇市（町）水防協力団体認定書		年 月 日
住 所 （事務所所在地）		
団体の名称		
代 表 者	様	
		〇〇市（町）水防管理者 〇〇市（町）長
<p>水防法第36条第1項及び〇〇市（町）水防協力団体指定要領第5条の規定に基づき、貴団体を〇〇市（町）水防協力団体に指定します。</p>		

## 20. 4 水防協力団体との水防協働活動実施要領（例）

〇〇市（町）における水防協力団体との水防協働活動実施要領  
（趣旨）

第1条 〇〇市（町）における水防活動は、〇〇市（町）水防計画書に活動内容を明記しているところであるが、水防法が一部改正され、水防協力団体制度が創設されたことに伴い、本市（町）において水防協力団体を指定した際に水防団及び水防活動を行う消防機関と水防協力団体との水防活動の連携、協働業務等について本要領に定めるものとする。

（水防団等と水防協力団体との連携）（水防法38条関係）

第2条 水防法第36条及び〇〇市（町）水防協力団体指定要領に基づき指定された水防協力団体が行う水防活動は、水防団又は水防を行う消防機関による水防活動に対する協力業務であり密接な連携の下、活動を行うものとする。

（活動報告書の提出）（水防法第39条関係）

第3条 連携して行われる水防の効果が最大限発揮されるよう、指定された水防協力団体に対し、水防活動の活動記録についてその内容を明記した「水防協力団体活動報告書」（様式1）を提出させることができる。

（情報提供等）（水防法第40条関係）

第4条 水防管理者は、〇〇市（町）水防協力団体指定要領第4条に基づき提出された「水防協力団体活動業務計画書」や前項の「水防協力団体活動報告書」で示された活動内容について、その活動の実施に関し、必要な情報や指導、助言を行う。

（その他）

第5条 この要領に変更が生じたときは、関係機関と調整し、その都度改訂するものとする。

2 その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

### 様式1（第3条関係）

〇〇市（町）水防協力団体協力活動報告書	
	年 月 日
〇〇市（町）水防管理者 〇〇市（町）長 様	住 所 （事務所所在地） 団体の名称 代表者氏名
別紙のとおり水防活動を実施しましたので、〇〇市（町）水防協力団体指定要領第3条の規定に基づき提出します。	